

第十九回国会
衆議院

地方行政委員会公聴会議録第二号

昭和二十九年三月十七日(水曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事 加藤 精三君 理事 佐藤 親弘君

理事 藤田 弘吉君 理事 吉田 重延君

理事 藤田 義光君 理事 西村 力弥君

理事 門司 亮君

生田 宏一君 尾関 義一君

濱地 文平君 前尾 繁三郎君

山本 友一君 鈴木 幹雄君

床次 徳二君 橋本 清吉君

石村 英雄君 北山 愛郎君

大石 ヨシエ君 大矢 省三君

中井 徳次郎君 松永 東君

出席政府委員

国家地方警 齋藤 昇君

国家地方警 谷口 寛君

国家地方警 柴田 達夫君

国家地方警 山口 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

国家地方警 山本 喜雄君

第一類第三号(附屬の三)

地方行政委員会公聴会議録第二号 昭和二十九年三月十七日

本日の公聴会で意見を聞いた事件
警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について

○中井委員長 これより地方行政委員会公聴会を開会いたします。

本日午後二時に引き続き、警察法案外一件につきまして、公述人の方より御意見を承ることといたします。

この際公述人の方々に申し上げますが、御多忙中にもかかわらず、本委員会のため御出席くださったことに對し、厚くお礼を申し上げます。ことに、忌憚なく御意見を述べくださることを希望いたします。

それでは議事の進行上、ただちに公述人の方々の御意見を承ることにいたしますが、その公述時間は大体十五分ないし二十分の予定であります。何とぞその要旨は簡明にお述べいただきたいと思ひます。なお御陳述が終了した後、各委員諸君から質疑があることと存じますから、何とぞ御承知置きを願ひます。

まず東京都議会副議長清水長雄君。○清水公述人 警察法の改正につきましては、東京都議会は、東京都を一元としたところの一本の完全な自治体警察を強く主張し、これを決議しております。そこでこの線に沿ひまして、これから述べたいと思つております。

占領治下におきまする行き過ぎの点につきましては、もちろん是正すべきであります。警察の根本であり、また警察の中立性につきましては、どこまでも長く存続し、いやくも時の権力者が警察を濫用するようなおそれのある制度につきましては、断固反對いたし、また同時に地方分権の趣旨を没却いたしまして、地方自治体が完全なる自治体警察を持ち得ないような制度に對しては、反對をいたすものであります。

御案内のように、東京都は人口七百五十四万を数える、最も大きな完全な大都市であり、地方自治団体であります。同時に一面におきましては、都市の性格を持ちます公共団体であります。従ひまして、いづれの場合からいひましても、東京都が完全なる自治体警察を持つことは当然であります。そこで現在改正にあたりましていろいろ議論になっておりますが、そのうち最も大きく問題視されておるのは、何と申しましても、都道府県一本の警察制度の問題と、任免の問題であると思ひます。

東京都は先ほど申し上げたような大都市の性格を持ち、一面におきましては府県の性格を持つております。さような関係で、三多摩の自警、国警に關係しております市町村の理事者、並びに議会にももちろん、国警、自警に關係をいたしております職員も、また警視庁に統合し一本となることを希望しております。さような関係で、民主主義の原理に基き、当然東京都は一元といたしましたところの警察制度にいたすべきことを至当と考えるのであります。

次に任免権の問題であります。この問題につきましては、特に東京都に關係いたしております警視總監等のことにつきまして申し上げたいと思ひます。政府原案によりますと、警視總監の任免は、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとなっております。申し上げるまでもなく、東京都の公安委員会は、東京都七百五十四万人の人たちの手によつて選ばれた東京都の知事が、公安委員を推薦し、また東京都民の手によつて選ばれたる都會議員が組織しております都會議会の承認を得て、これを任命しておるのであります。従つて東京都の公安委員会は、まづたく東京都民の手によつてつくられたものです。この東京都の公安委員会が、警視總監の任免に關し何らタッチし得ない。任免権を持つていないということにつきましては、まことに不合理きわまるものであります。また、あたかも会社におきまるところの顧問のような感じがいたしますのであります。かようなことになりましたらば、結局時の権力者に警察が濫用しやすくなることに相なるのであります。これに對しましては断固反對をいたすのであります。また警視正以上の幹部の任免でございますが、これも政府原案によりますと、国の警察庁長官が任免し、普通の国家公務員といふようなことに相なつておりますけれども、これにつきましてもまた反對をいたすものであります。申し上げるまでもなく、警察は他の一般公務員と異なり、指揮監督の關係が非常に強く作用されるのであります。いわゆる命令服従の關係が強いのであります。そこで警視正以上の幹部が国の公務員であるということになりますと、結局警視庁全体があげて国家的性格になり、また口では自治体警察と称しましても、實質は國家警察のような形に相なるのであります。

またこの任免権の問題と関連いたしまして、予算の面につきまして一言申し上げます。警視庁の二十九年度の予算は百八億であります。そこで今回政府原案のごとく改正をいたします場合は、約十億の金が政府から東京都に交付になります。しかし三多摩におきまします警察が統合せられる場合におきましては、三多摩の警察に要する費用が約十億を必要といたします。そこで差引ゼロということになりまして、依然として百八億の金は都の費用をもつて支弁しなければなりません。しかし先刻申し上げたように、警察の幹部が國家の公務員でありますれば、結局警視庁全体が國家的性格となり、國家警察といふような形になります。さような形態のものに對しまして都の予算を依然として、百八億計上することは、不合理きわまるような感じがいたします。そこで予算の編成、審議等にあたりましては、警察の幹部と東京都の理事者、あるいは都議会との間に混亂を招くようなおそれが多分に

委員外の出席者
専門員 有松 昇君
専門員 長橋 茂男君

出席公述人
東京都議会副議長 清水 長雄君
神戸市長 原口忠次郎君
熊本市警察局長 久原 哲雄君
近畿大学教授 松本 米吉君
一橋大学教授 田上 穰治君
総同盟中央 天池 清次君
執行委員 天池 清次君

あります。

また戦争以前の警察制度におきま
る場合におきまして、国からの程度
地方に予算がまわつておつたかとい
点を比較したとして、一応申し上げ
るならば、もちろん当時の警部とい
うものは、地方が任免権を持つて
おつたのでありますが、予算は警部、
警視あるいは警察部長というよう
なものは、全部国庫支弁であり、また地方
公務員であります警部補以下の職員
の警察予算というものは、大体警視
庁に對しましては十分の六、大阪府に對
しましては十分の三半、その他の府県
に對しましては十分の一というよう
な割合をもちまして、国から交付にな
ておるのであります。これらの割合を
見ましても、いかに警視庁に對しまし
て多く交付になつておつたかとい
点がわかるのであります。これらを考
へますと、まことに思ひ半ばに過ぎる
ものがあります。また警察の事務の
内容につきましても、警視庁は政府の所在地
であるから、国家的警察事務が多い
であろうといふことは一応想像し得
るのでありますけれども、実際にこ
れを調査してみれば、国家的警察
事務は約一割五分であります。その
他の八割五分、大部分は、東京都民の直
接関係いたします地方警察事務であ
ります。これらの事務の割合からい
てしましても、任免権の問題が主客転倒
しているという感じがいたします
のであります。そこで私は、警視總監の
任免につきましても、東京都公安委員
会が、国家公安委員会の意見を聞いて
これを任免する、または、もしさやう
なことができないならば、現行通り東
京都公安委員会が内閣総理大臣の意見

を聞いて任免することが妥当であらう
と思ひます。また警視正以上の幹部に
つきましても、現行通り地方公務員と
いたすべきが当然であると思ひます。
最後に、一言重ねて申し上げます。
何と申しましても、せつかくできまし
た警察制度であります。この最もよい
ところの警察の中立性を長く存続させ
まして、いやくも時の権力者に警察
権が濫用せられるようなおそれのない
制度にし、かつまた地方分権の趣旨が
長く存続いたします、地方自治団体
といたしまして、完全なる地方自治警
察が持ち得るような制度になることを
強く主張いたします。

以上であります。

○門司委員 議事進行について……
ほかのことではありませんが、公述人
においで願つて公述をわれ／＼聞いて
おるのであります。これは単にわれ
われが聞くだけではありませんで、や
はり政府側の諸君も来てもらつて、一
緒に聞いた方が私はいいと思ひます。従
つて、ひとつ当局の出席を至急要求し
てもらいたいと思ひます。

○中井委員長 門司さんにお伺いし
ます。ただいまの御趣旨もつともで
あります。委員会といたしましては、
本日この公聴会のあることは政府側
によく伝え、その出席をあらかじめ求
めておいたのであります。いまだ政府
当局の出席していないことはまことに残
念であります。さらにただいま出席
を要求いたしました。この間政府当局
が来るまで公述人の公述を中止せよと
の御趣旨ですか。公述は進めても異議
なしとの御趣旨でございませうか。
○門司委員 私は、できればやはり当
局に来てもらつた方が筋が通ると思ひ

ます。あまり公聴会が形式的に流れ
て、ただ話を聞くだけでよいというこ
とであつてはならないと思ひます。わ
れわれも研究すると同時に、やはり当
局にも研究してもらいたい。それには
やはり国会が御苦勞願つております
公述人の意見が、当局側にも十分反映
するようにしていただきたい、私はこ
う考えております。

○中井委員長 いかでしよう。時も
だん／＼過ぎておりますから、一応公
述人の公述は進行するというようなこ
とで御承知願つては。

○加藤委員 当局側が陪席拝聴し
ませんのは、他にいろいろ議會要務等
があることからであらうと思つてお
ります。しかし、それはこの委員会の構
成には関係ないのです。主として委員
がこの公聴会において公聴するわけ
でございますから、進行だけはして
いただいて、その間極力出席を督促し
ただきたい、こう思つております。

○中井委員長 いかでしよう、公述
人の公述を進めることにいたしては……
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中井委員長 それでは委員各位の御
了解のあるものとして、公述人の公述
を進めることにいたします。なお政府
当局の出席を重く催促してくださ
い。

次に神戸市長原口忠次郎君の御公述
を願ひます。
○原口公述人 私は、ただいま御紹
介をいただきました神戸市長の原口忠
次郎でございます。本委員会におきま
して、警察法改正案に対する意見を開
陳する機会を与えられましたことを衷
心より御礼申し上げます。

御承知のごとく、現行警察制度発足
以来六年間、敗戦に続く道義と経済生
活の混乱によつて、犯罪は量質ともに
増大し、特に社会秩序を破壊する事犯
が頻発して治安確保が最も緊要とされ
た最悪の時期を通じて、都市警
察は、一方において人権の尊重、他方
において秩序の保持と犯罪その他の事
故防止という、この離れ／＼になりが
ちな二つの目標を調和させながら、わ
が国の最も重要な地域を担当し、現在
まで十分に治安確保の国家的要請にこ
たえて来たのであります。このこと
は、都市警察がその規模と能力にお
いて十分であり、また住民の信頼を得
ている証拠であると存じます。繰返して
申し上げますが、都市警察、なかんず
く大都市警察は、その規模と能力にお
いて十分であつて、わが国の警察の中
核をなし、しかもその運営は民主的に
行われて、人権尊重に遺憾がないので
あります。私どもはこの実績を有し、
現在その健在を誇つてゐる都市警察を
廃止せんとする政府案には、何として
も納得ができないのであります。しか
も、政府は従来から自治体警察をま
ま子扱いにしております。都市警察がそ
の経費の財源不足に悩み、絶えず政府
に要望してゐたにもかかわらず、政府
は不足がちな平衡交付金以外には、市
町村警察に對してはたゞ国費を出し惜
しんでゐましたのに、一旦ひもつきの
都道府県警察実現ともなりますれば、
特定経費の全額負担はもちろんで、一
般経費の相当割合に国費支出の気前のよ
さを見せるのは、それを裏書きしてい
ると存じます。もし政府がこのたびの
府県警察に對する財政援助を今日まで
都市警察に与えておられますならば、

より一層運営の完備を期し得たでござ
いませう。

ここで少しく都市自治体警察のあり
方について申し述べてみたいと存じま
す。警察の機能は国家的治安に關係す
る監護事件とか、全国的手配を必要と
する刑事事件に對処いたすことももち
ろんであります。また日々の住民の
日常生活に直結した警察、すなわち交
通、保安、防犯、青少年の輔導等にも
重大な使命を持つておりまして、實際
の警察活動では、この二つの任務が渾
然一体をなして遂行されなければなら
ないことは、御承知の通りでございま
す。交通警察と道路管理者の間、青少
年の教育と輔導について、救済事業と
防犯との關係について、公衆衛生と風
紀取締りというように一々数え上げて
申し上げるまでもなく、すべての市政
はこまかい点まで警察が阿吽の呼吸を
合せて運営せられるかどうかによつ
て、その総合効果は非常に違つて参
るのであります。この事実が無視せら
れまして、単に治安力強化の一面のみを
取上げて警察が都市行政から切離され
れば、都市行政の総合的運営は阻害さ
れることになりまして、それによつて得
るところの利益よりも、失う損失の方
が国家的に見て大きいのでございま
す。さらに警察は必然的に権力の行使
に主力を注ぐこととなりまして、市民
の人権が侵害される危険が増すのでござ
いませう。都市警察の明るさは失わ
れ、市民の感情は急速に警察から離反
して行くことは必然でございませう。
う。こうなれば、警察は予期した能率
が上りませんから、警察当局はさらに
一層権力強化の手段を考へることにな
り、次第に戦前の警察に復帰するおそれ

がありまして、このようになるのを防ぐのが民主警察の根本理念であると考へるのであります。市民の協力を得られなくなつた警察は必然的に人員を増加し、これに伴つて経費も増高することとなりましよう。

次に最も重要なことは、警察の地方分権が、多年の政治的経験によつて警察の中立性維持のため最上の制度となつてゐることであつて、これについては、ここに多言を要しないのであります。これらの都市警察の本質を考えますれば、改正案は民主警察の本質の理解において誤りを犯してあり、あまりにも警察力の権力的強化に偏向して、自治体と自治警察の中核を破壊し去らうとするものであります。もちろん行政財政能力の弱い市町村については、實際問題として、自治警察を維持することが無理であり、警察行政の能率的な運営がむづかしいことを認めないものではございません。このような市町村については、住民が自主的にその採否を決定し得る道を開いておくことは、制度として必要であると思ひます。しかしながら、弱小市町村の自治警察を廃止する必要があるから、この際市町村警察はむしろ全部廃止すべきであつて、能力があるからといつて、一部の都市警察を存置することは不当であるといふ議論が行われてゐることは、まことに不可解と存するのでございませう。かつて米國からわが國に税制改革の使命を帯びて來朝したシャウ博士の調査團が、わが國の地方自治体をつぶさに調査したしまして、結論として報告してゐることは、あらゆる地方の事務は、民主政治の理念からも、その負担能力のあるところの最も住民に近い

い關係の事務とすべきであると申しております。外國人の意見を引用するまでもなく、かつて地方行政委員會の二箇年にわたる調査の結論において、また地方制度調査會の答申において、警察事務を含むすべての行政事務は、できる限り住民の身近な地方団体に行はしむべきであるという原則は貫かれてゐるのであります。政府案では、府県警察によつて行政の簡素化と民主的保障をはかると申してありますが、府県の民主的性格については、多大の疑問を持つております。この府県に警察行政を担当せしめる場合は、警察の自治的、民主的運営が保障せられな

す。政府は今回の改正案をもつて、自治警察であると強弁せられておりますが、首脳部の任免権が國家に存する自治といふことはあり得ないのであります。政府の原案は、この意味で必要の限度を越えて、純粹、強力、かつ集權的な警察制度でありまして、旧内務省のもとにおける警察制度にも増して、危険な權力の集中を來すものといわざるを得ないのであります。

次に、市町村警察の非能率の一面として、自治警察相互の連絡が悪いといふことが指摘され、特に都市と周辺部との關係に警備の盲点があるといふ議論があります。統計によりますれば、たとえば神戸市の凶悪犯罪の被害者のうち、その住居地が神戸市内にある者八四％でありまして、あとの一六％のうち、さらに半数以上が他府県であり、周辺部に住居を持つ者はわずかに七％であります。これから推測できますことは、都市は周辺部に對すると同様程度に、他府県との連繫の必要があるといふことである。むしろ都市警察は、隣接の府県にとどまらず、全国的な規模において犯罪捜査、治安確保の総合的協力をはからなければならぬのであります。現にこの方針に沿つて、両面を考へながら通信、鑑識施設の整備、応援協定の締結等がなされておるのであります。またこの分野においては、國家もまた自治警察相互の連絡調整に當るべき任務を持つておるのであります。

改正案においては、五大市に府県と同様の警察單位を認めながら、何ゆゑに今回これを否認せねばならないかといふことであります。治安狀況に格段の變化もなく、経費節約の問題についても、五大市警を存置してもほとんどかわらないのでありますから、われわれはその理由を見出すのに苦しむのであります。

府県警察によつて行政の簡素化と民主的保障をはかると申してありますが、府県の民主的性格については、多大の疑問を持つております。この府県に警察行政を担当せしめる場合は、警察の自治的、民主的運営が保障せられな

す。政府は今回の改正案をもつて、自治警察であると強弁せられておりますが、首脳部の任免権が國家に存する自治といふことはあり得ないのであります。政府の原案は、この意味で必要の限度を越えて、純粹、強力、かつ集權的な警察制度でありまして、旧内務省のもとにおける警察制度にも増して、危険な權力の集中を來すものといわざるを得ないのであります。

次に、市町村警察の非能率の一面として、自治警察相互の連絡が悪いといふことが指摘され、特に都市と周辺部との關係に警備の盲点があるといふ議論があります。統計によりますれば、たとえば神戸市の凶悪犯罪の被害者のうち、その住居地が神戸市内にある者八四％でありまして、あとの一六％のうち、さらに半数以上が他府県であり、周辺部に住居を持つ者はわずかに七％であります。これから推測できますことは、都市は周辺部に對すると同様程度に、他府県との連繫の必要があるといふことである。むしろ都市警察は、隣接の府県にとどまらず、全国的な規模において犯罪捜査、治安確保の総合的協力をはからなければならぬのであります。現にこの方針に沿つて、両面を考へながら通信、鑑識施設の整備、応援協定の締結等がなされておるのであります。またこの分野においては、國家もまた自治警察相互の連絡調整に當るべき任務を持つておるのであります。

改正案においては、五大市に府県と同様の警察單位を認めながら、何ゆゑに今回これを否認せねばならないかといふことであります。治安狀況に格段の變化もなく、経費節約の問題についても、五大市警を存置してもほとんどかわらないのでありますから、われわれはその理由を見出すのに苦しむのであります。

府県警察によつて行政の簡素化と民主的保障をはかると申してありますが、府県の民主的性格については、多大の疑問を持つております。この府県に警察行政を担当せしめる場合は、警察の自治的、民主的運営が保障せられな

す。政府は今回の改正案をもつて、自治警察であると強弁せられておりますが、首脳部の任免権が國家に存する自治といふことはあり得ないのであります。政府の原案は、この意味で必要の限度を越えて、純粹、強力、かつ集權的な警察制度でありまして、旧内務省のもとにおける警察制度にも増して、危険な權力の集中を來すものといわざるを得ないのであります。

次に、市町村警察の非能率の一面として、自治警察相互の連絡が悪いといふことが指摘され、特に都市と周辺部との關係に警備の盲点があるといふ議論があります。統計によりますれば、たとえば神戸市の凶悪犯罪の被害者のうち、その住居地が神戸市内にある者八四％でありまして、あとの一六％のうち、さらに半数以上が他府県であり、周辺部に住居を持つ者はわずかに七％であります。これから推測できますことは、都市は周辺部に對すると同様程度に、他府県との連繫の必要があるといふことである。むしろ都市警察は、隣接の府県にとどまらず、全国的な規模において犯罪捜査、治安確保の総合的協力をはからなければならぬのであります。現にこの方針に沿つて、両面を考へながら通信、鑑識施設の整備、応援協定の締結等がなされておるのであります。またこの分野においては、國家もまた自治警察相互の連絡調整に當るべき任務を持つておるのであります。

改正案においては、五大市に府県と同様の警察單位を認めながら、何ゆゑに今回これを否認せねばならないかといふことであります。治安狀況に格段の變化もなく、経費節約の問題についても、五大市警を存置してもほとんどかわらないのでありますから、われわれはその理由を見出すのに苦しむのであります。

府県警察によつて行政の簡素化と民主的保障をはかると申してありますが、府県の民主的性格については、多大の疑問を持つております。この府県に警察行政を担当せしめる場合は、警察の自治的、民主的運営が保障せられな

す。政府は今回の改正案をもつて、自治警察であると強弁せられておりますが、首脳部の任免権が國家に存する自治といふことはあり得ないのであります。政府の原案は、この意味で必要の限度を越えて、純粹、強力、かつ集權的な警察制度でありまして、旧内務省のもとにおける警察制度にも増して、危険な權力の集中を來すものといわざるを得ないのであります。

次に、市町村警察の非能率の一面として、自治警察相互の連絡が悪いといふことが指摘され、特に都市と周辺部との關係に警備の盲点があるといふ議論があります。統計によりますれば、たとえば神戸市の凶悪犯罪の被害者のうち、その住居地が神戸市内にある者八四％でありまして、あとの一六％のうち、さらに半数以上が他府県であり、周辺部に住居を持つ者はわずかに七％であります。これから推測できますことは、都市は周辺部に對すると同様程度に、他府県との連繫の必要があるといふことである。むしろ都市警察は、隣接の府県にとどまらず、全国的な規模において犯罪捜査、治安確保の総合的協力をはからなければならぬのであります。現にこの方針に沿つて、両面を考へながら通信、鑑識施設の整備、応援協定の締結等がなされておるのであります。またこの分野においては、國家もまた自治警察相互の連絡調整に當るべき任務を持つておるのであります。

改正案においては、五大市に府県と同様の警察單位を認めながら、何ゆゑに今回これを否認せねばならないかといふことであります。治安狀況に格段の變化もなく、経費節約の問題についても、五大市警を存置してもほとんどかわらないのでありますから、われわれはその理由を見出すのに苦しむのであります。

すこぶる遺憾に思うものであります。少くとも六年間における自治警察の運営に当りました者の意見は、十分参考とせらるべきではなかつたかと存するのであります。

さて本法案の内容を見ますとき、その主眼とするところは、警察組織の一本化と警察権の中央集権化を企図せられ、そのために民主警察の基本的理念は完全に抹殺され、まづた昔の内務省警察への逆行の感を深くせざるを得ないのであります。すなわち公安委員会の人権を剥奪し、内閣総理大臣が警察庁長官と警視總監とを任免し、警察庁長官が府県本部長及び警視正以上の上級幹部の任免権を持ち、人事権はまづた政府に直結し、中央集権の組織を確立せんとするもので、警察国家再現のそしりは免れないものと言えましよう。警察が政治的に中正なる警察活動を確保するためには、人事が民主的に保障されることがまず最大の要件だと信じます。私は最初に申し上げましたように、戦前の警察組織の中で長年勤務をいたしたものであります。が、その最も著しい弊害の一つとして、警察が政治的中正を失して政争の渦中に介入し、政府争奪と結託して、選挙の干渉強圧に狂奔した事実をつぶさに体験しております。当時私の県では、警察官が内閣と運命を共にして辞職し、内閣更迭のたびごとに現職と退職警察官とが交替し、現職警察官と退職警察官と対立して相争い、ひいては県民の政争を激化せしめ、選挙に際して警察官に対する刃傷ざたを頻発せしめるという、まことに憂うべき事態を現出したのであります。さらにまた戦時中における選挙選

挙においても、翼賛会が推薦する候補者以外は、自由立候補者と称してこれに弾圧を行つた事実等を思い起すとき、慨然たるものがあるのであります。かように政治的に警察権の濫用が行われるに至つたその原因は、少くとも当時の中央集権の警察制度のしからしめたものと云わざるを得ません。終戦後警察の民主化と地方分権によつて、現在の自治警察制度が実施されてから六年、その間数度にわたる各種選挙が行われましたが、選挙干渉等にわたるような事実はまづた根絶し、最も公正なる選挙取締りが実施されておりますことは、まづた民主的の地方分権による政治的中正が確立せられた結果にほかならず、この点からいいたしまして、中央集権の警察制度が政治的中正を破壊する危険を招来するおそれ、多分に内蔵されていると言わねばなりません。改正法案では、昔の警察になつた公安委員会制度を置いてあるの、その危険性はないと理論づけられるのであります。が、人事権を持たない弱い公安委員会、その危険を完全防止することは困難であります。現行法において、国家公安委員会や国警本部は運営管理の権限を有しないのであります。が、実際には会議または書面によつて、府県公安委員会の運営管理の権限に属する事項について指示が行われている実情であります。しかも新法案では、府県公安委員会は府県警察を管理すると、きわめて漠然たる規定に変更され、他の一方では、国家公安委員会に、国の公安にかかるとのについての警察運営権と警察行政の調整権を与えてある点を考えますとき、人事権とともに強力な国家の指揮

子の非合法活動に対しては、これは権力をもつて当るよりも、やはり大多数の国民市民が警察に真に親しみをもち、警察活動に心からの協力を得ることが最も効果的であると考へます。ゆえに市民と親しみやすく、市民の警察だというような制度が最も望ましいところ、自治警察制度がこの点からいいたしましても最も適合したものと思ふのであります。

次に、自治警察はばらばらで、連絡が不十分で、非能率であると言われますが、私は絶対さうな心配はないと信じております。形の上ではばらばらになつておりますが、警察活動の実際の面においては、決してばらばらではないのであります。現行法上の警察の責務は判然規定されておりました、国警といわず、自治警といわず、この責務はまづた同一であります。私もその責務を完遂するために、自警と国警、自警相互間に常に緊密な連絡と協力をいたしております。その例として、県下の自治警察署長と国警の地区警察署長の連絡協議会を設けて、国警隊長を会長としてとき／＼会合を開き、連絡協議をいたしております。また各係におきましても、それぞれ適時必要な会合を開いて連絡をはかつておるのであります。自治警察がばら／＼にかつて気ままなことをいたしているようなことは絶対にないであります。また能率の点におきましては、犯罪の捜査検挙の面でも、警備治安の面においても、戦前と比較して決して低下いたしたとは思ひませぬ。自治警察制度実施当初におきましては、戦後の混乱時代で、治安面も安定せず、従つて治安を乱すような事

件も発生したのであります。これは戦後の混乱した社会情勢下のことで、制度に基因するものとは考へません。しかも都市は治安上最も困難な状態に置かれていたにもかかわらず、戦後の治安は一応安定したことは明らかな事実であり、都市を支持する自治警察の能率が、十分発揮されたことを立証するものと信ずるのであります。熊本市の特殊な問題として、昨年六月西日本を襲つた大水害に際して、熊本市は前古未曽有の大泥水害をこうむつたのであります。が、当時被害のきわめて重大なるため、国警本部に対して応援の要請をなしたのであります。が、国警においても応援派遣の余裕はないといふこと、市警の職員のみによつて当初の罹災者救助に当つたのであります。が、当時人命を救助した者五百三十八名に上り、二十万に及ぶ罹災民の救護活動は実に容易ではなく、かつたその間災害を機として、一部尖鋭分子による罹災者への働きかけ等も行われました。が、警備警戒に努めた結果、これらに対するところの治安上の問題も何ら惹起することなく、また災害時の犯罪発生もきわめて少く、治安の完壁を期し得たため、市民は不安動揺することなく、復旧に立ち上り、きわめて敏速な復旧を見ることができたのであります。

の例をあげてはまことに恐縮でございますが、昭和二十六年六月、国警の管下であります五家荘の入口に當る柿迫村の山奥である、西の高野山と称される釈迦院で、黄金仏像並びに現金の集団強盗事件が発生いたしました。この特殊事件の手配を受けた市警におきましては、ただちにこれが捜査に着手し、国警と緊密な連絡のもとに特別の一斉捜査を開始しました結果、事件発生翌々日、市警において犯人全部を逮捕いたしました。検察した刑事に對しては、即刻国警隊長から感謝状とともに賞与金まで贈られたのであります。

かように私どもは、犯罪の捜査については、管内とか管外とかいうような意識はまったくないのであります。普通事件の検挙におきましても、年間熊本市で、他の自警または国警管内で発生した事件を八百件程度検挙いたしております。また熊本市で発生した事件を他の自警または国警で五百件程度検挙してまわっております。ともすると現在の制度では、管轄権に制限されて犯罪捜査が自由にできないようなことを心配される向きもありますが、現行法の規定においても、管外に捜査の手を伸ばすことは何ら制約されず、犯罪捜査上の不便はとも感じないのであります。

以上の点からいまして、現在の制度では連絡が不十分とか、能率が上らないとかいうようなことは絶対にありません。

次に国警、自警の二本建の現制度においては、人員及び施設の重複によつて不経済な負担となつており、その経済的面からしても改正の必要があると

いわれますが、熊本市の実際の面を考へて見まして、決して重複するようなことはないと信ずるのであります。同じ市に市警の本部と国警の原本部とが二重にあるのはむだな存在のように思われるかもしれませんが、しかしこれは実際の状況を申し上げますと、市の警察本部は警察吏員百十九名であります。その担当する仕事はほとんどが第一線で活動いたすのであります。その内容を申し上げますと、公安関係の人員は、直接警備治安関係の情報活動に當つておるのであります。警備交通関係の人員は、全市内の交通事務及び特別警備隊の仕事に當つております。捜査関係の人員は、これまた同様特別な事件の捜査に當る特別捜査班といえるのであります。なおまた防犯関係におきましても、少年事件の処理、補導、保安関係の指導、取締り等に從事しておるのであります。これらは各所に分割配置すべきものを、その能率の面から考へて、本部で一元的に運用してゐるだけであつて、決して本部要員として別個に存在するものではないのであります。警務関係、企画関係というのがあります。これは一本化されても当然必要な人員程度にすぎないのであります。警察の一本化によつて相当な人員の整理ができるとして、三万人の警察職員の整理をやつて、国家経済上多額の経費節減をはかるといわれておりますが、もしかような人員の重複が整理の対象と考えられるといはしましたならば、その誤まれるものはなほだしいと思ふのであります。これは、まづたゞそれだけ警察力の削減となることは必定であります。もし現在の治安情勢と国家経済の上から人員整理が必要だ

といはしますならば、自治体警察といはしても、人員整理をすることはごうもさしつかえないと考えます。

さらに今回の改正によつて、自治体警察職員はその給与率及び退職金等著しく減額されることになつておりました。すでに全国八万五千余の自警職員に一大不安と動揺を与へていることも見のがすことのできない事実といわなければなりません。一片の法律の改正によつて、多数の警察官の給与を減額するということは、平素黙々として働いてゐる自治体警察職員に著しく不利益をもたらす措置であり、しかもこの不利益処分に対して警察官は法によつて労働組合の組織を禁ぜられており、一方においてこれを強く要求する法的措置も講ぜられていないのであります。これに對しては一時的手当をもつて補われるとされてゐるのであります。が、もし、一本化された場合、一方には手当を受けた者と、一方には手当を受けぬ者とが生ずる結果となつて、これではたしてしつくりとした融和がとれ、円満なる執行務の運営が行われ得るでございましょうか。これらの点を考へ合せても、今次の改正の非妥当性がここにも指摘されると思ふのであります。

以上、本法案に對し各問題点について意見を申し述べたのであります。結論として私は、都市自治体警察は存置すべきである、但し自治体の財政その他の事情によつて警察を維持しないことができるという制度が最も妥当であると信じます。ゆゑに私は、この法案に對しましては遺憾ながら賛成できないのであります。

○中井委員長 公述人の御公述は一応終了いたしました。よつてこれより質疑に入りまします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。鈴木幹雄君。

○鈴木(幹)委員 熊本の久原さん、二点簡単に伺ひたいと思ひます。一、あなたの過去三十年の経験に基く、ことにまた六年間の自治警の活動から今日までの体験から出ました御意見に對して、多大の敬意を持つて拝聴いたしましたものであります。あなたのお話の中で、二の点につきまして御意見を伺つてみたいと思ひます。

その一つは、警察は治安の維持確保ということが目的であります。それが、その最終の場面におきましては、実力行使する機関ということとは争えない事実であらう。実力行使してでも、また自分の身体に對する被害をも顧慮することなくしてやらなければならぬ。こういう使命を持つておる機関なのであります。そういう機関といふのは、おそらく多分に、国家的な使命を持つたものであり、そうであるとするならば、その活動、その運営が民主化されるということはもちろん重要な問題であります。この点をしばらく議論外にするならば、どうしても組織的、系統的なものでなければならぬという意見があるものであります。そういうことにつきまして、あなたの御体験から見まして、この点はどういうようにお考えになつておるかということをおまします。

○久原公述人 お尋ねの点について意見を申し上げます。お尋ねのように、警察が最終的には実力行使しなければならぬといふのはごもつともなことと存じます。かつまたそれに対しては、相当系統的ないろ／＼な精力がなされ

なければならぬ。これも私お尋ねの通りに感ずるのであります。それにつきまして、やはりその度合いによつていろ／＼問題はあらうかと思ひます。が、この度合いに従ひますところの警察の活動隊の組織につきましては、現在の制度下におきましても、各県等を一つの単位としたしまして、そうして国警、自警を一丸としたところの機動隊の設置をする、こういうことがきわめて必要であり、またそれによつて一つの府県に起り得ると予想されます事態に對して対処できるのではないかと考へられます。これは警察力ではいけないと考へられますし、それにはまた現在あります保安隊その他の問題も考へられると思ひますが、私は一応そういうふうにと考へます。

○鈴木(幹)委員 今の点はわかりました。もう一つ伺ひたいと思ひます。それは人事の問題であります。あなたのお話を承りますと、熊本市警創設以来六年間御在任になつたことと思ひます。私の知つておる限りにおきましても、市警の本部長と申しますか、市警の長になられた方は、大部分創設以来御在任になつておられます。その間に更迭をされたという方は、ごくわずかな方しか私は存じません。しかもその原因は、自分自身もしくは部下の間における不正事件であるとか、不当な事件といふようなことの責任をとつたといふことが私の聞いている範囲における大部分の方であります。そういう以外の方は、おそらく六年間御在任になつて精勵されておられます。まことにけつ

ればならぬことに人事の沈滞がある。ことに部下の側から見ても、本部局長は六年間以上、今後何年続かわかりませんが、すわつておられるということは、一面安心感を与えますが、同時に自分の将来を考え、また励みというように考えて参ります。ここに人事の沈滞という現状も一面にはあると思います。それは、現行法を一応是認する立場において、こういう問題をあなたの御体験から見るとどういうふうにお考えになっているか、こういうことを承りたいのであります。

○久原公述人 人事の問題についてのお尋ねでございますが、意見を申し上げます。

自治体警察は非常に人事が行き詰つておるといふようなことを時たま言われるのであります。幹部が長年その席についておられますと、下の者が昇進できないというふうなことは当然な話であります。しかしながら、自治体警察だからそうである、これが自治体警察の特殊性だということだけでは受取れないだろと思ひます。やはり自治体警察は、そこにおるからそうであつて、まわつて歩かないから非常に長くおるのではないかと、そういうふうな私には思ひます。そうかといつて、長くおるから下がはけない、まわつて歩けば下がはけると申しますと、まわつて歩いても、下がはけるといふようなことにはどうも私は考えられないのであります。そのために人事交流をする必要があるのじやないかといふような議論がありますが、これも一つの方法であらうと思ひます。従つて、かわつて新たな気持でやるといふ

点におきまして、人事交流といふものは必要だと私は思ひます。

○鈴木(幹)委員 御意見よくわかりました。

原口さんにつただけ伺ひしておきます。それは、今運営をなさつていらつしやいます市警の問題についてですが、市の事務として今自治警があるわけでありまして、そうして、市町村の任命といふものか、それによつて、公安委員会がこの人事運営一切をつかさどつてゐる。そこで、市の事務の最高責任者として、理事者として、市長さんが公安委員会に対して関与してゐるといふのは、公安委員の任免をめぐる問題だつてありまして、それ以外の問題については責任もなければ権限もない。こういう建前になつてゐるのが現行法だろと思ひます。そこで私がお尋ねたいのは、市長という市の事務の最高責任者、理事者として、公安委員会に対してそれ以上の働きかけをするといふことは違法だろと思ひます。そのうち、そういう建前で、市の事務としての警察事務を処理する上において不都合な点はないか、物足りないう感じはしないか。もしくは市会の方から見まして警察の責任を追究するといふ場面を考えて参りましたときには、それは一体どういふことになるか。市会が公安委員会の責任を追究するの、市長の事務に対する責任を追究するの、この責任の分界といふものは一体どういふようになるべきか。御経験なさいましたところから割出して一体どういふようにあるべきであるかといふことを、ひとつ承りたいのであります。

○原口公述人 お答えいたします。御

指摘のように、法的には、市長が公安委員を任命いたしました。そうして日常の警察事務は、警察局長をして公安委員会がやらしてゐる、こういうことになつておりました。直接の責任は市長にはないやうでございますけれども、私は、やはり警察事務は市の行政の一部分であつて、市長は最終的な責任は持たなければならぬといふふうな考へておりました。従ひまして、私の方の市会におきまして、警察問題について市長の意見はどうかといふことが再三質問される機会が多いのであります。そういう場合には、私は市長として、やはり警察事務は市の行政の一部分であるといふ信念のもとに常に答弁いたして参つておるわけでございまして、従ひまして、警察の毎日やつております事務を市長としてやはりある程度知る必要があると考へまして、私、市長になりましたから、月に一回ずつ正式な公安委員会に必ず出席いたしまして、いろいろ問題を細大漏らさず知つてゐるわけでございます。しかし、そういう問題について意見を言うとかいふようなことは一切私はとやめておりますが、神戸市全体の治安の最後の責任はやはり市長として持たなければならぬ。そういうふうな考へて、私は今日事務を遂行してゐるわけでございます。

○鈴木(幹)委員 公安委員会が開かれるたびに市長さんも御出席なさつて聞いておいでになつて……(原口公述人「一箇月に一べんです」と呼ぶ)一箇月に一べんですか。それで非常に御努力を払つておいでになりまして、最終的な責任を負うに十分なる態勢をとつてゐる、こういうふうな御見解のよう

でございますが、それならば、法的論的に見ましてそういう方方がいいのか悪いのか。これは現行法や改正法の問題でなしに、あなたは一体市長として、それで最終的な責任を果せるかどうかという問題を一べんお聞きしておきたい。つまり私の申し上げてゐることは、あなたは委員会で意見を述べない、もちろん述べないわけに行かないでしよう。それではあなたの意思は反映はいたしませんね。あなたは公安委員会がどういふふうな運営されてゐるかといふことは聞いて知つてゐる。あるいは連絡があつて知つてゐる。こういうことですが、最終的な責任を警察事務に關して持つ市長としてそういう方ではないのかどうかといふことです。それはそういうふうになつてゐるからよろしい、やむを得ないといふのか、また市会もそれで満足してゐるのか、こういう問題なんです。これは現行法の立場を離れて御意見を伺つてゐるわけなんです。

○原口公述人 お答えいたします。一箇月一べんずつでございまして私は公安委員会に出席いたしまして、そうして警察のやつてゐる事務をいろいろ聞く。こういうことを私はやつてゐるわけなんです。私は別に意見を言うとか言わぬといふことをやつてゐるわけではございませんが、神戸市の治安その他の問題について、警察行政が、私が直接やつてゐる市の私の部局の行政と非常に密接な関係もございますので、そういう問題を出るに上り、私が公安委員会に出るということが非常に必要でございまして、最後の責任の問題のとりかたについて、今の制度がいかに悪いかといふ

御質問だと思ひますが、今の制度ができましたのは、本来ならば公安委員会がなく、ほかの部局と同じような組織になるべきものが、市長一人の考へによつて警察を運営することは間違ひを起しやすうといふような親心から今日の法律ができ上つてゐるのではないかと考へておりました。三人の公安委員の総意によつて警察行政をやまらぬやうに運営して行くといふのが今日の建前だと思ひます。その公安委員は市長が市会の承認を得て任命することになつておりますので、もしその公安委員が適正な警察行政をやらぬと考へた場合には、いつでも取消すやうな方向に行き得るんじやないかと考へております。従ひまして、今日の行政が悪いといふふうには私は考へてゐないわけでありまして、

○中井委員長 大矢君。

○大矢委員 原口さんにお伺ひしたいのですが、政府はこの法案を提出するにあつて、地方制度調査会の答申を尊重して……これは、これのみならず今度の地方税法の改正の場合でも、特にその答申を尊重して立案したといふことを言つておる。御承知の通り、今度の調査会の答申は、府県並びに大都市の自治体警察はこれを残せといふ答申であります。そこで、今度の法案では大都市警察といふものはなくなつて、答申と反した法案を出してゐるのですから、何か政府から、大都市の責任者として、こういうことになつた経過について、あるいはまた公式、非公式に何か意見を聞かれたことがあるかどうか、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○原口公述人 今から二、三箇月前だ

と思ひますが、私犬養法務大臣にお目にかかりまして、都市警察存置について御陳情を申し上げたことがございませう。そのとき犬養法務大臣に、私は、大都市警察は存置すべしという地方制度調査会の答申案が出ておりますから、どうか答申案の通りにお取上げをお願いしたいということを陳情いたしましたところが、地方制度調査会の案は、あれは一応の参考案である、政府は別に考えておるから、あの通りにするというわけには行かないというような御趣旨のお言葉をいただいたように考えております。で私は、国会議員の方もお入りになり、学識経験者その他の方がお入りになって、せつかく長いこと政府がおやりになった地方制度調査会であるから、ぜひあの答申案を採用していただきたいということをお願いも申し上げましたが、犬養法相は、私が今申し上げましたようなことをお話になつたように記憶いたしております。

に、絶えず官選が望ましいということを書いてある。ところが憲法に、地方自治の長はこれを公選にするというところがありますから、憲法を改正するか、あるいは府県が自治体にあらずというこの自治法の改正がなくては、地方長を官選にするということは憲法違反であります。自治法では、地方公共団体とは市町村並びに府県をいふというのでありますから、これではできないということから、近く自治法を改正して、そして府県知事を官選にする、その場合に二つ、三つの警察があるという体制がきかない、こういうことがねらいのようでありませう。これは決して想像しての話でなしに、自治庁長官もこの委員会でしばしば官選が望ましいと言つてゐる。しかも完全な自治体というものは市町村であつて、府県はいわゆる公益性を持つた中間的なもの、国の出先機関だと言つてゐる。私のお聞きしたいのは、そういう場合になつたときの公安委員の性格です。もし官選知事になつたときの東京都の公安委員というものは、自治体であつた都知事の推薦する公安委員とは非常にかわつて来ると思ふ。私はなぜこのことを聞くかと申しますと、警察国家になるおそれが非常にあるとわれわれが指摘いたしますと、その心配はないんだ、現に公選によるところの知事の推薦にして、しかも都会の承認を経た公安委員が牽制するから安心してよろしい、こういう答弁なり説明が行われておりますから、もしそういううぐあいに、官選になつた場合の公安委員の性格をわれわれが考えるときに、ころつとかわるのではないか。そうしますと、今政府が説明しているような、公

安委員会そのものが警察の行き過ぎを監督するから心配ないんだということが、公安委員の性格がかわると同様にかわつて来る。そういうことを考慮に入れて、いろいろこの問題についてお考えになつたことがあるかどうか。それはいつのことかわからぬから、当面の問題だけ考えているのか、私どもはすぐにもなるように思つておりますので非常に心配なんです。その点副議長さんはよくおわかりと思ひますから、お尋ねしたいと思ひます。

清水公述人 非常に先の、大きな問題でありまして、これはあげて国会の先生方の担任であると思ひます。しかし、一応考えてみますと、さような場合におきましては、自然公安委員会の性格もかわつて来ると思ひます。そこで、それと方向のマッチしたような改正が行われると思ひます。さようなことにつきましては、今どれがよろしいとかこれがよろしいとかいう見識は持つておりません。しかし私は、都道府県一本の警察がよろしいのだということにつきましては、東京都の性格が、大都市の地方自治体である反面において、府県の性格を持つた公共団体であるから、東京都の場合においては、東京都を一本とした警察制度でよろしいのだ、こういうことを冒頭に申しております。そこで、全国の都道府県の議長会において決議いたしました都道府県一本の警察体制という点とは、東京都の場合には多少違つておりますから、この点ひとつ御了解になつてください。

大矢委員 これは小さいことでありますが重要なと思ひますから、経験によつてお答え願ひたいのですが、自治体警察ができた当時には、御承知の今の保安隊の前身であつた警察予備隊といふものはなかつた、あつて警察が一切の治安に任ずるということ、ピストルも持たし、しかも都市の治安が非常に重要なことから、終戦前の二倍ないし三倍の大きな人員をもつて構成した。その後警察予備隊ができ、また保安隊ができ、また今後四万もふやして大きなものになります、そういうことになりまして、今の警察は半分ぐらいでいいのじやないか。従つて警察予備隊なり、保安隊のできた後における警察のあり方というものは非常にかわつて来ていると私は思ひます。そこで半数ぐらゐに減すことができるかどうか。もちろん労働基準法なんかあつて、なかなか前のように行かない。時間的に制限を受けておりますから、そう簡単にには行かぬと思ひますが、少くともあつた大規模の治安を維持するところの一つの軍隊にひとしいものができただのですから、都市の警察なんというものはうんと減員ができるのじやないかということが一つと、それから小型武器を所持させておるが、拳銃が実は二百六十ちようばかりとられておるのです。現にこの間統計をもらつてびっくりした。不注意から来るいろいろな取締りの関係であります、これまた二百二十ばかりの生命をなくしておる。生命を保護する警察官によつて、二百何十名が裁判も何も受けずにピストルで殺されてゐる。こういうことになる、たいへんなことになる。こういうことからいへば、あの終戦直後の治安から行きますと、あの場合には拳銃といふものを持つ必要があつたかもしれないが、今日の警察では拳銃

は私は必要じやないと思ふ。従つて拳銃を取上げる必要があるのじやないかと思ふのです。これはそのために巡査みずからも迷惑しておる。うちに持つて来てもやす／＼寝られぬ。ずいぶんいろいろな事件が起きて、そのために始末書を書いたり、みずからもけがをしてゐる人がありますが、特にアメリカがこれをやつた。アメリカでは、国民が護身用として自由に拳銃を持つてゐるのですから、相手が持つてゐるからこつちも持つ、これは当然であります、日本なんかでは、ほうちようの少し大きなものでも凶器として扱われ、あるいは先祖伝来の宝刀であつても、一応届出なければ持たれぬ。何も持たない国民に対して、これを取締る警察官がピストルを持つ、これこそ行き過ぎだと思ふ。もし警察に行き過ぎがあるというなら、拳銃を持たしたことが大きな行き過ぎだ。これを取上げることによつてどうなるか。大都市はそういう事件が多いのですから、人数を減すということが現状において可能性があるかどうか、しかもどのくらい減されるか、それから拳銃を取上げることに對しての可否、これについてこの機会にちよつとお伺ひ申し上げたいと思ひます。

清水公述人 お説の通り、大都市には比較的多数の警察官が配置になつております。またそれだけ警察の事件も多いのであります。しかし一般の国の方針に基きまして、警察官の数を行政整理によつて減すという場合におきましては、現在の機構のもとにおきましては相当程度減らし得ると思ひます。また拳銃等の問題につきましては、事態の緊急度によつて違ふと思ふのであ

りまするが、警視庁管下におきましては、現段階におきましては、一応携帯を必要としたすようにも考えられま

す。
○中井委員長 なお委員の各位に申し上げますが、時間は十二時を過ぎました。そこで質疑の通告者は全部で八人ございます。何とぞ簡明に質疑を進められんことを望みます。北山愛郎君。

○北山委員 私簡単に熊本の久原さんにお伺いしますが、先ほどの公述の中で、国家地方警察側の方に、権限が行政管理の範囲にとどまらないで、いろいろな行き過ぎがあるというお話があったのであります。それに関連してちよつとお聞きいたしますが、現在の自治体の公安委員会の運営のやり方、それから都道府県の公安委員会、いわゆる行政管理のない、運営管理だけの公安委員会の運営のやり方とどういうふうに通つておるか。やはり行政管理並びに運営管理を持つている自治体警察の公安委員会は、比較的管理というものを身を入れてやつておられるのじやないか。またその反面、都道府県の方の公安委員会は、どうもたまに会議を開いて報告を聞く程度ではないか、私はこのように考えてそういう印象を持つておるわけです。ことにまた、国家地方警察の基本規程というものを私いたしておきますが、それを見ますと、その第五十六条に、これは都道府県の警察隊長の職務を書いてあるのですが、「隊長は、その指揮の下にある国家地方警察の運営の方針に關して、定期的に、又は要求のあつたときは、都道府県公安委員会に出席するものとする。」と書いてある。私も通常に考えれば、地方警察の隊長というものは、公安委員会の少くとも運営管理のものであるのでありますから、要求があれば出るとか、定期的に出るとか、そんなものではないと思う。わざ／＼このように書くということは、要するに地方の国警隊長というものが警察執行はどん／＼やつてゐる。そうして公安委員会は浮いた存在になつてゐる。そうして定期的に委員会があつた、または公安委員会が要求したときだけ、たまにその委員会に隊長が出て行くというふうな運営管理のやり方を国家地方警察においてはやつてゐるんじやないか、このように考えまして、あなたの方の市警と相当差異があるんじやないかと思ひますので、熊本の場合、国家地方警察の公安委員会と、それからあなたの方の公安委員会のやり方について違いがございましたらば、お伺いしたい。

○久原公述人 御質問にお答えいたします。自治体の公安委員会、すなわち熊本市の公安委員会の運営につきましては、私詳細にわかつておりますが、しかし国家地方警察の県の公安委員会の運営の実情につきましては、直接私関与いたしませんので、いかになつておりますものか詳細にわかつておりません。しかし自治体の公安委員会は行政管理和運営管理、すべてあわせ持つておられますので、その間にその責任がきつて重大であることは、これは申すまでもないのであります。県の公安委員会は、行政管理を持たずに運営管理だけでございますので、いわゆる人事権を持つておられぬので、その間に運営管理上につきましても、ある程度責任上の点から考えまして、自治体の方の公安委員会の運営管理の方

が真剣な管理をせられなければならぬというふうな状況にあるのじやないか、私はそういうふうな考えております。

○北山委員 それでは、これは別に都道府県公安委員会関係の方に伺ひした方がいいと思ひますが、さらにもう一点、警察の専門家として伺ひしておきますが、国家地方警察の基本規程の第五十七條に、「隊長は、その指揮の下にある国家地方警察の職員に対する行政上及び運営上の監督について、管区本部長に対して責任を負ふ。」と書いてあるのです。私も先ほど申し上げましたように、行政上及び運営上の監督については、なるほど国家地方警察の隊長は管区本部長に責任を負うであらう。しかし現行警察法のもとにおいては、隊長は、運営上の監督については都道府県の公安委員会に対して責任を負ふものでなければならぬ、かように考えるものでありまして、国家地方警察基本規程第五十七條は違法である、かように考えるのでございますが、いかがでございますようか。

○久原公述人 法律的な解釈の問題でありまして、私の点まだ詳しく十分なる研究をいたしておりませんので、ここで意見を申し上げることを差控えたいと思ひますが、私公述の中で申し述べましたように、府県の国家地方警察の運営管理は、警察法上はつきりと県公安委員会が持つておる、その点は私はつきり申し上げていきたいと思います。運営管理について、国警本部長官に責任を負うということになつておつて、公安委員会に責任を負うということになつていない点について、違法的なものではないかというお尋ねがあり

ましたが、そういう点につきましては、最初申し上げましたように、まだ十分考えておりませんので、お答えを差控えたと思つております。

○北山委員 久原さんに最後にもう一点……先ほど国警本部の方で、行政管理的権限の範囲を逸脱したことをいろいろ行われておるといふようなお話がありましたが、その例をひとつ具体的に聞かせ願ひたいものだと思います。

○久原公述人 先ほど公述の中で申し上げましたことは、いわゆる国警本部から府県の警察本部に対して、会議の際であるとか、あるいは書面などで流れて来ますものに対する事項に、府県の公安委員会の運営管理に属するものが入つておるといふことを申し上げたのであります。そういう具体的なこととしたしまして、あるいは人身売買事件の検査であるとか、交通の取締り、こういうたような問題について書類が流れて来たようなものが、さらに私たちの自治体の方にも流れて参つております。しかしこれは、自治体に對しまして何ら指示する権限はありませんので、かようなことについて御同調をお願いいたしますというようにことが最後につけ加えてあるわけであり

○佐藤(親)委員 もし私がお聞きすることについて、公述の方が申したのと行き違ひがあつた場合には御了承願ひたい。まず神戸市長の原口さんにお伺ひしたいのであります。大体四点お聞きします。第一には、国家は都市警察の育成に十分努力をなかつたとおつしやつたように拜聴したのですが、この育成をしなかつた、不十分な

点についてお聞きしたい。なかんずく、国家から兵庫県に繰込んだ平衡交付金のうち、神戸市の警察にどれだけお使ひになつてゐるかお聞きしたいのであります。

○原口公述人 お答えいたします。私が先ほど申したのは、都市警察について、われ／＼は財源が非常に足りないから、いろ／＼なことを今まで国家に陳情して参つたわけでござい

ます。たとえば国家事犯に必要な器材、あるいはいろ／＼な通信施設、そういうものがどうしても必要だから、こういうふうなものについてはぜひ国家の御援助を仰ぎたいといつて再三陳情して参つたわけでござい

ます。しかし今日まで私どもが申し上げたことに、政府は全然耳をかしてくれなかつた。そのことを私は先ほど申し上げたわけでござい

ます。平衡交付金のお話でございますが、平衡交付金は、神戸市全体の行政に対して財政需要額を算定されまして、最後にこれ／＼足らぬからこれこれとすると、こういう形になつております。従いまして、兵庫縣に参ります平衡交付金のうち、幾ら私の方の警察へ参つたといふことは、的確にわからぬのでござい

ます。ただ私の神戸市として今年度幾ら／＼の平衡交付金——これはいろ／＼な項目がございまして、その項目をずつと累計して参りまして、私の方でとつておる財源と財政需要額とが全部において足りない場合に平衡交付金をもらう、こういうことになつておりますから、御質問の趣旨には少し沿ひかねますけれども、さう御了承願ひ申し上げます。

○佐藤(親)委員 くだくなりましてからその点はそれでよろしゅうございま

す。

次に、警察の任務である刑事警察と行政警察の遂行は一体化せねばならぬというように押したのですが、神戸市としてはもちろんそうでありまして、府県警察と一体となつた場合においても、一体化されるわけなんですが、御趣旨は、県単位の自治警察ができますと、刑事警察と行政警察の遂行が一体化されないというふうに伺つてよいのですか。

○原口公述人 お答え申し上げます。

私が先ほど公述申し上げましたのは、国家的な事犯に対しては、特別に組織をお持ちになつた方がよいではないだろうかというのを申し上げたのであります。しかし経済的に考へて、一般警察事犯と国家的な事犯と一緒にする方がよいということであるならば、一般事務の方の量において、国家事犯のようなことについては特に勘案してもらいたいというふうに申し上げたわけでありまして、御質問の刑事事犯と一般警察事犯と一緒にした方がよいということとは私は申し上げなかつたつもりでございます。申し上げる言葉が悪かつたかもしれませんが、私の申し上げましたのはそういう意味で申し上げたわけでございます。

それからあとの方の御質問の趣旨がちよつと私のみ込めにくかつたのでございしますが、府県の警察になつても、もちろん刑事事犯と一般警察事犯とは一緒だろつと思つておりますけれども、そういうことについては、私どもはあまり申し上げなかつたつもりでございます。

○佐藤(親)委員 それから地方制度調査会の答申事項というのがあるやうで

ありますが、それは先ほど大矢先生にお答えしたような意味もちよつとその中に入るわけですね。その答申の事項には、結局五大市以外の市町村自治体警察は廃止してもよろうというふうな答申されたというのを承知しておりますかどうか。それから、従つてたゞいま公述の中に述べられたことと行き違ひがありますからお聞きしておきますが、弱小な警察の廃止統合は否定するものではない、こういうふうな承つたのですが、いかがですか。

○原口公述人 お答え申し上げます。地方

制度調査会の答申は、五大市に府県単位の警察を置くやうに答申がされておるわけでございます。そのことを私は申し上げておりました、そのほかの都市については、私は何も申し上げていないわけでありまして、私が今日公述申し上げましたのは、都市警察を自主的に残していただきたい、その都市の住民の意思によつて残していただきたいということをお願いしたわけでございます。それから、ほかの都市については、いゝとか悪いとかいうようなことは私は申し上げていないわけでございます。それから弱小都市については、自分で辞退するような都市については、やはり今日のような制度で置かれてもけつこうだということをお願い申し上げておるわけでございます。

○佐藤(親)委員 自治体警察の場合においては、相互間においては非常に円満に進行しているが、府県警察と府県自治体警察となつた場合においては、そういうことはできないであらうというやうな趣旨に、この公述要旨に載つておることになるのですが、そうではないのですか、どうですか。

○原口公述人 私どもは自治体の第一義的のものは市町村だというふうに考へております。従いまして、自治警察がうまう行くというものは、第一義的ないわゆる市町村、そこにあるもの同士がうまう行くのではないかと、こういうふうな考へております。府県の自治体というところについては、私どもは多大な疑問を持っております。市民の方から考へてみても府県というところは、やはり役所は市町村の役所のもう一つ上の段階だ、こういうふうな市民は考へております。従いまして市民から、市民から、国民から一番身近な役所といふと、市町村の役所でございます。そので、市町村そのものが持つておる方が一番身近な感じがしております。こういう考へ方でございます。

○佐藤(親)委員 最後に、現在の国家警察は、要するに二府四十三県にありまして、結局今回その国家警察を廃止し、自治体警察は市の警察が二百七十六、町村の自治体警察が百三十ある。全国に四百六十六ある。その四百六十六は要するに二府四十三県の中に入つておる警察なんでありまして、従つてその二府四十三県の自治体警察ができるかというにすれば、そのうちに四百六十六は自然に重複することになるのでありますけれども、この場合においては、一本化した場合の予算と、二元的の予算とに非常な差があるのだが、その場合においてもやはり必要とする御意見であるかどうか。

○原口公述人 お答え申し上げます。府県警察に一本化された場合に、予算が非常に違ふというふうに出ております。たとえば先ほど申し上げましたやうに、五大市の警察と府県に一本化する

れば、二十五億の経費が節減できるといふふうにいわれておりますが、これについて私は先ほど公述申し上げたわけでございます。決してそんなふうには、私どもは経費が節減できるとは考へておりません。一本化されなくとも、今日の自治体警察において経費節減のできる面は同じでございます。それから一本化したためにできるという点は、非常にわずかでございまして、こういうふうには私は考へておるわけでございます。

○中井委員長 藤田義光君。

○藤田委員 私は最初に東京都議会清水さんにお伺いしたのでございまして、東京都の区域一円を統轄した新たな区域の警視庁というものの問題を取上げて公述されましたが、その際にございまして、皇宮警察の問題に觸れておられなかつたように思ひます。もし現在の都下一円全部警視庁の管内に入りまして、皇宮警察の管内に入りまして、皇宮警察の扱いは現行通りでよろしうございしますかどうですか。この点だけをお伺いして、そのほかの点は、大体私も御同感の点ばかりでございますから、その点だけをお伺いしておきます。

○清水公述人 皇宮警察の問題につきましては、現在は皇宮の管下に属しておることはもとよりであります。そこでこれは現在のやうな特別な措置を講じて、警視庁と切り離して行く方が一応妥当ではなからうかと、しかしこれを一本化した場合におきましても、警備ができないという点はございせんから、御承知のごとくこの点を付け加えておきます。

○藤田委員 それから原口さんにお伺いしたいのでありますが、今回の警察法改正案に対する賛否両論の中で、五大市警察に対する反対論の有力な根拠の一つとして、五大市を中心としたいわゆる特別市制の問題が取上げられております。もし警察行政におきまして、五大市だけをほかの都市から分離いたしまして自治警察を存続させるというやうなことになるれば、これは特別市制に対する外は埋めることになりはしないかというやうなことが反対論の一つの有力な論拠になつております。この問題に關しまして、何か原口さんにお考えがありましたらこの際お聞かせ願つておきたい。純然たる治安の問題、地方自治の問題として警察をやつておられるとは思ひますが、何かお考えがありましたらひとつ拝聴したいと思ひます。

○原口公述人 お答えいたします。今日私どもは、市の毎日の行政をやつております上に、その行政の間では、特別市制などというものは何も考へておりません。今日の市の行政がいかにうまく行くか、どうすれば市民に安心を与えるやうな市の行政ができるかというところに立脚いたしまして行政をやつておるわけでございます。従いまして、今日神戸市では市警として、私どものほかの行政、市の行政と渾然一体をなして運営されておる、その渾然一体として運営されておる中から市の警察だけをほかに持つて行かれるということは、私の神戸市の行政の上に大きな欠陥を来す、私はこういう信念に立ちまして、今日、警察行政の府県一本化について反対を申し上げておるの、決して将来どうだとか、こうだとか、そういう意図のもとに考へるいと

まは今日ございませぬ。実は今日やつております行政は、非常に私どもは微力ではありますけれども、神戸市政をうまく運営しているのだという確信のもとに進んでいるわけでございます。そういう意味におきまして、自分たちが関与してある行政の中から、たとい公安委員会が運営はいたしますとも、最終的には、市長の責任である警察行政がほかへ持つて行かれるという点には非常な欠陥が生ずる、こういう点に立ちまして、私は先ほど公述のようなことを申し上げているわけでございます。

○藤田委員 昨日、当委員会は東大教授鶴岡先生の公述を求めまして、戦後の警察制度の特性に対する法理的な論拠をいろいろ拝聴したのであります。その特性の最たるものは、第一が公安委員会制度であり、第二が地方分権制度であるというようにことを拝聴いたしました。この行政の最高機関であります内閣、行政に対する責任を持つております内閣制度のほかに、行政委員会制度ができておられることは、戦後の日本の三権分立の中の一つの特性であります。この行政委員会制度をつくりまして、政府から独立しました独立制にあらざるいわゆる合議制の行政委員会制度というものがいまだ存続いたしておりますが、私がこの際神戸市長たる原口さんにお伺いしたいことは、先ほど鈴木委員の質問にもありました、市行政というもののうち一種の行政委員会制度たる公安委員会制度、こういうものがあるのは非常に責任の紛消を来すのではないか、あるいは市長の総合的な理事者としての行政体制になか／＼むずかしいギャップをつくり

はしないかというようになことも論議したことがあるのであります。この点に關しまして、内閣から半ば独立いたしました合議制の行政委員会制度、それから大都市、特に神戸のようなところにおける公安委員会のごとき制度、こういうものと市政とのみぞを——これができまうと、今後の市政に相当暗影をきざして来ることをわれ／＼は憂慮するのであります。そういう観点からしまして、市政における公安委員会制度の功罪と申しますか、今後どういふふうによつたら最もいいか、あるいは現状でよろしいか、あるいはこの制度というものは再検討をした方がいいか、市長さんの率直な御意見を伺いしておきたいと思ひます。

○原口公述人 答えをいたします。市長として市政を運営して参りますの、公安委員会の存在がどういふふうであるかという御質問かと思ひます。先ほど鈴木委員の御質問にちよつとお答え申し上げましたように、私は今日の公安委員会の存在は、市長がほかの部局と同じように取扱うにはあまりに警察行政が市民に重大影響を持つておるといふようなところから、三人の公安委員を市長が市会の同意を得て任命いたしまして、警察行政を運営してもらつた制度でございます。従いまして、公安委員の選任は、市長の責任においていたしておるわけでございます。市長が自分の責任において公安委員を推薦することは、やはり市長が責任を持つておると私は考えております。従いまして、ただ毎日の行政その他の運営について公安委員会が責任を持つてやつておられるのであつて、最終的な責任はどこまでも市長の責任で

ある、こういうふう感じております。従いまして、先ほど申し上げましたように、今日の公安委員会制度は、私は悪くはないという考えのもとに、今日の公安委員会制度のもとに神戸市の治安がうまく行くように運営して行くことを、私は心がけてやつていくわけでございます。決して制度が悪いというふうなことは考えていないわけでございます。

○藤田委員 次に熊本市警察長の久原さんにお伺いいたします。政府の改正案が国会に出まして以来、いろいろ議論がかわされておるのであります。特に大都市警察の問題が非常に強く前面に出ておりますために、中小都市の警察の存続問題ということがやや輿論の中に影が薄くなつて来ておるといふことを、われ／＼は感じておるのであります。熊本市の人口は二十九万そこそこでありまして、いわゆる中堅の相当右翼の方の都市であります。私はこの機会にお伺いしたいことは、特に熊本市及びその周辺の地帯は純農村であります。こういう市内と市外とが有機的に、実際の生活面からしまして有機的に一体をなしておる關係があらりますので、熊本市の警察と市外の警察を所管をかけるということによりまして、いわゆる警察法の盲点ができやしないかというふうなこともいわれておるのであります。実際の運営はいかようなことになっておりますか、お伺いしたいと思います。

市と周辺の農村とが管轄が違つておるから、警察のいろいろの面に盲点が出て来るというふうなことはないと思ひます。結局そういうふうな理論からいたしますと、これはいかなる区域をつくりまして同じような事柄が起つて参りますので、それによつてこれを解消することはどうしてできないかというふうに考えております。

○藤田委員 次に伺ひたいは、警察がただいまの久原公述人の御意見、市を単位にしてもそういう問題も多少あるが、府県を単位にしても同様な問題が起きるという御説、ごもつともでありまして、私まつたく承りました。

次に伺ひたいは、警察が総合的な機能を發揮するための単位について、長年警察行政の第一線におられました久原さんの御意見を聞きたいのであります。豊橋市がたしか警察が二つありまして、人口十五万、大体このくらいが警察の総合的な、しかも最も効率的な運営をするのに一番よろしい最低の単位である、こういうことを当委員会でも拝聴したことがあるのであります。そうしますと、熊本市のごとく人口約三十万で、警察が二つだけしかないというふうな市もございします。が、外国の制度等を見ましても、大體警察官にして何名くらい、市民人口にしてどのくらいが都市警察の最低の形態として最も能率を發揮するに都合がよろしいかということ、ひとつこの機会にお伺ひしておきたいと思ひます。

○久原公述人 答えをいたします。警察の単位がどれくらい人口を持つておつたが一番いいか、どれくらいならばやつて行けるかというふうなお尋ね

だと思ひますが、これは私は過去六年間熊本市の警察の運営の實に當つて参りました経験からいたしますと、私の市は現在人口で二十万四千くらいになつておりますが、警察吏員が五百二十三名、それによつて治安の維持に當つておりますが、ここ六年間において、この警察力でどういふまかなないというふうな事態は、戦後のあの混乱時代から現在まで一度も私経験しておりません。ある程度の集団的な事件も発生いたしましたが、独自の警察力でもつて大體治安は確保して参つたのであります。将来の点につきましては、特別な事情がない限り、あの戦後の混乱時代より以上大きな問題というふうなものは別といたしまして、現在の治安情勢その他におきましますと、十分私はやつて行けると思ひます。私の経験からいたしまして、まだ人口の程度の少ないところでもやつて行けるところは多分にはあつてはしない、かように思ひます。しかし何万以上はどうかというふうなことは、私もなか／＼はつきりお答えする自信を持たないのであります。

○藤田委員 最後にちよつと重要なことと伺ひたいのですが、実は昨年の六月末に、熊本市を中心いたしました、全九州は未曾有の大災害に遭遇したのであります。今回の警察法の改正によれば、その第五条に、大災害あるいは騒乱等に関しまして、国家公安委員会の管理事項が明示されておりますが、昨年の熊本市警の実際の活動状況を見ますと、保安隊の応援以外、他県の警察隊等の応援は受けずして、ほとんど独力で完璧に近い治安維持を全ういたしておられます。これは生きた証で

ありまして、私たちはこういう実例を知つておるだけに、今後の市警の運営をきめる場合におきまして非常に有力な資料になつておるのでございますが、あの場合におきまして、熊本県の国警本部と市警の連絡状況で何か参考になることがありましたら、この機会に簡単で結構ですからお示し願ひたいと思ひます。

○久原公述人 昨年六月の災害の際におきまして、先ほど公述のところでお示したとおりであります。実は西日本一帯にわたる水害のうちでも、熊本の被害が最もひどかつたことは御承知のことと存じますが、その際、警察活動といふたようなものにつきまして、私どもはやはり非常に大きな災害でありました。災害の警備が非常に重大だということも考へて、国警本部に応援の要請もいたしましたが、県本部といたしましても、その警備する県下に被害も出たのであります。災害当時は、警察の点は市警独自でやつて参りました。また保安隊に出動してもらつたように知事に要請しまして、知事から保安隊の出動を要請されて、これが出動して参つたのであります。この保安隊の活動によりまして、私どもの警察、警備の問題に非常に大きな力となつたことは申すまでもないのであります。その後三日過ぎました四日目において、県本部からの応援隊として一個中隊百数名の応援が参りました。その間の連絡につきましては、災害が非常に大きいためになか／＼思うようには参りませんでした。が、県本部と市警本部との連絡は、電話その他直接の連絡もいたしまして、また県本部の被害の状況その他につきましては、直接出かけて参りましてその状況はつづきに調査をしていただいたのであります。こういうような連絡関係において非常に欠陥があつたというような点は、私何らなかつたと信じておるのであります。

○中井委員長 西村力弥君。――時間はずでに一時をさして参ります。願ひくは質疑は簡明に願ひたいと思ひますが、なお公述人の方に申し上げておきますが、何とぞ右様の事情をお考へになつて、御説明、御答弁はきわめて簡明がよいと思ひます。

○西村(力)委員 最も簡明にやりたいと思ひますが、最後になりまして私の質問すること、考へることは大体同じで、ちよつとあふれたかつこうでありますので、これ以上申し上げることもないと思ひますが、皇宮警察の問題について清水さんにちよつと伺ひたいと思ひます。私は日本国の象徴である天皇御一家は、やはり警視庁が守護するのが東京都の誇りじやないかという考へを持つておるのであります。が、そうでなくて、国家警察という異例な措置ができておるものだから、このたびの二重橋事件においても、責任の所在が不明確だとか、あるいはその責任のなすり合ひ的な議論もなされて来るということになるのであります。私は警察が二つにわかれておるからあつた事件が起きたといふものではないと思ひますが、それは別のところに原因があると思ひますが、それを理由にして警察の統合といふことまでいわれつたのであるが、とにかく私としては、この皇宮警察は東京都の誇りであるから、警視庁が守るべきである、こういう方向をたどるべきであると思ひます。

この点については、先ほどさういふことを考へていないという御答弁でありましたが、次にはつきりしておきたいのは、東京都として、府県警察一本に賛成する立場は、他の府県がそれに賛成する立場と多少違ふというお話でございまして、いろいろ公述くださいましたことをお聞きしております。結局自治体警察、都市警察存置という結論は、大綱として動かさないものだ、こういうことになるように私は聞いておるのですが、その通りに了解してよろしいかどうかということだけをお伺ひしたいと思ひます。

○清水公述人 かようなことを申し上げまして、多少の矛盾があるかと思ひますが、東京都議会におきましては、東京都の性格が大都市であると同時に、府県の性格を持つておる。しかも三多摩の方の關係の人たちがこぞつて警視庁一本に希望している、民主的な立場において一本化する方がよろうといふ建前をとりまして、都議会におきましてはこれを決議しております。そこで全国の都道府県議会議長におきましては、やはり都道府県おの／＼一本の警察といたしまして、しかも自治体警察といふ建前でこれを決議しております。この間やりやすいとか、やりにくいとかいふような面はございしますが、大体さうな形態であります。しかし私はどこまでも自治体警察で、しかも任免権等の問題につきましては、その都道府県の公安委員会が主体となるべきものであるという点を申し上げたわけですが、

○中井委員長 加藤三君。○加藤(精)委員 非常に簡単でありましたが、まず原口忠次郎先生にお尋ねいたします。国家的な事犯に關して、自治体警察に国の介入をある程度認めることが必要だろつたという考へをお述べになられたのですが、それに關連いたしまして、FBIのようなものと、行政警察、自治体警察等と二本建にするのが、わが国の財政経済の面から見て容易でなからうか一本でいい、国の介入がある程度あつてもいいというお説でありましたが、国家的事犯、ことに治安等に關しまして、自治体警察が存続いたしましたとしても、特高とか、警備とか、それに必要な通信連絡、それから教養その他のものは、末端の方まで国家公務員であるところの警察官がある程度入つても、自治警察として協調してやつて行けるというやうなお考へでございしますか、その点をひとつお尋ねしたいのです。

それから清水さんにお尋ねいたしましたのであります。総監の任命につきまして、国家公安委員会が任命するが、あるいは総理が任命するにいたしまして、東京都の公安委員会の意見を聞くことにしてならば、東京都の議會の方の空氣等では、それで満足するといふやうなふうにお聞きしたのであります。が、大体そう解釈してよろしいかどうかということでありまして、それから皇宮警察のことが問題になりまして、皇宮警察を東京都の警察が管理することは東京都の名譽だといふお説もありましたけれども、天皇とか大統領とかの護衛とかいふことは国家的な行政であるから、むしろこの国家的な行政の警察庁のもとに置いて管理した方がよいという考へえなんではないか。その点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

それから次に首都警察といふやうな考へ、アメリカ、イギリス、フランス等では、全部首都警察は特殊な警察になつており、特に国家行政的色彩が強いわけでありまして、国家の大事事件とか、あるいは外国人關係とか非常に多いので、東京都の警察を特に首都警察といふ特別の制度にするといふことの御意見が東京都側にはないかどうか、その点についての御意見をお伺ひしたい。

次に、東京都政でほとんど全部警察の管理をいたして始末をしてゐるのに、国の行政の介入といふことについては何となく切れないものがあるだらうと思ひます。たとえば教育費における二分の一の連帯支弁といふやうな、警察費におきましての往年の連帯支弁制度といふやうなものがあつて、特にいゆる首都警察については国の支弁率が非常に高かつた。そういう財政の背景のもとにおいてならば、今後よりよいに国の介入があつてもいいといふやうなことを考へになつておられるのかどうか。その点非常に重要なこととてございします。御意見をお聞かせいただきたいと思ひます。

最後に久原哲雄さんにお尋ねいたします。これは日本國中最大のものがあつて、最も醜い歴史をわが国の政治史に記録しているものであらうと思ひますが、上は部長、課長から最末の警察官、雇さんに至るまでことごとくかわり、血で血を洗うやうな争ひをしてゐる。こういう特殊な歴史的な体験をお持ちであるがゆゑに、必要以上に今度の警察法を邪推しておられるのではないかと考へておると思ひます。

○中井委員長 加藤三君。○加藤(精)委員 非常に簡単でありましたが、まず原口忠次郎先生にお尋ねいたします。国家的な事犯に關して、自治体警察に国の介入をある程度認めることが必要だろつたという考へをお述べになられたのですが、それに關連いたしまして、FBIのようなものと、行政警察、自治体警察等と二本建にするのが、わが国の財政経済の面から見て容易でなからうか一本でいい、国の介入がある程度あつてもいいというお説でありましたが、国家的事犯、ことに治安等に關しまして、自治体警察が存続いたしましたとしても、特高とか、警備とか、それに必要な通信連絡、それから教養その他のものは、末端の方まで国家公務員であるところの警察官がある程度入つても、自治警察として協調してやつて行けるというやうなお考へでございしますか、その点をひとつお尋ねしたいのです。

それから清水さんにお尋ねいたしましたのであります。総監の任命につきまして、国家公安委員会が任命するが、あるいは総理が任命するにいたしまして、東京都の公安委員会の意見を聞くことにしてならば、東京都の議會の方の空氣等では、それで満足するといふやうなふうにお聞きしたのであります。が、大体そう解釈してよろしいかどうかということでありまして、それから皇宮警察のことが問題になりまして、皇宮警察を東京都の警察が管理することは東京都の名譽だといふお説もありましたけれども、天皇とか大統領とかの護衛とかいふことは国家的な行政であるから、むしろこの国家的な行政の警察庁のもとに置いて管理した方がよいという考へえなんではないか。その点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

それから次に首都警察といふやうな考へ、アメリカ、イギリス、フランス等では、全部首都警察は特殊な警察になつており、特に国家行政的色彩が強いわけでありまして、国家の大事事件とか、あるいは外国人關係とか非常に多いので、東京都の警察を特に首都警察といふ特別の制度にするといふことの御意見が東京都側にはないかどうか、その点についての御意見をお伺ひしたい。

いか。(笑)そういうことをお感じにならなにかどうか。この警察行政に政治の懸念が浸潤したのは、熊本が一番だと私は思うのですが、一番と言わないまでも、最もひどかつたということをお認めになつておられ、御自分でもそれに引きずられてよけいに心配しているというお考えはないかどうか、その点をお伺いいたします。

○原口公述人 お答えいたします。一般の警察行政事務に、国家的行政をつかさどるものが入つてもうまく行くかというようなお話だと思ひますが、私はたとえば神戸市で考えますと、神戸市は二千六百人の警察吏員を持つております。従つて二千六百人でやれないようなものがあれば、どん／＼お入りになつてもけつこうだと思ひます。しかし神戸市の治安を維持し得る二千六百人の警察官がおりますので、どん／＼警察事務を御下命になつても一向さしつかえないのではないかと。そしてそういう事務に対しては、国家が必要なる費用をどん／＼お出しになれば非常にうまく行くのではないかと。もちろんさらに大きな事件でも入り、あるいは国家公務員が入る必要がございますれば、どん／＼お入りになつても私は一向さしつかえないものだといふように考えております。

○清水公述人 第一点の任命の問題であります。これはまったく主客転倒しております。東京都の公安委員会が国家公安委員会の意見を聞いて警視總監を任命する。さもないければ現行法通り、東京都の公安委員会が内閣総理大臣の意見を聞いて任命するといふように申し上げたのであります。

二番の点は、お説の通りであります。

て、しかし東京都を一円にした場合におきまして、警視庁におきまして警備いたしても、できないことはないといふことを申し上げたのであります。

三番の首都警察の問題であります。これはおのずから他の府県と違ひまして、政府の所在地であります。関係上、国の警察事務が非常に多いと思ひます。そこで全国的に見ますと、大体警察事務の一割くらいが国の事務であるといふことをいわれておりますけれども、警視庁におきましては一期五分くらいと思ひます。さような点で、若干他の都市と違ひます。そこで首都警察といふような問題について、一つの単行法をつくられることもけつこうであります。また現在の改正法案におきまして、首都警察といふような一章を設けてつくられることもけつこうだと思ひます。しかしどこまでも、何と申しましても東京都は七百五十余万人を有する大きな自治体で、自治体であります。その自治体の持つ自治警察といふものは現存していただきたい。これに加ふるにいわゆる首都的なと申しますか、国家的な警察事務をどういふふうにかつて、どういふふうな機関をつくるかという点については、ひとつお考え願ひまして、とにかく大東京都の自治警察はけつこうに存していただきたいという点でございます。

予算の面ではありますが、連帯支弁金といふような問題もございませうけれども、御案内の通り東京都は、他の府県に比べましては、最も担税力のある都であります。従つて連帯支弁金の方法によるよりも、むしろ東京都の現在の財政においてまかなつて行くとい

う方が、かえつて簡単ではなからうかといふようにも考えます。

○久原公述人 政争のはげしかつたことにつきましてはお尋ねであります。が、むろんお尋ねのように、熊本県の政争といふものは、相当全国にも知られておつたことは事実であります。しかし熊本県民性と申しますか、非常に荒つぱい点もあつて、何ででもかたといふような関係で、表面的なああいにつたようなものは非常には出て来ておつたと思ひます。しかし内面的には、決して熊本県だけでなくして、全国的に選挙の干渉といつた問題は、これは見のがせないものがあつたと思ひます。思ふのであります。だから表面的の問題のみをとらえて、私がそれを非常に強調して、中央集権の弊害を取上げて問題とするといふような考え方はないものであります。

○大石委員 関連して……。私は一分か二分質問しますが、もちろん私は今回の警察法の改正は、国家警察になるのでありますから、これは絶対に反対であります。そこで熊本の久原さんにお聞きしたい。それから神戸の市長さんにも聞きたい。東京都の人にも聞きたい。それが、公安委員会を教育委員と同じように公選したらどんなものか。それから自治体警察におられる人は、署長さんになつておられる人は、いつまでも署長さんになつてお

る。人事の交流が一つもない。巡査はいつまでも巡査をして。警部になることは一つもない。下積みになつておる。これをどういふふうにしたら、この自治体警察の人事の交流がよくなるようになるでしょうか。三人

の人から逐一御返答をお願いいたします。

○久原公述人 公安委員を市民の直接選挙にしたかどうかといふようなお尋ねでございますが、公安委員の任命にあたりましては、いわゆる市民の代表の議会の答申でやつておられます。これを公選にしたかどうかといふことにつきましては、警察管理の直接の問題ではありますけれども、これはまだ今まで研究したこともありませんし、またあまりにも政治的問題でありますので、意見を差控えておきたいと思ひます。

人事の面につきましては、自治体警察であるから、巡査はいつまでも巡査をしておるといふようなことはないのであります。やはり自治体警察におきましても、それ／＼の昇任は相当行われております。やはり自治体警察もそれ相当新陳代謝はやつておられて、何か国警であれば相当昇任する。自治体警察では全然昇任しないといふような考えを持たれる面がやもすればありますが、私は決して自治体警察だけがそういうふうに行き詰つておるといふような実情にはないといふように思ひます。

○清水公述人 公安委員会の制度であります。この問題につきましては、教育委員と同様に公選といふようなお説もあるやうであります。しかし現在東京都の公安委員会に關する限りは、格別悪い点を聞いておりません。そこでやはりなお当分の制度で行く方がよいではないかといふふうには考えます。

き得ないといふようなお説でございますけれども、警察署長はそれ／＼に警視正なり、あるいは警視長なり、あるいは警視監といふようなものも今度できたやうであります。そこで問題になりますのは、警察本部長とか警視總監といふような人々のはけ口だと思ひます。そういうようなものにつきましても、先ほど熊本の久原さんから言われたように交流すればよろしい。あるいは私も考えるのは、警察長といふような最上級の人の対しましては、あるいは任期制をつくらうかといふことも考えられますが、とにかくにもさうなことによつて、現在上が詰まつておつてどうにもならないものといふようなことは、絶対に避けられ得ないものではないと思ひます。避け得られるものと思ひます。

○原口公述人 人事交流の問題については、大体今清水さんのお答え申し上げた通りであります。私はそれにつけ加へまして、警察でやつてゐるものはいつまでも警察でやらなければならぬといふ理由はございせんので、適当なポストがございせんたら、私の方では、たとえば神戸市全体で人事交流をやれば十分やり得る問題だと考えております。私は現に行つております。

それから公安委員を一般選挙にしたかどうかといふお話をさせていただきますが、私は先ほど来御答申申し上げておりますように、市長といふものは——たとえば私の環境からの考え方では、たまたま、神戸市全体について私は責任を持つておるわけでございます。教育委員会についても、一般選挙ではござい

ますけれども、神戸市の教育を私は知らぬといふことは言えないのでござい
ます。どうしてもやはりいろいろの費用を全部負担いたしておりますような
観点から考えましても、私は公安委員
会の今日の制度——市長が全責任を持
つて市会に推薦し、市会の同意を得て公
安委員を任命し、そして三人の合議
制で警察をやらせてもらっている、こ
の制度を私は非常にいい制度だと考え
ております。

○中井委員長 門司亮君。

○門司委員 清水さんに私も簡単に一
つか二つだけ聞いておきます。今の警
視庁のことで聞きたいと思ひますが、
清水さんの御意見は、こういうふう
に聞けばよろしいでしょうか。東京
都は一つの府県と同じような自治体で
あるから、この中にある警察を、都道
府県の単位の警察と同じようにすべし
いといふように聞いておけばよろし
いのですか、そういうふうな解釈して
よろしいですか。

○清水公述人 東京都は、ただ都道府
県と同じような、東京都を一円にいた
しましたものを単位として警察制度を
つくればよい、こういうことですか。

○門司委員 そうです。

○清水公述人 さように思ひます。

○門司委員 私は東京都の性格論から
言ひますと、必ずしも東京都はそう
はならないと思ひます。東京都は御承
知のように二十三区の特例区を持つて
おります。地方自治法の二百八十一
条か二条の特例区の問題だと思ひま
す。ここは、普通の一般市と異つた行
政を行つております。市に準ずるとは
言ひながら、しかし一般市町村の場合
には、ここに公安の秩序を保たなけれ

ばならないとか、いろいろなことが書
いてある、この場合にはそれが適用さ
れておらない。従つて東京都の性格
は、おのずから二十三区を中心とした
一つの行政区画が必要になつて来るじ
やないかといふふうな考えられる。そ
のこのために東京には、一つの東京
都といひながら、同じような八王子の
市があり立川の市があり、今日の状態
になつて法律をこの通り施行してい
る。それを警察だけ一本にすれば
いいといふことになつて参りますと、
東京都の今日の性格からいつて、これ
を改正しない限りなかつた困難でない
か。従つて東京都におきましては、二
十三区を一つにして行政が行われる首
都警察を考へるというならわかる。し
かしこれを一つにするには、東京都にお
いては現行法の建前の上からいふと少
し疑問がある。この点を東京都議会の
副議長さんとしてどのようにお考えに
なつてゐるか、お聞きしたい。

○清水公述人 それは現行法において
はもちろんできませんが、しかし大都
市の一面におきまして、都は府県の性
格を持つてゐる。従つて他のいわゆる
大府県よりは比較的一本化につきまし
てはやりやすいといふ点を申し上げた
のであります。しかも三多摩における
各市町村の理事者並びに議会、国警、
自警に關係あります職員、大部分が、
ほとんど警視庁一本に統合することを
希望してあります。そこで民主的な理
念からいひましても、東京都一円の
警察制度にすることが妥当であるとい
ふことを申し上げておるのでありま
す。

○門司委員 今の御答弁であります
が、これはあまり議論したくないので
ありますが、しかし全市長会の意見
は違ひます。東京都の中にある八王子
も市であり、立川も市であり、武蔵野
も市であります。これらの意見は今
の陳述と違ひ。全市長会の意見はは
つきりしたものが出ております。それ
で私は必ずしもその意見には賛成する
わけには参りません。

それからもう一つ聞いておきたいと
思ひます。これは先ほどの陳述を
聞いておきますと、首都警察というよ
うなものが考へられてお話があつ
て、私はそこに疑問があるから聞くの
ですが、東京都が首都警察という一つ
の特異な警察を持つといふことは、こ
れは一応考へられる。これは特別のい
ろいろなものを持つておりますから一
応考へられるが、これが府県警察と同
じであつていいといふことが私はわか
らぬ。現行法から言ひましてもそうい
う矛盾が出て参ります。こと、東京都
というものの現実の性格は一体市であ
るのか府県であるのか、見境がつかぬ
のであります。これが解決されておら
ない。現に安井君は國際的な太平洋市
長会議において、日本を代表して行つ
て議長をやつてゐるが、これは都知事
として行つたか市長としてかわから
ぬ。しかし太平洋市長会議に出てゐる
ことは間違ひない。そうすると、あな
たの議論の府県と同じでいいといふこ
とには多少疑問が残つてゐる。これを
ここで説明しようと思ひませんが、
要約して申し上げますと、東京都の場
合において、これが府県単位の警察に
なるか、あるいは現行法が残るか、そ
れはわかりませんが、東京都として首
都警察としての別個の性格を持つた警
察にするといふことについて、御意見

があつたらお聞かせ願ひたい。
○清水公述人 現在の法制下で行政区
域を考へる場合においては、首都警察
をつくる場合においても、また自治体
警察をつくる場合においても、とにかく
東京都を一つの区域とした警察でよ
ろしい、こういうことであります。そ
れから首都警察をつくる場合において
も、東京都の七百五十四万という大人
口を擁する自治体警察といふことを忘
れてはならない。その趣旨を十分織り
込んで、いわゆる國家的な警察事務の
規模もそこに備えてもらつたという意
味のことを申し上げたのであります。

○門司委員 私はこれ以上議論はいた
しません。どうも議論が徹底しない
と思ひます。やはり東京都の性格を
ほんとうに考へるなら、一つの強い首
都としてのものの考へ方がいふのでは
ないか。従つてその中には、今の皇宮
警察といふものなんかもおのずから含
まらるべきであるといふ考へ方が出て
来るのであります。皇宮警察を別にし
て、それで首都といふ一つの警察制度
を設けるようなことについては、私は
あまり賛成しない。やはりそこに東京
都の特異性がある。私としてはそうい
うことが考へられる。この点は議論を
しておきたいと思ひます。

次に、熊本市の隊長にちよつとお聞
きしたいと思ひます。これはひとつ事
実を率直に言つていただきたと思ひ
ますが、この前の水害のとき
に、国警に応援を求めたが、四日目で
なければ——四日目に確かに国警本部
の方から応援が来てくれた。その前に
は保安隊が来てくれたといふような御
答弁があつたように私記憶しておるの

であります。もしそれに間違ひがなけ
れば、国警がただちに出勤できなかった
理由がどこにあつたか、おわかりで
したらひとつお話願ひたい。

○久原公述人 災害の起りましたのが
六月二十六日の晩であります。それか
ら応援を派遣いただいたのが三十日の
日であります。先ほど申し上げました
ように、四日目になつております。そ
れまでに応援要請をいたしました。が、
余裕がないといふことを申されまし
た。県の他の関係でも被害があつたの
で、応援ができなかつたかどうか、そ
の点どうしてできなかったかといふこ
とを私突き詰めてはおりませんので、
御了承願ひたいと思ひます。

○門司委員 国警はどうなんですか。
わかつておられますか。どういふ理由で
やらなかつたのか。

○谷口(寛)政府委員 この問題につ
きましては、詳細に承知いたしてござ
います。必要がございまして、後刻調
査いたしまして御報告申し上げます。
○門司委員 今の答弁ですが、国警と
自治警との連絡が非常にいいとか悪い
とかいふことで、統合しようといふこ
とが警察法改正の一つのポイントにな
つてゐる。だからわれ／＼は、知らな
かつたといふことは、国警は言えない
と思ひます。国警隊長は一体何をして
ゐるのですか。管区本部もあるはずだ。
こゝういふ、ことに九州の非常災害とい
ふようなものは、実際から言へば、福岡
県等においては、知事のこれらに対処
する要請があつてもよかつたのではな
いかと思はれるほどの大きな治安の問
題があつたと思ひます。そういうときに、
自治警から国警に要請があつたなら

本部になればならないと思うのです
が、ほんとうにこれはないのですか。
あなたが記憶がないのか、ほんとうに
ないのか、どつちなんです。

○谷口(實)政府委員 先ほども申し上げましたように、私はその事実につきまして詳細に承知いたしておりますから、必要がございますれば、後刻調査をしてお答え申し上げます。かように申し上げたのでございます。当時報告があつたかどうかという事実について、私は現在承知しておりません。かように申し上げたのであります。

○門委員 それでは私は資料を要求いたしておきますから、ひとつあしたまででも……。電話をかければ、昼からでもよい、すぐわかると思いますから、問い合せておいてもらいたい。

もう一つ私は この機会に国警の諸君に申し上げておきます。斎藤君もさつき来でおつたけれども、どこかへ出かけてしまつておる。一体国警はどう考えておるのです。谷口君は次長だから、長官にかわつて大體答弁ができると思うのですが、委員会が開会されても、諸君は出て来ない。これは公聴会だから議員だけが聞いておけばよい、おれたちは聞かなくてもよいというお考えですか。委員長から前もつてちゃんと通知してあるのです。諸君は一体この警察法改正をどう考えているのです。諸君が出して来た警察法の今審議をしているのである。しかもその出して来た警察法の内容について、それを検討する必要があるとして一般の人に御迷惑を願つて、ここでその意見をわれわれは拝聴しているのだが、われわれだけが聞いていればよいという筋合いではないと思う。国警自身も十分誠意を

披露して聞くべきであると思う。ここに犬養さんが出て来て、犬養さんが聞いておつてもさしつかえないと思う。国警長官が来ておらなかつたり、来てもすぐ帰つたり、一体どう考えておるのですか。もし国警が不誠意ならば、われ／＼も態度を改めなければならぬ。けしからぬと思う。

○中井委員長 門司委員のただいまの御発言については、国警においてもよく考えられ、将来とも出席につき格別の勉強せられんことを御注意いたしておきます。

○中井(徳)委員　いつも最後の質問で、時間が迫つて皆さんに非常に恐縮でありますが、私も遅れて参りましたので、熊本の市警の久原さんにだけお尋ねをいたします。問題は二つであります。

先ほど改進黨の鈴木さんから御質問がありましたことに関連をしてであります。久原さんにはまことに申訳ないのでありますけれども、私ども今回の警察法改正案を審議する立場といたしましては、今度の警察法改正は、警察官が仕事をするのに都合がよいとか悪いとかいいうことよりも、あるいはまた今の内閣が、今度改正することによつて仕事がうまく行くというふうなことも、国民のためになるかどうかと云う面から検討しております。従いまして、警察官が警察法の改革によつて少々不自由になつたり、御不便があつても、これはまあやむを得ないという立場でおるわけであります。鈴木さんがお尋ねになりましたうち、警察官というものは、場合によつては力を用ひにやならぬ、死を賭してでもやらなければならぬ、国のために死ぬるという

ふうな氣魄が市警の人にあるかどうかというふうなことでありまして、このことは、私推測いたしまするに、言外に非常に意味があります。市警であるからと国のために死ねぬ気にならぬではないかということ、あるいは市のためにはいくら死ねぬけれども、国のためにはいくらでも死ねるというのが日本人の習性で

あるというふうなこと、そういう考え
方があるというふうなことを、そうい
う方が鑑識してあると私は思うので
あります。特に戦前の警察に長年勤
務されておりました、戦後の新しい
警察には少ししか触れておられない、
御関係がないというふうな人々にと
りましては、特にその点が御心配であ
ろうと思ふのであります。私らは、
あろうと思うのであります。私らは、
実は古い警察のことはあまり知りま
せん、新しい警察のことをよく知って
いるのでありますから、その建前で話
を進めて行きたいのであります。結論
的に申し上げますと、はなはだ幼稚な

あります。この点をひとつはつきりと
さしていただきたい。昔から、封建時
代ではありましたけれども、堤防一つ
直し、橋を一つかけるにしましても、
どうしてもかからないときにおきまし
ては、人柱までもやるというふうなこ
とがありました。そのことはきわめ
て封建的なことで、現代においては

通用しないことでありまして、嚴禁をされておるし、またやる人もありませんけれども、そういう精神は、同時に國のためには反対であるというふうな、國のためにはそれはやらぬのであるというふうなことではなからう。この精神を推し進めて行くと、やはり國のためにもなるという考え方で昔からうあつたのだらうと思うし、現在の自治體警察の警察官といえども、必ず私はその精神でがんばつておられると思うのでありますが、その点をひとつあなたの口からはつきりと御答弁をいただきたい、かように考えます。

○久原公述人 自治体警察の警察吏員が自治体の吏員であるから、その自治体のためならば命をかけても動くけれども、国家のためにはそうは行かぬということがありますかという御心配であります、私はこれは絶対になんとはつきり申し上げます。いかなる危険な場合でも、必ず身を賭して行くということを私は自信を持っております。これはいわゆる公共の秩序維持のために、一熊本市というような小さい考え方でなく、大きく日本の再建のためという考え方が十分にあることを確信いたしております。

○中井(徳)委員 当然の御返事であり
ますが、まことに力強い御発言で、私
どもも感銘を受けたわけなのでござい

ます。従つて新しい制度のもとにおいても、いわゆる警察官の士気というもののはちつともかわつておらぬというふうに了解していいわけでありですか。

○久原公造人　その通りと私は考えております。

○中井(徳)委員　先ほどやはり鈴木さんがお尋ねになり、また大石さんもお

尋ねになりましたが、これも世間では
 そうだろうと思つておるようなこと
 で、実はそうでないという一つだと
 私は思つておるのであるが、念のた
 めに伺つておきます。それは人事交
 流の間に、新しい警察制度は、敗
 戦後、できました当初、二年は人事
 交流ができないから非常に不便であ
 る。どうも非常に榮進にもさしつか
 へという声があつたことは私も聞い
 ております。しかしよく考えてみま

と、市警の職員などは、先ほど原口さんからお答えになりましたようなことでもありますし、またさらに世の中はそういうふうにかわつたのでありますから、横浜の吏員が十年たつても出世せぬから奮闘へかえてくれ、かわらないのは人事交流がうまく行かないからけしからぬということと原則的にはあまりかわらない議論だろうというふうに思うのであります。また出世ができぬというふうなこと、——これはまあ根本的に出世しなくてもいいという御議論もありますが、一応出世ができないというところに付きまして、われわれはよく考えてみますと、それは古い警察制度において、はたしておまわりさんはそういう今考えられておるやうにどん／＼出世をしたであらうか。巡査として採用されて熊本におりまして、まじめに巡査の業務をやつ

て、終りまするときに、非常にりつぱであつたので、いつの間にやら警察部長になつておつたとか、あるいは日本の歴代の警務局長や警視總監が、おまわりさんをまじめにやつたからあの人にはそんなつたというの、実は一つもないのであります。そういうことを考へて参りますと、先ほどの鈴木さんの御質問も、どうもこれはおかしいというふうに思ふのであります。警察官の皆さんにおかれても、最初はそういう感じがあらまされたけれども、よく考へてみると、まじめにせいふやつて、終るときには何郡何町の警察署長というふうなことであり、場所はかわるけれども、結局それは同じことであるというふうな考へ方から、最近はずつかりという問題についてはおちついた氣持でもつて勤めておられるというふうには私は了解をいたしておるのでありますが、さうに了解して間違ひがございせんかどうか。

○久原公述人 お答えいたします。先ほどお答え申し上げましたが、現在のところでは、自治体警察の人事が行き詰まつて昇進ができぬというこゝによつて、不平不満があるといふことは私の知つております範圍内においてははないのであります。かつまた昇進も十年も二十年もできないといふことにはなつておりません。勉強して、やはりりつぱな人はそれ／＼昇進ができ行つております。人事交流といふこともよくいわれますが、先ほど申しましたが、人事交流は、こつちから警部が行けば向うから警部が来る、結局同じで、その間に場所がかわつて気分を新たにするというようなことはあるかもしれせん。そういうようなことはあります。

○中井委員長 これをもつて午前の公聴会を終ります。この際こゝにいさつを申し上げます。公述人の方におかれましては、御遠方のところをわざわざ御出席いただき、ことに貴重な御意見を承ることのできたことはまことに委員会としてありがたく存じます。厚く御礼を申し上げます。午後の公聴会は二時四十五分正に始めます。それでは休憩いたします。午後一時四十七分休憩

お述べくださるとともに、質疑応答も簡單明瞭にお願いいたしたいと存じます。

これより公述人各位の御意見を承ります。まず近畿大学教授松本米治君。○松本公述人 松本でございます。私は公述の内容を三つにわけて申し上げたいと思ひます。すなわち第一は、警察という行政全般に関する私の考へ方、第二は、法案に対する個々の具体的問題点に関する批判、第三は、将来の警察のあり方に関する意見、この三つであります。以下順次申し上げます。

まず第一の問題たる警察行政全般に對する私の考へ方について。ここで申し上げることは、警察には行政警察と司法警察の二つがありまして、両者はおの／＼異なつた作用であり、両者はつきりと區別することが必要であるといふことに歸するものであります。私は、この行政警察と司法警察の二つを區別するといふことが、警察制度改正の論点である、かたく信じておるものの一人であります。言うまでもなく行政警察は、社会秩序の障害を除去するといふ作用であり、司法警察は、たとへば犯罪の捜査とか、被疑者の逮捕とかいふような、いわゆる司法作用の補助作用として行われるものであります。従来は両者はつきりと區別いたしまして、司法警察は自治体に属せしめてはならぬとの方針をとりつ、行政警察も国家が独占していたのであります。もつとも行政警察は、その一部を自治体に属せしめてはいたのであります。その場合は、国の行政としてこれをなさしめていたのであります。いずれにいたしましても、従来

は行政警察、司法警察ともに国家に属してしたのであります。両者を區別するといふ点につきましては、大きな努力が払われて来たやうであります。現行警察法は、その第一条が示しているごとく、両者の區別を漠然とし、警察の責務としてこれを一つのものとしたり、国及び自治体の双方に属せしめてゐるのであります。また改正法案も、その第二条に示すごとく、両者の區別を判然としないといふ点について、は、まづ同様の態度をとつてゐるのであります。司法警察といへども、もちろんそれは司法作用そのものであるのではなく、警察という行政作用にかたらないのではありますけれども、私は警察制度のあり方いかんという問題を考へするにあたりましては、両者はつきりと區別し、その上において組織なり、運営なりを考へることが絶対必要と思つてゐるのであります。このことは警察制度における根本の問題であり、すべての出発点でありまして、さきにも述べましたように、これは警察制度改正の論点でなくてはならないと思ふのであります。私は行政警察は、自治体が主体となるべきが当然であり、司法警察は、国家がその主体となるのがよいと考えております。もつとも司法警察の主体が国家であるといひましても、その運営は、国がいわゆる地方分権思想に基づきまして地方機関を持つとともに、その一部を自治体に委任するいわゆる機関委任をして指揮監督をする形式、及び参与機関として国民の選定した委員会を置くといふことを併用するのがよいと平素考へておるのであります。改正法案が全体としてひどく作爲的で混雜を来し、後にも述

べるようにいろいろな点においてすつきりしてないといふ感じを与へてゐる根本の原因は、この二つの異なつた警察行政を區別せずに、しいて漠然とされてゐるという点にあるのではないかと思ふのであります。またいわれる民主化と能率化の二つの要請にはさまつて不必要に苦しみ、ためにどつちつかずのいわば暗喩的規定を持つに至つておるものも認められるといふことも、要するに右のことに最大の原因があるように考へられるのであります。

ところで私は、警察の民主化という問題で特に問題となるのは、行政警察においてではなくて、むしろ司法警察においてであらうと考へるのであります。警察国家といふ言葉や警察の政変化といふことがよく非難的として用いられておりますけれども、これは主として司法警察において問題となるのであります。識者がおそれ、国民一般が心配するのは、実は司法警察の運営についてではなからうかと思ひます。かくて私は、警察の民主化、能率化及び政治的中立の問題は、行政警察と司法警察を區別するといふところから出発しなければ、決して正しい結論は出て来ないと思つてゐるのであります。今私は、警察の民主化といふことを言ひましたが、この民主化といふことに關連して、ひとつ中央集権と地方分権を取上げて、中央集権では警察国家になる。地方分権では警察の民主化がなされると主張する向きがかなり多いのであります。まことにへんな議論だと考へております。中央集権と地方分権の區別は、権力作用の形式による區別でありまして、ことに地方分権といふときに、地方自治を意味するも

のとして用いる者もありますが、これは明らかに誤つてゐると考へるのであります。自治行政は国の行政、すなわち自治行政に対する言葉でありまして、両者の区別は作用の主体に着眼してのものなのであります。いずれにしても、警察の民主化といふことは、権力作用の形式や作用の主体からただちに出来来る概念ではなく、その現実の運用面から論ぜられるものであるといふことを認識する必要があるといふことであります。

警察行政全般に關する私の態度としてあえて以上申し上げましたのは、以下法案に對する具體的個々の問題として私の取上げますことと常に大きな關係を持つからなのであります。要するに警察制度改正の論点は、行政警察と司法警察の區別といふことにあり、その運用は政治的中立と民主的かつ能率的運営に眼目があるかと考へてゐるのであります。

以上でいゝゆる前論的なものを終りますが、次に第二の問題として、改正法案に對する具體的個々の問題につきまして、その主要なものにつき意見を述べることいたします。まず改正法案全体に對する私の態度であります。現行警察法を改正することには賛成であります。制度の改正は言ひまでもないことでありますが、改正すべき理由があるからなされるのであります。その理由は、一に日本国をよくするといふ見地において考へられなくてはなりません。すなわち現行制度は日本国をよくし、日本国の警察をよくするといふ点において欠けるものがある。それゆゑに改正といふことが考へられるべきものであります。何も地方自治の本

旨そのことによつて改正されるべきではなく、また民主化、能率化そのことのみ着眼して改正されるべきものではないと考へるのであります。私は時々の關係で改正の必要理由を述べることとを省略いたしますが、要するに現行警察制度が国家生活との關係におきまして、日本国にとつてよくない点があるといふ点にかながみまして、改正することに賛成するのであります。

次に、法案の内容につきまして主要な問題点を列挙して私の見解を述べることいたします。まず第一点は、国家公安委員会と警察庁との關係に關連して法案の第四條に内閣總理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置くこととあります。續いてまた十五條に「国家公安委員会に、警察庁を置く」とあります。これを行政組織の上からなめてみますと、国家公安委員会は現行法通り總理府の外局、しかし警察庁はその事務局といふことにまず考へられるところでありまして、またそう考へると思ふのであります。またそう考へなければならぬと信じます。ところが警察庁は、法案をながめてみますと、何だか單なる事務局ではないといふ感じが強く与へます。單に感じを与えるだけではなくて、実は国家行政組織法と比較してみますと、問題が存するところと考へるのであります。国家行政組織法の第三條に次のようなことが規定されております。「国の行政機關の組織は、この法律でこれを定めるものとする。」續いて第二項に「行政組織のため置かれる国の行政機關は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廢止は、別に法律の定めるところによる。」續いて三項、これが問題であります。委員及び庁は、總理府又

は各省の外局として置かれるものとす。とあります。なお他にも關係条文がありまして、第六條を示しておきたいと思ひます。第六條に「委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。」こうなつております。そうしますと、警察庁といふのは單にその名称においておかしいだけではなく、国家行政組織法にどこか矛盾するのではないかと、はつきりする必要があるのではないかと考へるべきものであります。具体的に申しますと、国家公安委員会は警察庁とともにその實質的な性格は外局、こうなつておるようにならるるのであります。もちろんこういふふうにするといふことは、新しい行政の行き方かもしれません。しかしながら国家行政組織法は、国家行政の組織に關する根本法であります。そうすると、この根本法を改正するといふことをしないで矛盾した運用をするといふこと、私はここに問題があると思へておるのであります。法務省の外局に公安調査庁といふのがありますし、公安審査委員会といふものがあります。が、それと違つておられますから、ここで国家公安委員会と警察庁の關係を論ずるに、それを結びつけて結論を下すことはできないやうであります。

たとえば自治庁の長官に國務大臣がなり、保安庁長官に國務大臣がなるのとなつたと同じ議論で解決できると考へております。

次に警察庁の長官の任免であります。考へられる方法は三つあります。總理大臣が任免権を持つ、委員長が任免権を持つ、委員会が任免権を持つ、大体三つだと思ひます。さらに意見だとか、同意だとか、承認だとか、決議だとかいふことを入れることによつて、さらに幾つかかわかると思ふのであります。結論を申しますと、行政組織上の法理によりまして、すなわち国家公安委員会が總理大臣の所轄のもとにあるといふことと、それから總理大臣と國務大臣との關係及び国家公安委員会の委員長が國務大臣であるところの外局の長であるといふことなどにかんがみまして、次の結論を出します。国家公安委員会が總理大臣の意見を聞いて任免する、法案の逆になりまして、これが組織法上つきりすると思ひます。しかし別に国家公安委員会決議事項とするといふ方法も考へられぬことはありせんけれども、今申し上げました方がいいかと考へております。

それから委員長を國務大臣にするといふことについてであります。国家公安委員会をはつきりと總理府の外局とするといふことが確立された限り、私は國務大臣を委員長にすることは組織法上さしつかえないと思ひます。何となれば、繰返して言う必要はないと思ひますが、国家公安委員会が總理府の外局なんではありますから、國務大臣がその長となることは何ら問題ない。た

なるのであります。この点にかながみまして、次のような結論を出します。すなわち本部長の任免は地方公安委員会がなす、主体は地方公安委員会を持つことが、當然の結論として出て来るのであります。これを具體的に申しますと、都警察の長すなわち警視總監は、都の公安委員会が任免権を持ち、道府県の警察の本部長については、道府県公安委員会が任免権を持つ、當然の結論として私は考へるのであります。但し、主として適正に人を得るといふ点にかながみまして、国家公安委員会の意見を聞くとか、あるいは警察庁長官の意見を聞くとかいふことを入れた方がいいと思ひますが、どちらでもいいと思つております。しかし實際には、警察庁の長官の意見を聞いてとした方が運用では便利かと考へるのであります。

次に第三点といたしまして、警察職員に關するものであります。法案は、警視正以上を国家公務員とし、それ以下は地方公務員とするやつておりますが、まことにおかしいことだと思ひます。言ひまでもなく、国家公務員は國家の公務に従事する人であり、地方公務員は、地方公務に従事する人なのであります。どうしてもおかしい。これは能率化、責任の明確化など、主として命令系統一本化の突をばかろうとしたものと思はれる点がないでもありませんが、先ほどの本部長任免権の問題とともに、いゝゆる國の警察と道府県警察のつながりをいかにするかといふ問題にさかのほるのであります。これは最初私が前論として申し上げました司法警察と行政警察を區別するといふ立場をとれば、きわめて

次に第二点といたしまして、都道府県警察本部長の任免について改正案の骨子を見ますと、第二條で警察の職務を明らかにし、三十六條の第二項で都道府県警察がこれを行うとしております。この点からすれば、明らかに警察の核心は都道府県にあるといふことになるのであります。これが核心であります。すなわち地方自治法上の地方公共団体の都道府県といふ自治体が、警察の主体となつてゐるといふことに

簡単に結論が出て来ると思ふのであります。結論を申し上げますが、管区警察局長に至るまでは全員国家公務員、それから都道府県警察の職員はすべて地方公務員が適当かと思つております。地方公務員という身分はほんとうではないのであります。私はそう考へておる。都の吏員であるとか、大阪府の吏員であるとか、京都市の吏員であるとか、それが本来の身分であります。通常用いられておりますから、私もそれにないまして地方公務員という言葉を使いました。

次に第四点として、給与の問題、特に調整手当の支給についてであります。附則第十五条によつて調整手当支給のことが定められてあります。私はつきり申しますと、全面的に賛成できない。反対であります。それよりも、現在の国警職員の給与を制度上引上げて調整すべきだ、こう考へております。具体的に申しますと、中央におきまして、自治警の平均給与を、客観的な基準によりましてすみやかに基準を定める、それによつてなすべきである。調整手当の支給という方法をとらない方がよい。その理由として、次のようなものを考へております。ある警察署で勤務しておるときに、二人の人の比較しますが、いずれも一万五千元を比較して、ところが甲の人は調整手当として一万五千元になり、乙の人は本俸として一万五千元になつておる。これは気持ちの上で目々に非常に影響するところが多からうと思ふのであります。これが理由の一つ。それから恩給のこと、退職金のこと、これにも大きく影響を来すのでありますから、どうしても調整手当という方法はとるべきではない。さらに一定の昇給が遲れるということがあります。下の者が上つて来ないと上げられない、こういう事情も起らうかと思ひます。こういう点にかんがみまして、調整手当のことはやめて、すみやかに基準の決定をして、それによつてする方がよからうと考へておるのであります。

次に第五点として、都市警察の問題であります。申し上げたいことがたくさんあるのです。用意もして来ておりますが、簡単に申し上げますと、まずこの問題も行政警察と司法警察の二つをばつきり区別することによつて自然解消されるものであるといふ根本的な考え方を持つております。それはそれとして、今日府県側と都市側とそれ／＼主張しております。国警側と自治警側の主張があるといつてもいいかと思ひます。その主張の理由をおちついて冷静に見ますのに、ある程度双方に理由があるように思ふのですけれども、結局本質的な理由は、双方にないといふふうに私は見られるのであります。ところが私は次のように考へます。このように本質的な理由がともにないといふところにほんとうの理由がある、飛躍するかもしれないがそれは結局、現状の維持がかなり強く必要であるといふことにもつながるのであります。

ことに大都市の特異性にかんがみまして、大都市特有の警察がいかにあるべきかの問題は、理論的にもまた現実的にも研究されてよい問題だと思ひます。いな大いに研究されるべき問題であると思ふのであります。しかもわが国では、今一つの独立の単位としての都市警察を現に持つてゐるのであります。そういうものを研究するというこ

とも、重要だと考へておるのであります。行政警察と司法警察の区別を現実的に制度化するという問題とともに、都市警察の問題は、これを存置して研究することが、一応常識的な、そして自然な考え方であらうと思ひ、なおそこに大きな価値があるといふことを考へておるのであります。

さて次に、その都市の標準であります。人口によつて線を引くということとはまことに困難であります。ところで五大都市ということが今日法制上の概念としてすでに定着されております。法制上の概念として決定しておると言つてもいいわけでありませう。そこで簡単に結論を申し上げますと、少くとも私は、五大市には府県警察と同性質の、同一の立場における警察を存置すべきであるといふことになるわけでありませう。

最後に第三の問題といつたしまして、将来の警察のあり方について、その考へてゐる意見を述べたいと思つて準備して参りましたけれども、すでに時間も超過しておりますので、ただ二つのことを申し上げておくにとどめたいと思ひます。一つは、司法警察と行政警察の区別を明確にして、これに基く新しい制度のあり方を研究していただきたいといふこと、及び警察三法の制定、すなわち組織法と職務執行法と身分法たる警察公務員法とでも言えると思ひますが、そうしたものをつくるといふ線によつて、警察制度を完璧にするように努力していただきたい、それを希望するといふことであります。

以上でございます。
○中井委員長 次に一橋大学教授田上稜治君。

○田上公述人 私は警察法案につきまして、大体四申上げて御参考に供したいと考へるのでございます。

第一点は、今回の警察法案に示されております都道府県警察というものが、はたして自治体警察であるかどうか、これはちよつと見ますと、あるいは批評する向きでは、一種の国家警察ではないかといふふうにも言われるのであります。その点をまず簡単に申し上げてみたいと思ふのであります。

従来現行法の自治体警察は、御承知のように市町村に認められてゐるのであります。ただ町村の方は人口五千以上。しかし現在、町村警察は住民投票によつてほとんど廃止され、当初千三百余りありましたが、約一割に減つてゐるようでありませう。この現行法における自治体警察につきまして、最近どの程度の規模を持つてゐる自治体が警察を持つのに適當であるか、警察に關する適正規模と申しますか、この点がしばしば議論せられて、あるいは政令諮問委員会あたりのかつての答申のように、十五万以上の市に於いては適當であらうとか、あるいは最近の意見であります、御承知のように二十万とか三十万以上、さらにものとしまして七十万とか五大都市、さらに東京の警視庁に限つて認め

るのが適當であらうとか、いろいろ意見が出てゐるようでありませう。この点につきまして、私は警察に關する自治体の適正規模というものは、警察の組織なり、あるいは經費を負担する能力という点で考へるよりも、むしろ警察作用の性質によつて判断すべきものであらうと思ふのであります。組織とか、ことに經費と申しますか、そういう面

で考へますと、もちろん人口十五万くらいであります、現在ではおそらく警察定員は二百人くらいであらうかと思ひますが、そういう程度では、独立の単位としては十分でない、あるいはまたその市の財政の方から考へまして、相當に人口が多くないと、自治体警察を持つことは無理であるといふような議論もしばしば聞かれます。

が、そういうたゞの經費の負担とか、あるいは警察定員とかいふような点で考へますと、結論は五大市あるいは東京の警視庁、特別区におきましては、十分に自治体警察を持つ資格がある、能力があるといふ結論になると思ふのであります。しかしながら警察の適正規模は、それだけでなくて、むしろ警察作用の性質を考へますと、これはしばしば言われるように、犯罪につきましては、決して一つの大都市におきましては、その区域内で片づく問題ではない。かなり広い地域にまたがる。もちろん道路交通の取締りのような、あるいはその他いろいろあるであらうけれども、治安の維持に當るといふことも可能な場合が多いであらうけれども、しかし最近のいろいろな犯罪、あるいはその他警備の問題にいたしましても、かなり広い地域にわたつて機動性を發揮することが必要である。これは警察作用の性質であらうと思ふのであります。

そういう点で考へると、大都市は人口が多く、経済的にいつて実力があるものであります。しかし結論としては、都道府県の区域ぐらゐが適當ではないか。もちろんこれも、必ずそうなければいけないといふ科学的な正確な結論

は出ないかと思ひます。しかしながら現状においては、都道府県の区域の程度が適当であらうと一応考えるのであります。ことに大都市の周辺地区と、それから大都市の都心といふ点で、そういう点を不可分のものとして考える必要があるように思ひますので、大都市におきましても、この独立な自治体警察を認めるということは、必ずしも適当でないというように思ひますのであります。

【委員長退席、離尾委員長代理着席】

次に、そうなりますと、都道府県の警察が、しかば自治体警察かどうか、現在の法案の警察でありますか、この点で従来の自治体警察を考えると、警察の組織の点では、いわゆる国家地方警察とはまったく独立している。そういう点では、地方自治の本旨に基いて市町村に警察権が与えられておるといふように見えておる。あつて、第三点で申し上げますが、今回の警察法案については多少問題はあるとして、従来の国家地方警察に比べ、運用管理の点では、行政官制について、都道府県の公安委員会が一応持つことになっている。組織の点では、だから一応従来の国警とは性格の違ふものである、自治体警察と見てよろうかと思ひます。ただ警察の作用、性質から申しますと、これは従来の自治体警察におきましても、単なる自治体の公共事務、あるいは固有の事務と申しますか、あるいは他の言葉でいへば、自治事務といふのではなくて、これは学者がしばしば申します狭い意味の行政事務である。地方自治法第二条にいわゆる行政事務である。これは

簡単に申し上げますと、公共事務といふのは、自治体の区域内の一般公衆に共通する利益をはかることが公共事務の特色であります。ところが警察関係の事務は、自分の市町村、自分の区域の住民が平穩であればよろしいといふのは足りないものでありまして、他の地域に発生した事件につきましても、もちろん当然には権限がないのであります。しかし警察作用といふものは相互に関連している。たとえば犯罪が他の地域に発生したけれども、地元には犯人がいるという場合を考えますと、他の地域における犯罪については、地元の公共の利益を害するとは必ずしも言えないけれども、犯罪はあくまでも検挙しなければならぬのであります。そういう意味で、警察は純然地元の自治体の公共事務ではないと考えるのであります。しかしもちろん警察に干渉してよろしいというのではなからうと、原則は、事情の許す限りはやはり地元で自主的に解決すべきである。ただし性質上、たとえば法案に出ておきます大規模の災害とか騒乱のような、あるいは緊急事態といふふうなやむを得ない場合には、これは国家的な性格を持つ事件でありますから、その地元だけで解決をするのは適当でないと思ひますのであります。要するに従来の市町村の自治体警察とは同じようなものが、今回の法案の都道府県警察についても考えられるのではないかと、しかしそれは決していわゆる自治体の固有の事務、公共事務といふ意味の警察ではないのであります。それは行政事務と学者の申すものであらうと思ひます。

次に第二点に入りまして、公安委員会の性格あるいは警察の民主化、どうしたら民主化が全うされるか、この点を考えてみたいと思ひます。いわゆる民主化といふのは、他の言葉で申しますと、人民が警察権の濫用を監督し、押える、民主的なコントロールと申します。さらにまたいわゆる責任の明確化——この言葉は通常は国会を通じて、内閣が国会に行政の行政については責任を負う。だから警察関係の事務につきましても内閣が監督をし、内閣が国会に対しては責任を負う態勢になつていなければいけない、そういうふうによつて使われるのであります。ところが私は、この点で実は一つ疑問を持っております。と申しますのは、国会と内閣、そして内閣からさらに公安委員会なり、あるいは警察庁長官、こういう線が明確に出て来ます。特定の政党あるいは政府と申しますか、政党政治でありますから、これは自由党の政府であつても社会党の政府でも同じことでありまして、とにかくそのときの政府あるいは与党と結びつくことになる。もちろん必ずしもそれが悪いとは申しませんが、しかし警察はやはり政治的な中立性が必要ではないか、この意味におきまして、普通の行政作用のように、直接国会が監督をする、あるいは内閣の責任を負う範囲といふものでは必ずしも適当でないであつて、むしろやはり中立性の意味から、ある程度内閣から独立した機関によつて運営されることが望ましい、私としてはこのように考えるのであります。しかしそういう政治的中立性といふことを申しますと、今度は反

対に、それでは民主政治でない、国民なり国会となつていらない民主的な、あるいは責任政治は全うされないといふ反対が起きますのであります。しかしこの場合に、国会にかわるものとして、あるいはそれと違つた、つまり政治的に無色な一種の国民を代表するものとして、公安委員会を考えるべきではないか、つまり公安委員会といふものは、中央では国家公安委員会であり、地方では、規模はごく小さなものであり、現在は五名の委員であります。しかしこの委員の構成は、御承知のように一党一派に偏しないといふことになつております。ただ現在は、委員の資格がかなりきつていふ制限されておられますが、改正法案では、この点もかなり緩和されておられますから、できるだけ広く一般民衆を代表する委員が選ばれることを望むのであります。しかしそれは国会とか地方議会とは違つて、政治的に中立な立場にある。その公安委員会がいれば国会にかつて、警察の独善を抑える、民主的に警察をコントロールするといふこと、それはやがて国民に対して、警察当局の責任を明らかにすることになる。思うのであります。そういう意味において、公安委員会といふものを十分に尊重したいと思ひます。国会に對し、あるいは内閣との関係が幾分稀薄になる。政治的な中立性が稀薄になる。そのかわりに、公安委員会といふものをかなり強いものにしなければいけないと思ひます。その点で第一に考えられますことは、今の法案で国家公安委員会といふものが必ずしも十分に尊重されていらない。現行法では、国警本部の長官は国家公

安委員会が任免するのであります。御承知のように警察法案ではそうではなくて、内閣総理大臣が任免することになつております。もちろんこれは国会中心、内閣を通して警察行政を国会に結びつけるという点においては徹底していると考えますが、しかしそうなる、先ほどの政治的な中立性が幾分害されることになると思ひます。しかしながら内閣から総理大臣による任免権を国家公安委員会に移すといふこと、従来のように持つて来るといふことは、必ずしも私は民主政治に反しないと思ひます。むしろ政治的に中立な公安委員会によつて、十分に民主的に警察の行政をコントロールするといふことになるのではないかと、思ひます。そこで、この点で長官の任免権は、すでにそういう意見が出ておるのであります。私は現行法通りに、国家公安委員会に残すべきであると思ひます。同様に、今度の法案では、國務大臣が国家公安委員会の委員長として加はることになつておられますが、この点も、考えようによります。それはどう行き過ぎではないと思ひます。しかしすでにかりに自由党なら自由党の立場で委員がどなたか入つておるといふときに、さらにそのほかに二人入る余地があるのであります。そのほかに國務大臣が一人加はりますと、公安委員会といふものが政府与党によつてかなり強く影響され、支配される可能性があるわけであり。私も私どものように、警察の政治的な中立性を強く考える立場に立ちますと、この点國務大臣が入ることは賛成しがたいと思ひます。なお先ほどの公述人のお話にもあり

ましたが、国家行政組織法との関係は大体あまりつきりしませんけれども、私は現在の法案で一応よろしく思うのであります。しかしながら、それは国家公安委員会というものは単純な行政委員会ではない。厳密に申しますと、国家行政組織法で言う外局としての行政委員会ではなくして、むしろ国会にかわる議決機関である、政治的に無色な一種の議会のように考えます。そうすると、国家公安委員会と警察庁長官との関係は、府県で申しますと、ちょうど府県の議会と府県知事という関係に置いて見るべきではないかと思うのであります。もし単純な行政委員会にすぎないとすれば、これは当然整理の対象になる。今日司法裁判の類似の作用、権限を持たないような行政委員会は原則として整理される運命にあるのであります。準司法的な機能を持たない行政委員会はやがて減らされて行くと思うのであります。国家公安委員会はどうか考えても準司法的なものではないけれども、これは実質において一種の議決機関であると考えられるならば、警察庁長官との関係もきわめて当然のことに説明がでると思ひます。

次に第三点でございますが、新しい都道府県の警察につきまして特に問題になるのは、警視正以上の警察官の任免権が中央にあるということ、それから同時に給与も国家が支弁し、従つてこれらの地方警務官と法案にございす職員は国家公務員である。その点で、何か都道府県の警察が自治体警察ではなくて、従来のような国家地方警察ではないかという疑問でございす。私といたしましては、もちろん本

来ならば、府県の警察は自治体警察でありますから、地方公務員をもつて充てることが常識的に見て当然と思ひます。けれども先ほど第一点でお話ししましたように、警察は単純な公共事務ではない、これは一種の行政事務である、その意味において、かなり国家的な性格を帯びている事務だと思ひのであります。それともう一つは、現在提出されております法案のように、警察庁長官が内閣総理大臣によつて任免され、この問題であります。内閣が長官を通して地方の府県の警察に干渉し、これを動かすという議論にもなるかと思ひのであります。しかしかりに私の申しましたように、長官の任免権を国家公安委員会に移す、そうして一応警察の政治的な中立性が維持されるということになりまふと、この警察庁において地方の警視正以上の任免権を持つとしても、必ずしも政治的に中央集権と申しますか、あるいは政治的な警察となるおそれはないのじやないか。しかしもとと率直に申しますと、通常の警察は、大抵都道府県がおの／＼獨立に自主的に処理してよろしかろうと思ひのでございす。ただ問題になるのは、法案にありますが警察庁の事務――所管事務と申しますか、それは中央から指揮監督をすることになつておる。もちろんその必要がないという御意見の場合には別であります。大規模の騒乱などにつきまして、中央からその警察事務について指揮監督、それからこれはきわめてまれでございす。長官なり、緊急事態において、長官なり、管区警察局長が地方に対して命令あるいは指揮をする、これが宙に浮いてしまふ。もし今申しました国家公務員というか、そういう意味のつながりがないうとすれば、単に指揮するといひましても、その指揮が徹底しない場合にどうなるか、もちろんその場合に裁判所に訴える、地方の警察本部長を被告として、警察庁長官から職務を執行せよと裁判所に訴えるというふうなことはちよつと考えられまふ。また、きかないことではあります。もう一つは、これは実行不可能である。もしもそういつた全国的な国家的性格を持つ事件について中央から指揮監督する必要があるならば、私はこの地方警務官という制度を落してしまつてよろしいと思ひます。けれどもその必要がもしあるとすれば、結局そのことは、警察庁に固有の所掌事務があるといひます。ならば、その限度においてはその指揮に従わせることを確保する意味において、国家公務員の身分を認めることが必要であると考えます。

最後に一言、第四点でございす。が、しばしば警察法案が、いかにも警察国家を実現するものであるか、とくわいののであります。私は全然その懸念がないと申しませんが、しかしそれはこの法案とは関係がないことである。政府はいろいろ他の法案におきまして、幾分人民の政治活動を規制して行く、あるいはそれを強化する傾きが見受けられます。しかしこれは、警察法案とは一応切り放して考えることができるのではないかと。この点で私は、従来から現行法につきましても、警察法という名称がはなはだ適当でない、これは消防をこらんになりまふと、消防法と消防組織法という使い

わけがございす。警察法という、いかにも警察作用に関する根本原則が出ておる法律のように見えるのであります。が、実際はそうではなくて、これは警察組織に関する法律である、まさに消防組織法に相当する法律である、と考えるのであります。第二項の基本的人権の濫用に対して、公共の福祉というような角度から、どの程度に政府はこれを取締ることが出来るか、これは行き過ぎが有りますと重大問題であります。おそらく国会でも非常な御議論がある点だと思ひますが、しかしそれは、今回の警察法とは一応切り放して考えるべきである。何となれば、この警察法案は警察組織に関するものであり、行政組織の一部を規定したものであつて、学問的に警察権の限界といひますが、警察作用の原則については、別の法律で従来も考えられており、今回もそのように思ひのであります。どうも私も議論をやつておりました、警察法などといひますと、警察の一般的な原則のように学生もよく誤解するのであります。もつとも国会の議員の方々は、そういう誤解はおそらくないと思ひますけれども、私の立場といひましても、名称があまりにも広過ぎる、漠然としてゐる。むしろ警察組織法といふふにでも名称をいたしまふと、かなり意味がはつきりするよう

に考へるのであります。以上簡単に四点申し上げまして、なお御質問をあとで伺ひたいと思ひます。○遷尾委員長代理 次は総同盟中央執行委員天池清次君にお願いいたします。○天池公述人 私は労働組合の立場から、この警察法の問題に関しましていささか意見を申し上げたいと思ひます。労働組合運動の立場から、警察の行政に関する問題につきましては、きわめて重大な関心を持つておるのであります。私どもは戦後の労働組合運動につきまして、このような考え方をもちました。戦前における労働組合運動といふものが健全に育成しなかつたことは、時の警察の弾圧が非常にはげしく、本来労働組合の健全化のために努力し得ない面があつたのであるから、その健全化し得ない責任はわれ／＼が負うべきでなく、むしろ時の政府、警察が負うべき責任である。しかしながら、戦後において合法的な舞台において労働組合運動ができる今日におきましては、労働組合運動がいかに健全になるかは、一にかかつて労働組合自体の責任にあるのである、このような觀念を持つてのであります。このような観点から、まずこの提案の理由にありまふように、占領政策のいわゆる再検討である、こういうのがい／＼な法案に現われるのであります。私は、このうであらうと思ひのであります。ただ占領政策の再検討は、あくまで民主的な立場に立つて考えなければならぬといふことであります。この観点からこの警察法を見て参りますと、いわゆる長さが長いから切るといふのはなく、むしろ明治時代に洋服を着たやうに、せつ／＼着がなつて来たけれども、昔の古い着物がなつて来たやうに、もかかわらずその洋服を捨てようといふ感があるものであります。この警察法につきましては、私は根本的に反対をするのであります。そして現行にお

ける警察法で私はいいいという考え方を
持ち、さらに申し上げますならば、現
行法を一部改正する必要があると考え
ているのであります。

以下それに対します理由を申し上げ
ますが、この警察法に根本的に反対で
ある非常に重大な理由は、現行警察法
がいわゆる民主警察の制度であるとい
う最も大きなものは、地方自治体警
察、それに付随いたします公安委員
会が完全なる管理運営権を持つ、この二
つが中心になつておると思ふのであり
ます。この建前から申し上げますなら
ば、この法律は、実質上自治体警察の
廃止を意味しておる、公安委員会の最
も大事な警察長の任免権を剝奪してお
る、このことのために、いわゆる反民
主的中央集権的な警察制度の再現であ
ると考へるのであります。もしこのよ
うなぐあいにも私どもが考へて参りまし
て、この法案を見るときに、府県自治
警察というものを創設するということ
を言つておるのであります、はたし
て府県自治警察というものが完全な
る自治体警察であろうか。この面につ
きましては、私はきわめて不完全なる
ものであると考へておるのであります
す。それは府県における府県の仕事の
内容というものが一体どういふもので
あるか。それから自治体というものが
育成して参りました今日までの歴史的
な事実の上から見ても、一体これがど
うなものであるか。まったく自治体でな
いとは申し上げませんが、いわゆる不
完全な自治体であるとは申し上げるの
であります。いわゆる今日の情勢下
におきましては、県知事の官選論まで
いふ、有力な筋から出るような状態
にありましては、現在ではきわめて不完

全なる自治体であります、より不完
全なる自治体へ方向をいふ、考へ
られるという現在の情勢でありますな
らば、なおさらであらうと考へておる
次第でございます。

さらにもう一つ大事な点は、警察職
員の身分に關しまして、府県自治体警
察のいわゆる警察長以下警視以上の身
分の者につきましては、国家公務員と
するといふことになつておるのであり
ます。もし現在の府県における性格が
かりに不完全でありまして、真に自
治体警察を府県において設けるべきで
あるといふならば、この身分につきま
しても、完全に地方公務員として行
うことが妥當な処置であらうと私は考へ
ておる次第でございます。

さらに公安委員会の骨抜きの問題は、
これによりまして内閣総理大臣が警察
庁長官を任命し、警察庁長官は府県に
おける警察本部長を任命することにな
るのでありますから、現在の政府とい
うものがいかに善意に考へましても、
私は中央集権化は明らかなる事実であ
り、将来政党警察化するおそれが多分
に存在しておると考へております。も
つともこの法案の内容には、公安委員
会は警察庁長官の任免につき勧告する
ことになり、あるいは総理大臣が意見
を聞くことになつておるのであります
が、このようなことは、私は従来から
の事実をもつて徴するときに、おそら
く不可能であらうと考へております。
一例を申し上げますならば、かつて現
在の国警長官の斎藤さんが、いわゆる
政府の圧力によつて罷免されるような
危機に陥つた事実があるのであります
す。幸いなことに、当時の国家公安委
員会がこれを阻止したのでございます

が、あのときには、政府は何ら法的な
根拠をもつて行つておるものではありま
せん。いわゆる政治的圧力をもつて行
つたのでありますから、今日の警察法
のごとき、明確に内閣総理大臣にそ
の任免権ありといたしますならば、先
ほど申し上げました政党警察の危険が
ある。しかもかつて政党警察の非常に
弊害のありましたときに、当時の政党
は政友会、民政党でございました。私
どもの立場から申し上げますならば、
同じく当時の支配階級を代表する
政党であつたと言へると存じます。今
後における政争、政権の交代というも
のが保守と進進との間に行われよう
とする形勢にあるときに、政党警察の弊
害が政治全般に与える影響というもの
は、はかり知れざるものがあることを
強く憂へる次第でございます。

さらに政府の提案理由の中の最も大
きな問題は、能率の問題でございます
す。私はこの点に關しまして、一体
現在の自治体警察が能率が悪いとい
うことについて、何を対象にお考へにな
つておるのであるかということを疑
うのであります。もし現在の国警との対
比においての能率、非能率というもの
を考へるならば、これは今日までい
ろいろ行つて参りました実績がございま
す。それから、それらをそれ／＼御参照
になれば明らかにならうと思ひます
が、私どもの少い知識で調べた範囲内
におきましては、大差はないのであり
ます。場所によりましては、自治体警
察の方が能率のいいところもあるの
でありますから、大体大差なしと見てし
かるべきであらうと存じます。もし現
在の自治体警察の能率というものを、
戦前における中央集権の警察の能率と

對比いたしますならば、私は大いなる
誤りをしておるものと考へます。すな
わち當時は、最強の軍隊もありました
し、あるいは法律におきましては、治
安維持法、連警罪即決令、あるいはそ
の他の一連の人權を蹂躪する法律があ
りまして、警察の能力、すなわち逮捕
する能力からいいますならば、非常に
便利な時代であつた。しかし今日の実
情というものは、これとはまったく異
なる実情にあるばかりでなく、私はそ
こまで行つて能率を對比するというこ
とになりまして、むしろそれは根本
的に制度の問題として考へなければな
らない問題でありまして、ただ能率の
問題として考へるべきではないと思
うのであります。ただその制度上の問題
におきまして多少考へられますこと

は、各自治体に公安委員会の数が非常
に多い、自治体警察ごとに本部が存
するこゝういふことのために多少の能
率なり経済なりといった面についての重
複する面はございましょう。しかしこ
れが民主的な制度上に重大な問題であ
りますならば、これはむしろ制度上の
問題として、こゝういふ制度がいいか
悪いのかというところに論議をすべきで
ありまして、経済あるいは能率の面から
これを行ふべきでないと思へておりま
す。なお経済的な問題につきましては
らに一言いたしますならば、政府は九
十億の予算の削減を、この説明内容を
読んで参りますと書いてあります。そ
れは何によつてであるかはあれであり
ますが、大体三万人の人員を縮小する
といふことによつて生ずる財源が非常
に多いと思ふのですが、これが制度に
よつて得られるといふことを私は考へ
ておりません。現行制度におきまして

も、特にやかましい地方議会が不必要
な人員を置くことは考へられないので
ありますから、これはむしろ現行法に
よりまして十分なし得る問題である
と考へております。

さらに私は、この警察法によりまし
て生ずる警察官の待遇上の問題から来
る警察官の思想上、あるいは士氣の問
題につきまして一言申し上げたいと思
つております。この提案によりまし
と、行政改革による人員整理、いわゆ
る国警、自警合せましてたしか十三万
五千と記憶しておりますが、このうち
三万人の人員の縮小を行おうとしてお
ります。これは四箇年かと思ひます
が、そゝういふものによつて行おうとし
ておる。それから給料の問題につきま
しては、自警の方が現在非常に高いの
であります。私のざざんな調査により
ますと、調査におきまして大体三千円
ないし五千円の給料の差がある。調査
部長につきましては四千円ないし七千
円の開きがある、警部補が五千円ない
し七千円、警部が八千円から一万一千
円、警視が一万円から一万三千円程度
の開きがあるのではないかと推定され
ます。このような状態で、しかもこれ
に對する措置は地方条例に委譲され
ておるのであります、きわめてあい
まいであります。もし地方条例により
まして、これらの給料がいわゆる手当
の形で調整されるといたしまして、
全般の平均になるまで高いものは足
踏みをしていかなければならぬ状態
になりましょう。このような關係は、
恩給の上におきまして退職手当の上
におきまして生ずるのであります。
しこゝういたしまして現在の政府並びに
国警の方々がいふ／＼言われる中の国

事犯、いわゆる国家的な犯罪の中にかなり重点的に考えられておりますのは、共産党の暴力的な活動というものがかなり重要に取扱われております。しかしこれらの対策というものは非常にむずかしい問題でありまして、むしろそういうことを大事な問題と考えつつ、労働組合の存在しない警察官に対し、一片の法律におきまして三万人の整理を行い、給料の事実上の引下げ、待遇上の事実上の改悪を行うことは、むしろ士気をきわめて沮喪せしむることになり、思想上におきましてもきわめて悪化の根源をつくることになり、あるいはきわめて有為な人材を失うおそれが多分にありまして、今日の治安上きわめて重大なる問題といわざるを得ないのであります。

最後に労働組合の立場、経済再建の立場から一言申し上げますならば、今日の日本における経済界の状態というものが、国際的な情勢によりましてきわめて困難にあることは申すまでもありません。このために企業の整理、あるいは産業の合理化、こういう問題が多く起ります。しかしこれによつて生ずる労働争議、あるいはデモストレーション、これらの問題に關しましては、現在の労働組合法におきまして、その合法非合法の境はきわめて微妙なものであるものであります。この微妙なものに對しまして、特殊な事例を除くほか、今日まで問題がきわめて適切にこの困難な労働問題を措置をしておることを物語つておると思うのであります。これがこの改正警察法によつて運営される場合におきましては、地方の実情に即せぬような人も

多く来るでございましょう。あるいは政黨警察という建前に立つて参りますならば、その運用面につきましても、かなり強化されて来ることになるでございましょう。もしこういうことになりましてならば、日本の経済再建の上において、私ども労働組合の立場から産業平和を主張するものにおきましては、労働組合運動の不健全化をもたすことに相なりまして、かつての戦前におけるがごとき様相を一部においても生ずることに相なりましますならば、今日の日本の重大な経済再建の上にも支障を來すことは明らかでありまして、むしろこういう派生的な事実が健全な労働組合主義というものを否定し、暴力的、破壊的な運動に迫り得ることも、従来の歴史、経験から見ても得ると私は考へておる次第であります。

最後に望みますことは、政府も現行法のいわゆる民主性というものを十分に認めておるのでございまして、それから、自治体警察が創設されてから今日まで、まだ長い年月を経ているわけではございませんから、根本的によろしいこの制度を十分に育成する努力というものを私は強く希望いたしますのであります。ちやうど時間が参りましたので、私の公述を終わります。

○加藤(清)委員 田上先生にお尋ねいたします。非常にはつきりいへるが、教へていただきました、私は長年の疑問に目がさめたような気がいたしました。非常に感謝いたしておりますが、どうもわからぬことがありますが、率直にお答えいただきたい。どうも行政委員会制度を警察の中央機関に關連して設置しているところは、世界各国のどの警察制度においても無い

ように思つておるのです。それから、鶴岡先生から、アメリカは都市警察が多いといふようなことをお聞きしましたけれども、よく調べてみますと、どうも非常に少い。スクール・ボードがアメリカで行われておれば日本でも行われるといふ話でしたけれども、アメリカ自身では、日本にあるような教育委員会制度というものは非常に少い、こういうことを聞くと、立法に携つた鶴岡教授は、それを維持したいといふ氣持が大いにあるかもしれぬけれども、私は行政委員会制度というものの価値について、またその日本に適用することの妥当性、それについて相當な疑問があるものであります。と申しますのは、民主主義で何百年もやつておつて、少数者の権利をよく尊重する美風もすつかりわかつていふようなところでは、しかもきわめて限られた運轉たる自治体等においては効用を發揮するのかもしれないけれども、どうも鶴岡教授の言ふような意味の行政委員会制度の効用を發揮することは、なかなか日本の現状では困難じやないかという疑問が少しある。それで国会が非常によろしくないといふこと、これは個々の人間の見解の問題でありまして、国会も非常に連立制の強化とか小選挙区制とか、だん／＼自分自体で非常にりつぱにならうとしてゐる。選挙の浄化、政界の浄化といふことを考へておる。間違つた者がいるかもしれないけれども、それは何十分の一か、何百分の一かである。そういうようなことで、内閣が悪いとか政府が悪いといふ予断のもとに、何か政治的中立性の確保といふようなことに非常に強く一般の新聞

その他の言論が向いてゐる。しかしながら実態を公平に觀察して立論すべきものじやないか。

〔難尾委員長代理退席、委員長着席〕

内閣も施政をもつとよくし、国会ももつとつばにやつて行く、そういう一つの大きな改善進歩といふものと並行して警察法の進歩も考へて行くべきであつて、何か国会とか内閣とかいふものを被告のように扱ひながら警察法の立案を考へるといふことは、根本的に間違つてゐるのじやないか。しかもそのチェックする一つの考へとしての行政委員会といふものは、日本で初めて実験材料になつてゐるような氣がするのですが、きのう徹底的に鶴岡教授にお伺ひしましたけれども、どうも理解できないので、これはいい機会だから十分教へていただきたい。

○田上公述人 ただいまの御質問に對しまして簡単に答えたいいたします。公安委員会の制度は、確かに御指摘のやうに、それほど外国では徹底してゐないものであります。大体委員会は、警察關係では英國で從來発達したやうに思ふのでございまして、アメリカの方では、最近はおもしろくないのじやないかといふふうにお聞きでございます。たとえば外國の制度でも、西ドイツなどでは、イギリスの方の地域においては、從來警察の委員会がかなりやかましくいわれておつたやうであります。これ最近では、大体諮問機関のような形にかわつてしまつたやうであります。アメリカの方の地区では、初めから行政委員会なるものはほとんど問題になつておらぬやうに記憶いたします。ただ私といたしましては、はなは

だ恐縮でございしますが、今の内閣とか今の国会を疑ひ、その公正を疑うといふ意味では毛頭ないのでございまして、ただしいて申しますと、司法權は獨立の裁判所によつて行われる。警察の作用は司法權とは違ひますけれども、しかしながら司法警察的なものが最近の国家公安委員會の扱う警察には多いのでございまして、司法警察的なものは、裁判所に準じて、やはり政府からはかなり獨立したといふか、そういうもので運営されるのが望ましい。これは先ほど申し上げましたが、どの政黨が内閣をおつくりになりましたか、私は同じことが言へると思つてございまして、それから先ほど申し上げましたが、全然考へを入れかへまして、そうして内閣が警察全般について責任を負ふことができる態勢はどうか。確かに從來戦前の警察はさうであつた。しかし私は、どうも従来の警察は賛成しかねるのであります。と申しますのは、よく言われることでありますが、政黨が、政黨、これはあまりはつきり申し上げるとどうかと思ひますが、どの政黨が從來内閣をつくるかといひました。そのときの政府と對しては警察はほとんど手が出せない。もちろん無理に手を取つておられる意味じやございませんが、少くとも野黨と与黨、そういう問題につきまして、警察が公平な立場で臨むことができるかといふところでは、そうじやなかつたやうに思ふのであります。もちろんこれは、何もそれだけに議論を集中するのはよくないと思ひますが、しかしこれにまだ民主政治のあまり十分に発達してゐない、むしろ國民はまだ政治的

にあまり訓練が徹底していないわが国の現状においては、こういう公安委員会のような制度をもう少し活用してもよいのじやないか。ことにさつき申し上げましたが、自治体警察とは何か、自治体警察の特色は何かといえ、各自治体、市町村とか府県とか、そういうものにおいて公安委員会を持つことである。公安委員会がもしはきつされずと、警察の性質をいたしまして、ほとんど自治体警察というものは跡形もなくなる。ほとんど実体はなくなつてしまふように思うのでございます。警察の民主化というのは、警察作用をまつた各地方によつて違つた方針でやるというのではなくて、自由かつてな基準で治安の維持に当るといふのはなくて、これはやはり全国的に共通な連絡をとる必要があると思うのであります。ただその特色は、各地方において公安委員会を持つ、これが警察の民主化のほとんど唯一の方法ではないかというくらいに思うのでございます。だから国民が一層民主的に訓練され、そして警察作用も、何ら外部から規制しないで健全にやつて行ける、あるいは国民が信頼できるという時代ならば、公安委員会はやめてもよい。と申しますのは、先ほど申し上げました議決機関というふうに私は考えるのであります。公安委員会は、普通の行政委員会のように警察についての責任を持つところではない。むしろ外部からその警察当局の行き過ぎを是正する、基本的人権を守つて、そしてむしろ民衆のために警察権の濫用を監視するというのが公安委員会の大きな使命である。もちろん他方において、民衆と警察とを結びつける

といった積極的な面もございしますが、主としては、やはり警察権の濫用を抑える。だからその意味においては議會のように、行政当局のやり方に対して議會が監督を加える、そういう立場に公安委員会というものはあるんじゃないか。もしこれが普通の行政委員会でありましたら、公安委員会というものが中心となつて警察を動かして行くのであります。しかしそれには、むしろ委員が専門家でなければおかしい。この公安委員会の委員だけは、普通の他の行政委員会とはまつたく違いまして、およそ警察と無関係なしろつと人が委員になつておる。ここらを考えても、また先ほどのように、公安委員会の権限は何か紛争を処理解決をするというふうな、そういう裁判類似の作用を持つてはなくて、主として警察は純然たる行政権を発動するものでありますから、そういう点で考えますと、行政委員会制度ははなはだ不適当である。けれども、繰返し申し上げて恐縮でございますが、政治的に中立な一種の議會、そういうものによつて、いわば公安委員会というものは警察の外から専門家のやる警察作用についてブレーキをかけるというところに特色があるのではないか。その意味で、まだ民主政治の経験の浅いわが国においては、当分の間やはり公安委員会というものを存置する必要がある。外国においては、あるいはもうすでにそういう時代は過ぎ去つて必要がなくなつてゐるかも知れませんが、私は、日本の現状としては、公安委員会を考へるべきだと思ふのであります。

○加藤(精)委員 ただいまの教授のお説に対して、どうも私實際的にも学問的にも納得が行かない。一世の碩学ですから、たいがい私の方が間違つてゐるだらうと思ふのですけれども、徹底して教えていただきたい。大体わが国の民主主義が終戦後非常な差違をきたしたといふことは、私はいろんなことがあつて、心の中で非常に強く確信してゐるから代議士になつたのであります。失礼なことですけれども、教授は時代的にそういうことの御感覚がちよつと遅れていらつしやるのじやないかと思ふのであります。

普通選挙になつたということが、完全なる婦人の参政権もあつて、ほんとうに地道に生活と結びつけて政治を考えるといふことになつたのは、御承知のことごく最近なことであります。その日本の民主主義の進歩の程度を卑下してお考えにならなくてもいいんじゃないか。それに關連して、どうも公安委員会制度というものはいささかの疑問があるといふことでございます。その例証をいたしましては、県の教育委員会というものをつくつたのでございしますが、これは教育のしろつとであります。公安委員会も警察のしろつとであり、円満な常識の持主といふことで、これがいつの間にか左翼的になつて、非常に政党的になつてゐる。これは先生が学校管理者の権限を無視して、業務管理をしてもはつておくところが多いのです。そういう実態から見ても、明らかに教育委員会制度といふものは不成功じやありませんか。私は、どうも事実目の前に現実の問題がつきつけられてゐるのに、それが成功した、日本の実情だといふ。それは成功するだらうというお考えは非常に甘いと考えますので、切実な問題でありま

すから、率直に御回答いただきたいと思ひます。

○田上公述人 大体は先ほど申し上げた通りでございますが、教育委員会は公選でございます。私も公安委員会は公選にするといふのは、ただいま御指摘のようないふ、あるいは不都合が起きるかもしれないと思つておりました。その点、教育委員会のような意味と同じ形の公安委員会を設けることには、反対でございます。けれども公安委員会といふものがあつて、そして地元の意見を十分に反映して、これはしろつとでございまして専門家でありませんが、専門家の警察作用、警察事務につきまして議會に準ずる、議會のような形の一つの監督を加えるといふことは、先ほどから申し上げておりますが、私は民主的なことだと思ふのであります。

私の申し上げ方ははなはだ不十分でございまして、いかにも現在の日本の国民がまだ幼稚であるといふふうに申し上げたとすれば、これはお詫びしなければならぬのであります。しかし普通選挙、ことに婦人に参政権が与えられたといふことは、私自身は大いに賛成なのであります。はたして日本の現状において、婦人が政治について十分に自覚を持つておるかどうか。私は昔に返すといふのじやなくて、そういう形式的に参政権が与えられた現状において、実質的な裏づけを重視すべきではないか。その意味においては、余談ではなはだ恐縮でございますが、さらに政治的な教育、啓蒙運動のようないふことは十分に行ななければいけない、そういう現状でございしますから、公安委員会の制度を今一挙にはず

すといふことは、どうもただいまの御質問とはむしろ逆の効果と申しますか、かなり民主政治の点から申しますと、逆行するやうな結果になることをおそれるのでございします。はなはだ不十分でございますが簡単に答えいたしました。

○加藤(精)委員 ただいまのお話では、私の疑問はとうてい氷解できないのでございまして、むしろこの警察事務の中性化をはかるというなら、アメリカの都市警察のコミッショナーですか、警察管理者というやうなものを適当な形で選挙したり、あるいは任命して吏員にしておいてやるとか、あるいはまた各種の方法があるだらうと思ふのであります。国家の中央機関の場合におきましては、どうも——これは与党の意見でも何でもないのであります。が、学問研究のためにお尋ねしておるのであります。それこそ従来の人事官のように国会で議決して、任期をつけて、身分保障をしたらいいのじやないか、まわりくどいことをする必要はないのじやないか、それは日本にはまだ無理な制度である、そんなふうに思ひますが、それについての御回答はいりません。

先ほど行政事務といふことについて、新しい概念でよく御説明いただいたことは、たいへんけっこうだと思ふのであります。これは地方制度調査会の答申で、教育委員会は五大都市に設ける、警察は五大都市の業務にしなさい。これは今逆になつておるのです。が、その行政事務という面から見て、義務教育と警察業務とはどつちが行政事務らしいか。義務教育というものは、今の法制では公共事務にしてしまつていいのではないと思ひますが、これには大

きな疑いがある、その点に対する御見解を聞かせていただきたいと思ひます。

○田上公述人 公立学校などの教育事務がどういう性質を持つかというの

は、実は私も正確にお答えができないのでありますが、少くとも自治事務と

申しますか、公共事務ではない、かように考えます。その意味においては、

警察などと同様に国家的な性格を持つておる。つまり各自自治体で――極端に

申しますと、その区域内の住民さえ承知すれば、どんないいかげんな教育で

もよろしいかという、それは言えないのであります。やはり全国的に見

て、将来の国民というものを考えますと、教育は、どんなにいかへ参ります

しても、決して都市の学校に劣らないような教育を学校にすべきだと思ひま

す。そういう意味において、国家はやはり重大な関心を持つて、十分にこれ

を育成される必要があるかというのであります。ただこれは、本日の問題を

多少はずれるかと思うのであります。が、私の先ほど申し上げましたのは、

警察作用も、いわゆる自治体警察は、憲法で申しますと、地方自治の本旨に

よつて、当然固有といひますか、各市町村に初めから備わつておる、ちよう

ど個人の基本的な権利のごときのものである。だから絶対に国家はこれを奪つて

はいけない。各市町村には最後まで警察権を残すべきだという議論が、しば

しばあるのごいひますが、これは少し間違つてゐるに思ふのでござい

まして、これの一つの理由は、さつきから申しましたが、公共事務であるとい

は、結局その地元の住民、あるいは地元のこれを代表する議会な

り、あるいは公安委員会なり、そういう

ところと適当に判断して、自分の方

はしいて制限はしなくても、もしはか

の方で問題が起れば、他の地区にお

て集会や何かについての規制をする

であらう。そういうふうな形になります

と、自治体警察がそうならば、これは

非常な弊害だと思ふのであります。元

来は警察はそうではないのであつて、やはり自分の区域を越えたもつと

大きな角度から事務を考えるべきだと思ふのであります。そういう意味にお

いて、行政事務だと思ふのでありま

す。そして行政事務だということ、同時に国家も必要があればその事務を

みずから行うことができるという意味でございまして、その点は必ずしも憲

法でいう地方自治の本旨を害するものではないけれども、ただいたずらに政

府の方で警察権をみずから行ひ、地方の自治体からは警察権を取上げるとい

うことになりまして、これは民主政治の上からいつて私は好ましくない、少

くとも日本の現状においては適當でないと思ふのであります。事情の許す限

り、やはり地方において行われるのが私は政治的に正しいと思ふのであり

ます。けれども現状において、最小限度でありまして、そういうやむを得ない全国的な事件、災害とか、騒

乱、内容はかなり議論があるかと思ひますが、とにかく最小限度においては

やはり国家がみずから責任をもつて警察権を發動することが必要である。し

かし実際にそういう事態はほとんど起きないけれども、またわれわれは、通

常の警察だけでなくて、それ以外に、やむを得ず国がみずから警察権

を行わなければならない場合もあるの

ではないか、そういう点に、先ほど申

し上げた行政事務の特色があるように思ふのであります。もし自治体の公共

事務であるといひますと、現に町村には多くの場合に警察権が与えられて

いない。また都道府県も、もし憲法上の地方公共団体であるといひます

と、市町村と同じような意味の警察権が初めから備わつておるはずであり

ますが、しかし現行警察法はそうではないのであります。そういう点から考

えましても、単純な自治事務、公共事務とは考えられないのであります。

○大石委員 松本さんにちよつと尋ねます。私はあなたの話を途中から

お聞きしまして、はつきりわかりませぬけれども、最後に自治体警察を認

めるならば、五大市のみに自治体警察を存置すべきであるということをおし

やいまして、そういうことはどういふ理論上から出たのでしようか。私

は現在のままの自治体警察、現在の警察法そのまゝを存置してこそ、真に

民主警察であると思つておる。あなたはそのようなことをどの根拠でおし

やいまして、聞かしていただきたい。それからもう一つ。一橋の先生、婦

人に参政権を与えたが、婦人は非常に無知であるとおしやいました。男に

も無知な人はたくさんいます。これは警察法を審議するところで、警察法に

対する公述人としてあなたを呼んでおるのです。ほかのことを言う必要はな

いと思ふ。あなたはとにかく思われるか。どうぞ二人の人、はつきり返事

してちょうだい。

○松本公述人 まずお答えいたしますが、五大市のみに置くべきであるとい

うふうには申し上げませんでした。少

くとも五大都市には設置する必要があると私は考える、こう申しまして、そ

の理由は詳しくは申しませんでした。が、主として次のようなことを列挙いた

しました。大都市には大都市としての特異性がある、従つて大都市の警察

がいかにあるべきかについては、大都市特有の理論があつてしかるべきであ

る、この大都市特有の警察のあり方の理論は、現にあるものを認めまして研

究するに越したことはない、そしてこれを廃止するという理由も特に見出さ

れない、こういうことをまず申し上げました。それから私の持論であります

が、司法警察と行政警察の区別ということ、非常に重要な問題だと考へて

おるのであります。この問題との関連において、都市警察のあり方はすこ

ぶる重要な意味を持つのであります。都市警察のあり方と、司法警察と行政

警察との区別、この結びつきに重要な意味を認めたいと私は考へておるので

あります。さらにもう少し具体的に申しますと、大都市の警察がいかにある

べきかというのを考へつつ、この行政警察と司法警察のあり方を考えるの

が、少くとも今日においては特に必要な適当な面である、こういうふう

に考へておつたのであります。さらに五大市にというふうに限定いたしました

のは、断りましたように、特ににはつきりとした根拠はなかつたのであります

もう少し具体的に申しますと、人口によつて線を引くというこの根拠を引

きずり出すのが非常に困難であります。もちろん維持する能力というこ

と、あるいは客観的に見て維持することと適當である、こういう二つの標準

が考へられると思ふのであります。少

れども、それにしても、人口によつて線を引くということが困難である。そ

こで私は、その線については結論をよ

う出さないであります。そういうこと

とからして、私は、少くとも五大市には大都市特有の警察があつてよいし、

研究すべきものであるから、この線は残すべきである、こういう結論になつて来たのであります。

○大石委員 しかば松本さんにちよ

つとお尋ねしたいのですが、現在の政

府は、警察を府一本にしようとする。そこで大都市にかりに特別警察があつ

て、あなたも京都ですが、園部に暴動が起つた、そのときに今度は京都市へ

応援を求めに行く、こういう煩雜さが起ります。あなたは学者ですが、私は

實際問題を言うておるので、五大市

のみに特別警察を置いたら、京都市な

ら京都市の特別警察に、園部に暴動が起つたときにさへざられる。實際問題

とあなたの方の話が合わない。こういうときに一体どうしたらよいのでござ

いまいしょうか、お教を願ひたい。

○松本公述人 特別警察を置くという

ことの意味が私にははつきりいたしませんのです。

○大石委員 それでは私わかるように

言ひます。あなたのおしやるように、京都市に警察を特に置く。そうす

ると、今度はあなたが知つていらつしやる園部に暴動が起つた。園部の人

は困つて、今度どこへそれを頼みに行くのですか、それをちよつと教えてくだ

さい。

○松本公述人 今園部というふうな具

体的な例が出ましたが、園部は京都府警察の管轄区域に入るわけでありま

す。そこで園部にそのような暴動が起

つたときには、京都府警察に責任は集約されるわけであり。逆の言い方をしますと、京都府警察がその警察事実を決定するとか、あるいは解消するとか、除去するとか、そういうことを行う立場に立つわけでございます。

○大石委員 私の言うことがわかつたのでしようか。(笑)

○松本公述人 その場合に京都府の特別警察というのはどういう意味なんですか。

○大石委員 京都府に隣接している園部という町があると思います。現にあるんです。その園部に京都府の警察に頼みに行こうとしても、京都府の警察というものは孤立してしまふ。京都府というものがあつたために、園部に援助に行こうと思つても援助することができない。こういうときには一体どういふふうになるか。私の言うことがわかつたのでしようか。(笑)

○松本公述人 わかりません。

○大石委員 わかるようにもう一べん言います。あなたのつしやるように、京都府に京都府警察を認めるとする。そうすると、隣の園部に暴動が起つた場合に、その援助を京都府に頼みに行かなくちやならぬ。そういうときに、一体園部の人はどうなるかというのを聞かなくては。

○松本公述人 その場合には、園部は京都府警察の管轄の区域なんです。京都府警察がまず出て参ります。援助を必要とする場合に、京都府警察がどこに援助を求めるといふと、通常の場合、京都府警察に援助を求めることになるかと思ひます。なお京都府警察が特別警察であるとおつしやい

したが、私は京都府の警察は府県警察と同じ立場、同じ地位に置いてあるというのを申し上げたのであります。ですから特別の警察ではないと思ひます。

○大石委員 特別警察という名前を引いたことはどうかしらないけれども、そこに繁雑なものができます。あなたが五大市に警察を置いたらよいと言われるが、それでここに繁雑なものができるのはどうするかというのを私が聞いているのです。

○松本公述人 指摘されましたように、繁雑なものが起り得る可能性はあろうかと思ひます。けれどもその繁雑なものがあり、不利なものが出て参りまして、不都合な結果が出て参りました。それ以上のプラスを私どもは見ることがあります。具体的に繁雑なものが出、マイナスが出ても、そうしたものの以上大きなプラスのあることを認める、こういう立場でありますので、考え方がその点において根本的に違つてゐるかと思ひます。

○大石委員 プラスといふとどんなことですか。どんなことがマイナスになるか、わからぬから教えてください。

○松本公述人 先ほど大都市に警察を置いた方がいいという理由としてあげましたもの、まずそれが基本的な私の考え方でありまして。なおさらに具体的に申し上げれば、大都市が、特に警察を運営して行くあらゆる面における能力を持つてゐるものと考えられるといふこと、それからそれが設けられまして、他の単位であるところの府県警察との間に起るマイナスがかりにあつたにしても、大都市が自分の区域内の平穩を実現するといふことに比べをすと、

その方の利益が大きい。大体こんな考え方でありまして。

○大石委員 それでかりにこれを横浜市にたとえましますと、横浜市に自治体警察を置くとする。そうすると、横浜市に隣接している川崎市は、横浜市にさへえられる。そうすると、神奈川県に警察は孤立する、こういうときは一体どういふふうにしたらよろしいでしょう。これをお尋ねします。

○中井委員長 大石さんにちよつとお尋ねしますが、あなたのおつしやつてゐることは、現行法で行くのか、改正法で行くのかというところに議論のつきりしないところがあります。

○大石委員 私は現行法を選んでおります。しかしこの方が特別市制を言われましたから、それで私は質問してゐるのです。たとえて言つと、横浜市に自治体警察を認める。そうすると、横浜市に隣接している川崎市は、横浜市にさへえられて、神奈川県に警察は孤立してしまふ、もしこういう事態が起きた場合にどうするかということをお尋ねしてゐるのです。

○松本参考人 大石さんの指摘されてゐる点でしたら、むしろ現行法による弊害が大きいということを私考するのではありませんが、それと具体的な点にどうあるか、今ただちに申し上げかねますが……

○大石委員 五大市側に置くといふのではない。現行法にあなたは賛成なんですか。それをはつきり聞かしてください。

○松本参考人 少くとも五大都市には置く価値を認めることができると結びました。

○大石委員 そしたら現行法のままで

よいじやありませんか。

○松本参考人 その点についてはそうなります。

○大石委員 十万以上ある市のところには置いていいと言つてゐる。それにあなたは何ゆゑ五大都市のみを強調されるかと私は言ふんです。どうですか。

○大矢委員 実はその問題で私も尋ねようと思つておつた。これは五大都市と言わず、大都市という言葉を使つたように記憶しております。少くとも大都市には必要だといふ、大都市の限界、内容について私は聞こうと思つたら、ちよつと大石さんが聞きまして、

そこで考えてなかつた、少くとも特別な行政区を持つてゐる大都市には必要だ、こういうので、幾らに切るかといふことはまだ考えていないといふこととありますから、それ以上お尋ねいたしません。私は今度の改正で一つ非常に疑問になることは、大都市の問題に關係するのだから、たくさんな警察署を持つてゐる。そこでその府県警察本部長が任免権を持ちますから――

警察官の異動に対しては、もちろん公安委員会の意見も聞く必要がありますが、実際としては任免権を持つております。この本部長が――先ほどあなたは刑事司法と行政といふものを区別する必要がある、こゝ言われておりますが、特に大都市の警察署というものは、行政警察の部面非常に仕事が多い。その場合に、この警察署管内の住民がこの人のおつてほしいと念願して、警察本部長がその署長の異動をかつてにやる、私は実際問題としてこういうことが非常に出て来ると思ふ。特に警察本部長は国家公務員である、一方

警視正以下は地方公務員であるから、国家公務員である警察本部長は、雇い主の市長、あるいはまた市のことを考へずに――全然考へないわけではないのでしようけれども、その人事の異動をかつてにやられるといふことでは、警察と民衆のつながり、また地元としてはもつとおつてももらいたい人を置けなくなるようなことに、警察本部長の考え方によつてなるのではないかと。もちろん法律的に規定すれば、そういうふうな国家公務員が地方公務員の人事権を持つことはできるかもしれないが、自治といふものを尊重するといふことから考へますと、国家公務員が来て、それで地方公務員を自由にあつちややる、こつちややるといふことは、行政警察面から見ると非常な不合理な面がある。こういうことが一つ。

いま一つ、両教授にお尋ねしたいのですが、私が申すまでもなく、民主主義は住民の基礎の上に立つてゐるものであります。それを尊重するといふことは当然であります。昨年、どうしてもいけないならば、それを住民投票によつて住民の意思によつていつても改正することができるようになるように、改正しておきながら、今年一年もたないうちにまた取上げてしまふ。これはほんとうの約束から行きますならば、こゝいう法案をつくらうと思ふが、改正の意思のある者が出て来い、それからどうするといふことをやる。それをこゝいう生活に重大な關係のあるものに対して、政党の一片の考え方であるのかどうか。もちろんわれわれは住民を代表して選ばれて出て来ておるのだから、われわれにまかされてお

るといふまでもありますが、しかしこれほど生活に重大な関係のあるものを、しかも法律に拘束しておきながら、せつかく置いてほしいというものをか

つてに取上げるというこのやり方は、はたして民主主義の理念ということに

せんが、政治道徳的に、あるいは法的に約束したものをごいう処置によつて取上げることはどうか、こう思うのでありますが、それについて、それは多数決でやればやむを得ないのじやないかと云われるのか、あるいはそういうことを法律で約束したのだから、手続上としてそういうことをするのが民主的とお考えになるのか、その点をお伺いしたい。

○田上公述人 ただいまの御質問は、住民投票をもつて廃止に決定したところは廃止すべきであるが、そうでないものは自治体警察を残すべきであるという御意見のように拝聴したのでありますが、私地方をまわつて聞いてみますと、小さな自治体においては、むしろ住民投票を希望しない向きがかなりある。これはこういう席ではどうかと思ひますが、住民投票を行いますと、そのために地元でかなり政治的に意見がわかれまして、ことに小さいところでは、ふだん親しくしておる者が、賛成、反対というふうになつておる者が、賛論をすることになつて、はなはだおもしろくない。法律ではつきりときめていただいた方がぐあいがいいという意見もかなり出て来ております。もちろんこれは大都市の警察の問題ではないのでありまして、比較的中小の自治体の警察の問題であります。一その場所は申し上げませんが、

も、そういう意見もかなりあるようでございます。

それからもう一つの、ただいまの御質問に対するお答えといたしまして、確かに地元の意見を聞かないで、一方的に国会の法律で自治体警察を地元から奪うということとは、はなはだ非民主的ではないかと御懸念のように伺つたのでございますが、これは憲法九十五条の解釈でございます。九十五

条で、そういう極端なおそれのある場合には、その法律は地元の自治体において住民投票で賛成がなければ効力を生じないという規定がございます。けれどもこの制度は、特定のきつめて少数の地方公共団体にのみ適用される法律を国会がおつくりになる場合でありまして、広く一般に一定の——たとえば人口何万以下の市においては自治体警察を認めないというような法律、そういう程度であります。これは国会でおつくりになれば、比較的公平な立場でございますから、住民投票の必要はないし、また私は決して非民主的な方法ではないと思ひます。

もちろんそれは国会が御賛成になつたときでありまして、政府が提案いたしましたも御反対になれば、これは全然問題にならないわけでございます。各選挙区、各地方を代表された議員がおいでになりますから、ここでおきめになれば、その点の非民主的であるというおそれはなからうかと思ひます。

なおただいまの大矢議員の御質問に對するお答えではないのでございますが、先ほど大石議員からおしかりを受けます、実ははなはだ恐縮しておるのでございますが、私はすでに二十年来女子の政治教育にも関係しております。

して、かつて教えた者の中には、すでに婦人代議士も出ておるのでござい

す。毎年数百人の女子の学生に對して政治教育をやつておるのであります。と、かくいつまでも子供のように考えま

ふうに思つておるのでございますが、幸ひただいまのお言葉によりまして——これは私どもの教えた人がどうだといふわけじやございませんが、もうすこしまで進んでおるといふうに伺ひま

す。私の言葉が足りませんところはおわび申し上げたいと思ひます。

○中井委員長 ちよつとこの機会に政府側の答弁を求めることにいたしました。それは先ほど門司君からの御質疑がありまして、後刻取調の上答弁するということになつておる問題です。門司君は間もなく退席されなければならぬ格別の御用件があるようでありますから、この機会に特にこれをさし

さします。谷口国警次長。

あつたようであります。そのときに午後八時三十分ごろ、市の野田といわれ

る捜査課長から国警の警務部長に對して、電話でもつて、特別に人数その他の希望はされませんで、一応たいへん

な状態だから、国警から応援をしてください。その場合に、当時国警の隊長は、皆様に御承知と思ひますけれども、昨年の同時刻ごろに同様の競走というところにあります。日産化学の争議の問題に關連いたしました、当国会に参考人として上京をせられておつたのでございまして、隊長は不在であつたわけ

でございます。従つて警務部長に連絡がございまして、警務部長といたしましては、その水害で全県的に相当な被害があるという情報も入つておりましたし、特に小国という方面、さらに飽託郡というような方面は、ほとんど全滅に近いのではないかといつたような情報も入つておりましたので、今申しました市警の捜査課長の方からの連絡につきましては、全県下の情勢判断がい

まだ十分につかれない、従つて今ただちに国警として市の方へ応援を出すことはできないということを申ししたようであります。それを市の方でも了承をせられたのであります。翌日に至りまして、逐次全県下の情勢が明瞭になつて参りましたので、国警の側におきましては、翌二十七日の朝の六時ごろには、市内が水浸しになつておりましたので、警務部長と警備部長がボートに乗りまして市警の本部に参りまして、今申しました野田捜査課長その他の幹部に警備の応援措置等につきまして、直接国警側から出向いて相談をいたしましたようであります。そのときに市警の本

部長も、やはり数日前から熊本市内を離れられまして、県下の南の方のあるところに行つておられたようでありまして、本部長がおられないから十分に結論を得ないままで、そのときは相互に引揚げたようであります。

先ほど申し上げました国警隊長の方は、二十六日の夕刻非常な水が出たという事情を聞きまして、こちらの国会の証言を終りますと一緒に、急遽急行列車をもちまして帰りまして、九州へ着きました。連絡の方法も相当困難でありましたが、例の有明海を和船を雇ひまして、非常な冒険をして二十八日の午後九時ごろ帰郷いたしましたような状況になつております。そうしていろいろ情報報告を聞きますと、やはりこのままで待つておいてはいけな

い判断もされまして、隊長としては、ただちに市の本部長と市の公安委員長においでをいただきまして、そして国警としては、その後の情勢判断から見て、罹災を受けてない地域の職員も相当おるから、いつでも応援を出しなうというところを、むしろ国警隊長から御相談をかけたようであり

ます。この場合も、応援を受けた場合の食糧が市の負担になるかと、あるいは経費がどうかとかいうような関係で、いささか市の側において躊躇をせられておつたように報告は聞いておるのであります。国警隊長といたしましては、今や経費とか食糧とかいうような問題は問題ではない、むしろそういうものにつきましては、国警側でめんどうをみよう、ぜひ出しなうという

ことを強く申しまして、二十九日の六時に相なりまして、市の方から応援要請を、正式に人数と日時をつけ加え

まして要望をいたしたようでありま
す。その文書によりますと、三十日の
朝から制服部隊百二十名、私服部隊十
名、これだけを応援してもらいたい
という正式の応援要請でありまして、
その要請の通り、六月三十日の早朝
から、今申し上げた部隊を応援配置に
つけたというふうな事情になつておりま
す。なお久原熊本市警本部長の御証言
の中にもありましたが、国警は四日後
に来たが保安隊に出てもらつた、こ
ういうお話でありましたが、四日後にな
りました詳細の事情につきましては、
今申し上げた通りでございます。

あわせて参考までに保安隊関係につ
いて申し上げます。さつそく出勤いた
しました保安隊は、先ほど申しました
国警の警務部長がいろいろ市と連絡い
たしまして、ただちに国警側の応援
を情勢判断上出すわけに行かないとい
う判断から、熊本市内の健康にある保
安隊の出動方を国警側から知事に要請
をして、その結果といたしまして、翌
二十七日の早朝二百名の保安隊が市内
に応援に出た。誤解を招きませんため
に詳細に申し上げれば、その後逐次保
安隊の増強がありまして、一番多い場
合においては千二百名程度の保安隊員
が応援に出たようでありまして、この
最初の二百名以外の逐次の増強につ
きましては、市側から知事を通じて保安
隊の応援を要請したというふうな事情
に相なつておるよう聞いております。
以上はなほ簡単であります。御
説明申し上げます。

○中井委員長 ちよつとこの機会に皆
様にお諮りをいたします。天池公述人
におかれましては、他に御出席になる
べき時間が迫つて参つたこととてこ
ざいます。天池さんに對しましては格
別の御質疑もないようでありますか
ら、この際御退席を願ふことにしても
御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中井委員長 さように決定いたしま
す。天池さんにはお忙しいところお
いでいただき、貴重な御意見を承る
ことができたことは、まことにあ
りがたく存じます。委員会を代表して
厚くお礼を申し上げます。御退席くだ
さつてよろしうございます。

引き続き質疑を続行いたしますが、時
間も五時を過ぎること二十分、何とぞ
簡明なる御進行を願ひたいと存じま
す。石村英雄君。

○石村委員 松本先生に伺いたいと思
います。あるいは私の聞き違ひだつた
かと思いますが、実は今度の改正法で
私が疑問に思つておりましたのは、国家
公安委員会と警察庁との関係でござ
います。この法案では、警察庁は国家公
安委員会の事務局、こういうふうに
はつきり規定してあります。先ほど先
生は、事務局のようなものだと思つて
いるようなお話があつて、そうして
国家行政組織法との関係を御論じにな
つたと思ひますが、これは私の臆測で
あるいは間違ひかもしれませんが、従
来事務局である。現在におきまして
も、国家公安委員会を離れて警察本部
というものが一人歩きをしておるのじ
やないかという感じがいたすのであり
ます。今回の改正法によりまして、先
生は事務局だと思つたが、先生は
お話になつたように聞いたのですが、
政府からは事務局ではない、これは
ちやんとした国家行政組織法による庁
というふうな御説明があつたのです。

こうなると警察庁は、なるほど国家公
安委員会の管理のもとに仕事をすると
いうことにはなつておりますが、独立
の一つの庁として一人歩きます。こ
うなるものではないかという懸
念があるのですが、先生の事務局だと
思つたが、先生の前提のものと御見解との
関係、私の聞き違ひだつたら別です
が、さらにお聞かせ願へば仕合せだ
と思ひます。

○松本公述人 国家公安委員会が総理
府の外局であるということは、法案の
四条でまず理解されたいと思ひます。と
ころが十五条によりまして、警察庁と
いうものが国家公安委員会のもとに置
かれるとあります。ですからその二つ
の規定からすれば、国家公安委員会が
外局の庁であり、警察庁がその事務局
であるといふ判断がでる、こういう
ことを最初申し上げました。ところが
警察庁の組織なり、運営に當つての権
限の内容なり、それから国家公安委員
会その他の関係など、法案を仔細に見
て検討しますと、大まかな言ひ方であ
りますが、国家公安委員会も警察庁も
ともに外局であるという感じを著しく
与える、こういうことになりました。そ
うすると国家行政組織法の第三条、特
に第三項に照して疑問が出て来る、並
びに国家行政組織法の第六條に照して
も問題が出て来る。単に警察庁という
名称だけでなく、その権限の内容、
運営の方法などにおいて問題が出て来
る。そこでこの点はどうも私にははつ
きりしないという気持を持ちながら、
先ほどそこまで意見を申し上げたわけ
であります。

○石村委員 私は一人歩きというよう
な、非常に俗な言葉を使いましたが、
先生のお考えも、俗な言葉を使えば、
今のお話で一人歩きをしようになると
いうふうにお考えなんではないかと
思ひます。警察庁が国家公安委員
会から離れてしまつて一人歩きとい
う意味なのでございませうか。

○石村委員 そうなんです。この法律
によつて当然そうしたことが出来るよ
うになつて来るんじゃないか。

○松本公述人 多少の懸念を持たぬで
もありませんが、私としては、今
ただちにそういう結論は出せません。
私としては申し上げるのは、国家行
政組織法の第三条と第六條に照してど
うも疑問がある。新しい行き方もしれ
ないけれども、そして新しい行き方が
いいかもしれないけれども、国家行政
組織法という国家行政組織の根本法が
あるのであるからして、それに違反す
ることはもとよりいけないが、矛盾す
る、どうもおかしい、こういう方法は
とられるべきではない、こゝまで私の
気持として申し上げることはできると
思ひます。

○中井委員長 西村君。

○西村(力)委員 松本先生にお尋ね
いたしますが、先生は先ほどの御証
言で、国家公安委員会の委員長が國務
大臣であつても、何ら行政法上の支障
はない。法律的にはそういう解釈にな
るでしようが、今まで公述人の意見の
中で、國務大臣にあつてということ
は、不偏不党であるべきその原則を、
もう当初からくずしているというぐあ
い。昨日は戸倉弁護士が言われまし
た。それからきよの午前中も、担当
の國務大臣に時の政府の政党内人が
なつて、また委員の中に同一政党内
人が二名出るといふことになれば、これははつ

きりと公安委員会の性格が不偏不党と
は言えないようになるんだということ
を言われ、それは、行政法の法的解釈
を積み立ててやれば、何らそこにさし
つかへないけれども、そういう公安
委員会の機能が不偏不党に運営される
ことを確保する上からは、やはりそう
であつてはならないという一つの政治
的見解はおとりになることができま
せんか。

○松本公述人 その点について申し上げ
ましたとき、私はたしか、自治庁の
ことと保安庁のことを取上げて、
自治庁の長官が國務大臣、保安庁長官
が國務大臣とそれ／＼申し上げたと思
ひます。国家公安委員会が総理府の外
局であるという立場を貫くという、
行政組織上としては國務大臣が委員長
になつてもさしつかへない、その意味
においては一向問題にはならない、こ
こまで申し上げたのでありまして、そ
うすることによつて警察の現実の運営
がどうであるかということには一切触
れませんでした。そこで今の御質問
は、その点について松本の考えを述べ
よというふうな受取れるのであります
が、憲法の六十五條に、「行政権は、
内閣に属する。」とありますが、その
属し方は、単に個々の行政が内閣に属
するといつておるのではなくて、一般に
行政は内閣に属すると述べておる、そ
ういふ理解を私はするのであります
が、その内閣が重要な警察という行政
に關する、国家公安委員会のあり方
並びに動き方に重大な関心を持つこと
は当然であり、そしてその考えが達成
せられるようにすることもまた必要で
ある、そういうふうな考へて参ります
と、多少の問題点が出て来るかもしれ

ないけれども、しかし別の面から、内閣の責任を全うするということがさらに重要な問題であるからして、多少の不都合が出て来ても、内閣の責任を全うするという点からはそれがいい、こういう気持です。

○西村(力)委員 公安委員会を認められる前提は、やはり人民のコントロールということ、あるいは先生も、公安委員会そのものが時の政府権力と同一の立場をとつたのでは存在の意味がなくなることは御了解になつていらつしやると思う。ただいまの御説のごとき、内閣の責任というものが先に走つて、それが第一次的なものになつて来れば、公安委員会の存在を否定する結論になるのではないかと思う。どうもそういうふうな論理は進んで行くのじやないかと思うのですが、その点、先生の御見解はどうでありましようか。

○松本公述人 やはり私は、行政組織の立場から、委員長が国務大臣であつてもさしつかえないという気持が、お話をそこまで伺いましたが、動きません。

○西村(力)委員 それではただいまのに関連しまして田上先生にお伺いします。

ただいまの松本先生の結論からいいますと、田上先生のおつしやるこの警察法そのものと、警察国家に進むであろうという危険というものは、これは一致するのじやないという考え方と同じ趣旨のものであると私は聞えるのです。そういううぐあいに法の筋は立つても、現実にはわれ／＼の懸念は一切拭ききれないのですが、この警察法そのものは組織法であるから、その警察権の作用——作用の性質ということを先

ほどたび／＼お使いになられましたか、そういうことは関係ないということをお聞きしても、私たちは納得できない。これは組織法そのものの中にも、当然一つの行く方向を定めるいろいろな関連があるであらうと思うのですが、関係がないと言われました。このもう少し詳しい御説明、もし組織法において関連がないといううぐあいに断定されるならば、そこで、しかしこれこれのものが一つの最低として保障されなければ関連がなくなるといふ御見解を、ひとつお聞かせ願ひたい。

○田上公述人 ただいまの西村議員の御質問に對しまして簡単に御答へ申し上げます。

組織法とそれから警察作用に関する法律、これは作用に関する法律はもちろん統一されておられませんので、代表的には、たとえば現在の警察官等職務執行法などございしますが、私が現在の警察法を組織法だと申し上げましたのは、つまり警察法の、あるいは法案のこの規定だけでは、実際に申しまして、警察当局は何も人民に対して権力を行うことができない。どうしてもこれは一々各作用について個別的に法律がさうに用意されなければならぬわけでございます。武器を使用するにいたしまして、その他営業について、道路交通取締りについて、その他御承知の公安条例のような集団行進などの取締りにつきまして、この警察法だけでは何も当局は手が出せないことは御承知の通りであります。その意味におきまして、基本的人権を保障する、あるいは警察国家になることを防止するという意味においては、そういう警察作用に関するいろいろな法律

をおつくりになるときに慎重に御考慮願つて、それが公共の福祉のためにやむを得ないと、必要がないのかかわらず行き過ぎた取締りをもし含むものであれば、その作用に関する法律を一批判されて、あるいはこれを適当にお直しになるでしうけれども、今回の警察法案はそういうた警察権そのもの、警察に関する実力と申しますか、そういう統制権そのものには何ら触れていないで、むしろ別に作用に関する法律によつて与えられる、あるいはすでに与えられているその権力をどのように動かして行くかというのでありまして、いわば物に入ると申しますと、器であつて、器の中に入れるものが甘いものであるか苦いものであるか、そういう中味とは一応別に私も考えているのでございします。もちろん組織につきましても、組織のあり方によつて、その同じ権力を別に作用の法律から与えられるべきときに、それが非常に強いものになることもありましようし、大して力を発揮しないかもしれない。であつて力から、もちろんこの警察組織の法律も、十分にわれ／＼人権の保障について慎重に考えるべきだと思つてございします。その点では、先ほどからお話に出ております公安委員会というもの、その他いろいろ自治体警察というものを、従来と大体同じ線において考える。都道府県の警察は、従来に国家地方警察のようなものであつてはならないと考えるのでありまして、その点行政管理原則として地元の公安委員会の手に移す、いろいろなくふうが当然考えらるべきであり、またただいまの内閣総理大臣と国家公安委員会の

関係、国務大臣を入れるかどうかという点も、もちろん将来の警察運営して行く上に、警察の民主化という点で、十分にお考えいただきたいのでございします。しかし警察権そのものは、これは別に他の法律によつて与えられるべきものと考えておりますので、その点を先ほど申し上げたのでございします。御承知と思いますが、はなはだ恐縮でございしますが、私の気持はそういう点でございします。

○北山委員 関連してちよつと田上先生にお伺いしますが、組織に関する法律というのと作用のこととわけまして、そして警察権の濫用というのはどちらかといえば、警察作用を規定する法律の審議の際によく注意すれば防げるのじやないかというお話、一応形式的にはそう考えられるのですが、しかし問題はやはりその作用に関する法律というものを、警察機関が忠実にこれを守るかどうかということにかかつて来ると思ふのです。今までの警察が、法律を逸脱してやつていくという事例が過去においてもたくさんあつて、それが人権蹂躪等においてよく現われておるのじやないかと思ふ。この一つの例を申し上げて、そしてこれが正しいかどうかについてお伺いしたいので

す。実は現行警察法のもとにおいて、国家公安委員会の規則というものをつくつておるわけですが、国家地方警察の基本規程というのでありますが、それを見ますと、これは昭和二十三年にきめて以来たび／＼改正をしておるのですが、第二条に、「長官は、国家地方警察の執行の長とする。」こう規定している。こういうことがはたして現行警察法の第十三条ですか、そういうもの

のと矛盾しないか、それから基本規程の第十条の第二項には、「長官は、国家地方警察の職員、管理、規律及び服務に関する規定について、警察法並びに民主的な警察実務の改善に資するよう、必要な改正を国家公安委員会に勧告しなければならない。」その国家公安委員会の指揮監督下にある長官というものが、委員会に法の改正なり、そういうものについて勧告をするというふうな規定になつて、非常に独立しておるような規程が設けられておる。それから基本規程の第十三条には、「長官は、皇宮警察の行う職務については、国家公安委員会の委員長と定期的に協議するものとする。」公安委員会の指揮監督下にあるそういう長官というものは、そういう業務内容、やる仕事について、自分の上級のものと協議をしなければならぬというふうな規則をつくつておる。これは私は、現行警察法の第十三条に違反するものである、かように考えるのですが、そのように、現在の組織自体において警察法を忠実に守らなければならぬのに、国家公安委員会の規則において、そのような警察法のもとにおいてどうかと思はれるような内部規則をつくつておるのだ。こういうふうな違法をどう／＼やつておるようなことではならぬ。私はやはり組織そのものについても、そういうような違法をしないので、まじめにきめられた法律の範囲内で職務を執行するような組織を考えなければならぬじやないか、こう思うのですが、先生のお考えを伺ひたい。

○田上公述人 ただいまの御指摘の部分は、私も実はまったく同じように考えるのでございまして、確かに現行警

のと矛盾しないか、それから基本規程の第十条の第二項には、「長官は、国家地方警察の職員、管理、規律及び服務に関する規定について、警察法並びに民主的な警察実務の改善に資するよう、必要な改正を国家公安委員会に勧告しなければならない。」その国家公安委員会の指揮監督下にある長官というものが、委員会に法の改正なり、そういうものについて勧告をするというふうな規定になつて、非常に独立しておるような規程が設けられておる。それから基本規程の第十三条には、「長官は、皇宮警察の行う職務については、国家公安委員会の委員長と定期的に協議するものとする。」公安委員会の指揮監督下にあるそういう長官というものは、そういう業務内容、やる仕事について、自分の上級のものと協議をしなければならぬというふうな規則をつくつておる。これは私は、現行警察法の第十三条に違反するものである、かように考えるのですが、そのように、現在の組織自体において警察法を忠実に守らなければならぬのに、国家公安委員会の規則において、そのような警察法のもとにおいてどうかと思はれるような内部規則をつくつておるのだ。こういうふうな違法をどう／＼やつておるようなことではならぬ。私はやはり組織そのものについても、そういうような違法をしないので、まじめにきめられた法律の範囲内で職務を執行するような組織を考えなければならぬじやないか、こう思うのですが、先生のお考えを伺ひたい。

○田上公述人 ただいまの御指摘の部分は、私も実はまったく同じように考えるのでございまして、確かに現行警

のと矛盾しないか、それから基本規程の第十条の第二項には、「長官は、国家地方警察の職員、管理、規律及び服務に関する規定について、警察法並びに民主的な警察実務の改善に資するよう、必要な改正を国家公安委員会に勧告しなければならない。」その国家公安委員会の指揮監督下にある長官というものが、委員会に法の改正なり、そういうものについて勧告をするというふうな規定になつて、非常に独立しておるような規程が設けられておる。それから基本規程の第十三条には、「長官は、皇宮警察の行う職務については、国家公安委員会の委員長と定期的に協議するものとする。」公安委員会の指揮監督下にあるそういう長官というものは、そういう業務内容、やる仕事について、自分の上級のものと協議をしなければならぬというふうな規則をつくつておる。これは私は、現行警察法の第十三条に違反するものである、かように考えるのですが、そのように、現在の組織自体において警察法を忠実に守らなければならぬのに、国家公安委員会の規則において、そのような警察法のもとにおいてどうかと思はれるような内部規則をつくつておるのだ。こういうふうな違法をどう／＼やつておるようなことではならぬ。私はやはり組織そのものについても、そういうような違法をしないので、まじめにきめられた法律の範囲内で職務を執行するような組織を考えなければならぬじやないか、こう思うのですが、先生のお考えを伺ひたい。

○田上公述人 ただいまの御指摘の部分は、私も実はまったく同じように考えるのでございまして、確かに現行警

警察法として基本規程、もつともこれはひとりで国家地方警察の基本規程にとどまらず、各自治体の警察の基本規程においてもほぼ同様であろうと考へるのでございます。監視監督その他警察長に対して、自治体の方でも、やはりその市町村の公安委員会がその運営なりあるいは行政管理局を大体的に包括的に委任している。ただ一般的な基本方針を規定するだけにとどまるといふところは、現行警察法の原則から申しますと、かなり大きな矛盾があるように思ひます。ただこれはもう過ぎ去つたことであり、また私は詳しい実情を存じませんが、二十三年の基本規程が制定された当時は、まだわが国が占領されていて、そうしてその点でかなり総司令部の方でもいろいろ意見が食い違つていたように思うのであります。もちろんこれは不正確な私の記憶でございますが、そういう意味で、条約発効後の今日においては、当然この点をすつくりと明確にしなければいけない。現在の矛盾のままで、不明確なまままで残しておくことは非常に将来によろしくないことと考へるのでございます。将来そのような法律と基本規程、公安委員会の規則の内容がそういうふうな矛盾することは私は反対で、そういうことがあつてはいけないと思ひるのでございますが、現在のところは、ただいま御指摘になりましたような二十三年のあいひう当時の事情で、そしていろいろ総司令部の方の意見も違つておつたやうでありますし、これはあるいはやむを得なかつた、かと思ひるのでございます。簡単に答へいたします。

○北山委員 ところがたゞいまの基本

規程は、占領下の進駐軍の指令でやつたものらしいから、そこに違法があつてもあのままで、しかしこれは直さなければならぬというやうな話だつたと思ひますが、しかしこのやうな部面における行き過ぎにおいては、一向直されてないのです。議和後においても相当期間がたつておる。しかしこういうやうな警察権が今の公安委員会の管理から独立してやつて行くといふやうな事柄については、占領の行き過ぎは一向は正されておらぬ。そして逆の面だけを正しようとするのは、私どもは実は納得行かないので

それかたもう一つ申し上げたいのですが、きよの午前にも、熊本の市警の隊長がお話になりましたが、現在の国警長官、あるいは国家公安委員会、それはいわゆる行政管理局の範囲で地方の警察を指揮するやうな関係になりま

釈して、違法を一向何とも思はないやうな風潮になつて来ておる。このやうな情勢のもとでは、先生がおつしやるやうに、警察作用の法律の方で慎重にやればよいのだ、組織に関する方はもういいんだというやうなことは、私どもは納得が行かないのですが、それらの点に関連してもう一べん伺ひしたい。

○田上公述人 たゞいまの御質問でございますが、新しい警察法のもとでは、もちろん私も、選挙の取締りのことは、警察庁と申しますか、国の警察の方で扱うべきことではない、これはやはり当然に都道府県の警察で処理すべきであつて、将来もしそういうやうなことがあつたらどうかという問題に對しましては、私はもつぱら府県の警察で行うべきである、こう考へるのでございます。

それから先ほど私お答え申し上げましたが、占領されておる時代であつたから、そこで基本規程と警察法とに矛盾があつたのはやむを得ないといふことを申し上げましたが、もちろんこれは規程の上で矛盾があるやうに見えるのでありまして、ただ実際にそれをどのように扱つていたか、この点は私実情を存じませんが、はつきり申し上げられないのであります。ただ、あるいは訓令のやうなものが国警の本部から出たといひまして、それは私どもの学問的な立場から申しますと、もちろん法律が効力があるのであつて、従つてその法律に違反する訓令のごときは、その限度においてはもちろん効力がない。われわれ人民としてはどちらに従うかといへば、警察法の規定に従つて解釈をし、それに従うのは当然

でございます。内部的な訓令、指揮監督というやうなことは、それは警察法に違反するものがなほ実際にものを言ふというのではなくて、私どもは、やはり現行法の解釈としては、警察法に従つて、法律に従つて解釈をしております。

それからもう一つは、さつきからいろいろお言葉がございしますが、もちろん警察組織に関する法律も、警察権の濫用を防止する点で十分な考慮が払われるべきであつて、警察作用の法律にもつぱらその問題をゆだねるという意味では決してないのでありますから、これはあるいは言葉が足りなかつたかと思ひますけれども、申し添えておきます。

○西村(力)委員 田上先生のるるの御説明を聞きまして、けれども、どうもポイントに接しない御答弁を承つておるんです。それはそれでやむを得ませんが、松本先生も、それで警察三法の制定を急がれたといふことを仰せられた。組織法とか職務執行法とか身分法とか、そういうものを整備せられたらいいとおつしやいましたが、その際においても、やはり田上先生のごとき、もしこの法律が制定されても、相互に牽制し合うことなく、それ／＼獨立し得るやうなやうなぐあひに考へられるかどうか。その三法が相互に作用して、警察権力の性質とか、強さ、系統、そういうものを規定して行くのだというお考へになるか、同時に制定しなければならぬというやうにお考へになるかどうか、御答弁をお願いいたします。

○松本公述人 先ほど組織法と職務執行法と身分法としての警察公務員法の

三つの制定を望むということを申し上げました。この三つのものが完全な形でありまして、初めて警察の全般的な運営が、望ましい線において運営されるものだと私は考へております。その点からすれば、組織法と職務法と身分法の三つがともにそろつてできるやうのがいい、当然こういうことになるわけでありまして、けれども私は、それは意見として申し上げたのでありまして、今のところでは、すでに出された法案についての意見をいうことでありますから、苦しいながらもそうした希望を持つておるけれどもとして、法案の内容について意見を申し上げます。

○西村(力)委員 そういう場合にも、田上先生が仰せられるやうに、組織法をつくつても、それは警察の作用を左右するものではないという立場をとられるかどうか、その点をお聞きしたい。田上先生はそういうことを仰せられた。松本先生はその三つをつくるんだ、これは希望意見としてではあるけれども、もしつくとすれば、そういう場合においては、組織法は何ら警察の性格をきめるんじやないという立場をとるか、それは相互に関連し、作用して行くんだという立場をとられるか、その点についてのお考へを伺ひたい。

○松本公述人 組織法が組織にとどまつて、運営にさして響かないというやうな考へ方は、私はいたしません。組織法といへども運営のための組織なのでありますから、その限りにおいて重大な関係を持つものとして考へております。

しかしここで一言申し上げておきた

いと思いますが、組織をきめる場合には、運営のことを考えてやらなければならぬ。組織の筋の通らないようなことをしてはならない、これは私の平素の考え方なんです、そう思っております。

○西村(力)委員 もう一点お伺いしたいんですが、それは門司さんが大分心配されて、少くとも五大都市には都市警察をということでありましたが、十分に警察のあり方を正しくするため、研究の途上にあるという立場をとられておる限り、少くとも五大都市にとどめるというのを一歩進めて、現在の警察の制度の育成強化ということ、は、もつと努力して育成して行く、こういう立場をとつて、その間に検討して、先生の希望として申される方向に持つて行くことが正しいと一歩前進せられないかどうか。学者の結論に対して、とかくの希望のものを申し上げて悪いのでございますが、何しろ日本の民主主義は——先ほど加藤議員は、民主主義が成就したから、われわれは代議士になつたのだと言われるけれども、われわれとしてはどうしてそういうふうには考えられない。警察法について、日本が明治維新のとき誤つた立場をとつたので、そういうことをやつて行きたくない。形においては資本主義の形をおつかけて行つたけれども、人間革命においては全然それが並行して行かなかつたという誤つた方向をとつてゐるので、日本の悲劇はいつまでも残つてゐる。警察法も、発生的にもう少しわれわれは留意自重して、住民の意思で、住民の協力で、住民の

○中井委員長 西村君、御質疑は簡潔に願います。

○西村(力)委員 立場で行くことが正しいと思う。そういう立場をとつて行けば、ほんとうに警察官も、おい、こらというところはどこからも出て来ないようになつて来るし、また国民の心のすみにも、警察はこわいものであると思わせないようにするまでわれわれは努力して行かなければならぬのではない。そういふ立場から、少くとも五大都市に——というよりも、都市警察、自治体警察をもつと現在程度、あるいはそれ以上に努力して育成して行くという立場をおとりになることはできませんかどうか。

○松本公述人 私が警察制度の根本的な考え方として申し上げました行政警察と司法警察の区別、この点がはつきりいたしませんと、ほんとうのところ、私は都市警察のあり方についても結論は出て来ないのであります。行政警察というものは、自治体が当然主体になつていいものだという考えを持つておられますし、それから司法警察については、国家が主体になるのが至当であるという考えを持つておるのであります。そうした考えを制度の上に実際に現わすためにはどうするかという問題に行きましたとき、その都市警察のことも当然考えなくちゃいけないのです。ところが今の法案では、この行政警察と司法警察の区別をするという立場が全然とられておりませんので、私にはその点についての結論が出て来ないのであります。そこでやむを得ず——と言つてもいいと思うのですが、法制上の概念として、五大都市というものがあつて、五大都市には大都市としての

特殊の性格がある、従つてそこには特殊の警察というものがあつてであらうし、あるべきである。そういう点からしまして、少くとも五大都市にはいふに言ひまして、そうして司法警察と行政警察の区別の問題をからみ合せて、そこにおいて研究してみたらどうか。こういうふうになつてしまつたのであります。

○中井委員長 松本教授にちよつと関連してお伺いしますが、ただいま仰せられた「からみ合せて」といふ問題は、どういう意味にとつていいのでございましょうか、詳細にひとつお知らせいただきたいのでございます。

○松本公述人 お答えいたします。先ほどから申し上げておりますこと、行政警察は自治体が当然主体たるべきもの、この点に出発点を置きて述べます。このように自治体が当然行政警察の主体となるということにいたしました、しからばどういふ自治体に行行政警察の主体を認めるか。府県を考へる町村を考へるわけでありまして、ところでこういう決定をする場合には、こういう自治体には認めてはいかぬという理由があるかどうかということから始まるのがよろうかと思ひます。そこで私の線に沿つて考へてみます。府県に置いてはいけなかつたか、市町村には置いてはいけなかつたか、あるいは市には置くが町村には置いてはいけなかつたか、そういうような置いてはいけなかつたという理論は、私の考へてゐるところでは、どこからも出て来ないのであります。つまり府県にも市町村にも、一切行政警察に関する限り認めていいという結論が出て来るのであります。そうするとたちどころに、その行政警

察の主体としての府県だとか、市町村だとかいふものがどういふ形において主体になるか、このことの考へに至らなければいけないわけでありまして。飛躍いたしました、そこから都市警察へ続けたのであります。

○中井(徳)委員 同教授からお話を伺ひまして、啓発されるところも非常に多かつたのであります。一、二お尋ねをいたしたいと思ひます。最初に松本さんにお尋ねいたします。純法理的な建前から行かれますと、今度の改正案の公安委員会の委員長は、国務大臣でもよいということでありまして。純法理論から行けば私もそれでもいいという考へ方でありまして、筋を通すため、ということになります。都道府県の公安委員会に知事が入りまして委員長になつてやる、それが任命するということでも、やはり私は法理的にはちつともさしつかえないと思ふのですが、どうでございましょうか。

○松本公述人 法の規定がどうであるかということから決定されると思ひますが、今の法案では、地方の公安委員会は地方の知事の所轄のもとに置かれるとありますから、今のお話は少し食い違つておるようには思ふのですが……

○中井(徳)委員 私は仮定のことを聞いておるのです。それで法案をそういうふうにご修正しても法理的に可まわぬかということ。国務大臣ならばいい、総理大臣が公安委員会の委員長になつてはいけなかつたか、その点から伺ひます。

○松本公述人 総理府の外局という線から、それはいけないという結論が出

て参ります。

○中井(徳)委員 それでは都道府県の公安委員会に副知事が入ると、それは法理的にいいかどうか。

○松本公述人 もちろん違法であるとか違法でないとかいうことは、事実の問題じゃありませんから断定することはできません。従つて問題は、そのような法を規定することが、すでに存する法体系に照らしてどうか、こういう問題になると思ふのですが、その場合の私の考へとして、ごく簡単に申しますが、まず公安委員会が知事の所轄のもとにあるというふうにした限りは、それはできない。それは所轄ということがもちろん指揮監督じやないことは明らかなので、意見を述べたり希望を述べたりするということの内容としたものであります。そのように所轄ということをはつきりして、その委員会が置かれておるものとしたならば、そうしたお話のようなところまで発展することはできない。

○中井(徳)委員 一応半分ばかりわかつたのであります。どうも私も法律の専門屋ではありませんから何ですが、総理府の外局であればいい、府県であればいいかぬ、どうもその辺のところはよくわからぬということにしておきます。

それから、私も今この法案を大いに検討中でありまして、実際しろうとのような質問が出ると思ひますが、御容赦願ひたい。田上先生にお尋ねしたい。先ほど、現在の改正法案は警察組織法というべきものである、それ以外に警察法ということになれば、一体警察は何をなすべきであるか、警察とは何であるか、あるいはどうい

ことをやつてはならぬかというふうな、いわゆる警察作用といふものが、そういうものをいうのだと思つたが、実際は組織法であつたといふふうなお話でありました。このことは実は私もまったく同感なのであります。といひまするよりも、私は現在の警察制度を全般に眺めて改革をするというならば、まず第一に、あなたのおつしやる警察法、まずこの大幹をつくつて、それから組織とか、あるいは警察官の任務というふうなものに入つて行く。少くともこれがなくしてすぐ組織を改革するというのは非常におかしいというので、実はこの委員会でも質問をしたことがあつたわけでありました。そのときの回答には、警察官等職務執行法というものがあつたといふことであつて、調べてみますと、条文のあまり長くないもので、私も非常に疑問といひたいのであります。そこで私どもの素朴な考え方としてましては、これだけの改革をやるのであらうから、まず警察法を――あなたのおつしやる警察法を先にすべきである。それをどうしても先にやつてもらつて、一年や二年遅れたつていいから、今のいわゆる警察組織法に該当するものに手をつけたらどうかというふうな気持ちを持つておるのであります。田上先生のその点に対する率直な気持ちを伺いたいののであります。

○田上公述人 ただいまの御意見はまことにごつともなのでございまして、ただ税法やなんかと違ひまして、警察法というものは、その性質上抽象的・一般的の規定が実は困難なのでございまして、これはことに急を要する、臨機応変と申しますか、そういうふうな措置がかなり多い。でありますから、現在の警察官等職務執行法などは、もちろん実力行使する場合の規定であつて、われ／＼が考えます警察作用に關する法律というものは、まだほかにたくさんある。警察の許認可などに關する制度は全部警察作用の法律でございまして。しかしそういうものを網羅的に規定することはなほ困難であつて、外国にもあまり例がないように思ふのであります。と申しますのは、結局警察権の発動というものは、基本的人権に對してこれを規制するといふか、制限をすることに關するわけでありまして。でありますから、一般的にそのいかに廣く持つた範圍でその活動を認めるということとは、必ずしも好ましくない。むしろ具体的な個々の場合につきましては、最小限度において警察作用といふものを法律で認むべきである。だから最小限度といふのは、やはり現実の情勢によつてもちろん變化するのであります。たとえば公安条例、これは法律でなく地方の立法でございまして、これなんか、やはり時としては屈出制度で十分だと思はれる場合もあり、そういうときにも許可制度をとつておれば、それは行き過ぎであつて、われ／＼が考えますと、憲法違反だと思ふのであります。けれども、しからば常に許可制度が憲法違反かという、そうでもない。やはり具体的な各時代と申しますか、その時期によつて、情勢によつてこれは變化して行くものでありますから、各種の基本的人権に對応しまして、この集會の自由についてはどの程度まで警察権によつて制限ができる、あるいは言論に對して、學問の自由に

對して、その他人権をすべからずと並べまして、そのおの／＼について警察権の発動が可能か、可能ならばどの程度に許されるのか、そういうことを考えることは非常に困難であり、またほとんど不可能ではないか。時代なり社會情勢によつては、ある部分はまったく自由に放任しなければいけない、警察権は絶対に手をつけてはいけないという場合もあり、そういう時代、時期もありと思ひますから、そういう意味で、あまり抽象的、一般的な警察作用に關する原則を法律で打立てるといふことは、困難だと思ふのでございまして。そういう意味で、簡単な警察作用に關する基本原則を法律の条文におつくりになることは私はけっこうだと思ひますけれども、警察組織ほど明確な、あるいは網羅的な規定は、おそらくよほど時日を要するのではないかと。ちようど消防組織法に對する消防法に相當するもので、それは現在警察官等職務執行法等で一応考えられておるようでありまして、しかしそれ以上に徹底して法典化するといふことは、容易でないことと存じます。

○中井委員長 中井君、まだお進めになりますか、六時を過ぎまして、公述人の方々もすいぶんお疲れだと思ひますが……。

○中井(徳)委員 今田上さんからの御回答の中に、税法なんかと違ひまして、いふお話がありましたが、これはほとんどないことで、税法は具体的なものでない、一銭も税金をとれません。私はその思ひます。つくろふのはほとんど不可能と言つておるのではありません。それは考えておるのであります。それはそれくらいにしておきますが、私は日本の現状においては、この点が一番心配であると思つておる。警察國家再現とかなんといふことに對する心配は、これだと思つておりますが、また委員長にいられますから、この程度でやめておきます。

さらに身分の問題であります。松本さんは、府県の警察官なんというものは、あくまで府県の地方公務員にすぎない、それが筋が通るとおつしやいました。田上さんは、筋としてはそうではあるが、しかしやむを得ないだらうといふことで、少しこの点はかわつております。御二人を前に置いてどちが正しいかといふ、そういう失礼なことをお尋ねするのではないのであります。ただ田上さんの御説明は、今でも國家非常の際には、總理大臣が特殊な権限を持つことが出来るという法文がある、そういう面から見ても必要であるといふふうな御説明であつたと思ふのであります。私どもは、そういう法文が、今の制度では全部が地方公務員であるから必要であつたと思ふのであります。そういうふうな身分、だん／＼と國の官吏にしてしまふと、そういう法文がいらぬと申しませんけれども、な／＼と／＼仕事ができる。今のような制度であるから、特にあの言葉は非常に重要であるのだ。それは、從つて逆に言へば、警視正その他五、六人が二十人になるか十人になるか知りませんが、そういう人たちがどうも國家公務員としておらなくちやならぬという理由に、あの特別の規定は理由にはならない、かように考えるのです。田上さんの御意見をもう一度伺つておきたい。

○中井委員長 田上先生、何とぞ簡單に御説明願ひます。

○田上公述人 身分が警視正以上の警察官、これが國家公務員であるといひまして、御承知のように、この法案であります、警察官の本来の事務は、つまり重大な非常の災害であるとか、あるいは騒亂といったような場合でなければ、職務上の指揮監督はできないことになつてゐるのであります。その点で非常事態――緊急事態であります。そういう事態のもとでは全面的に指揮監督できる。これは非常な違ひであつて、私は國家公務員であるとしても、この制度の意味は十分あると考へます。それから私ども、この都道府県の警察職員を一般的に國家公務員にするといふことはもちろん行き過ぎであつて、これは最小限度に考へるべきでないかと思ふのであります。しかしこの法案に出ているような警視正以上――大体は警察本部長あたりを私法は考へてゐるのであります。それが、そういうところは、これは先ほど申し上げました警察官の所掌事務に對する指揮監督、それから緊急事態における、例外的ではあります。指揮監督、これを確保する意味において、やむを得ない必要があると思ふのであります。もしそうでなければ、この指揮監督という規定がほとんど空文に終つてしまふと考へるのでございまして。簡單に……。

○中井(徳)委員 今の御答弁ですが、私は全部地方公務員でありまして、ちつともさしつかえない、法治國家である限りはさしつかえないといふことを考へております。實際公安委員會は、自分たちが任命しない人を常時指揮監督するといふ、まことに今の法案

は奇妙な形で、実はそのことの弊害の方が多く考えておりますが、この問題はこの程度にしておきます。

最後に、先ほどから加藤委員その他からお尋ねがありました、いわゆる行政委員会の制度の問題であります。この問題につきましては、そういう委員会ができると、責任の帰属が明らかでないというの、はつきり申すと保守政党的人たちの一般的の御意見のようでありまして、私はまことにこれは奇妙なことだと考えております。直接的であるか間接的であるかは、それは問題になりましよう。しかし近代国家において、そういうことはどこにもなくあるように思うのであります。総理大臣が日本国内何から何まで全部わかつていられることは、まことにそれは望ましいかも知れません。しかしこれは国民の側から見ても、どちらがいかということは非常に問題である。われわれはそういう考え方には賛成いたしかねるわけでありまして、たとえ、うしろにおられる斎藤さんのことがしばしば、話題になるので、私はなはだ恐縮に思うのですが、ああいう場合だつて、ほんとうに総理大臣がやろうと思えば、公安委員をひとつやめてもらうということから始めるべきであつて、すぐに言うのはまことにおかしい話である。そういう過程において私はやれないことにはないと思う。またやれないようなことになつて来るのであつたか、こういうことになつて来るのであります。どうもそういう面では、この行政委員会があると責任の所在が明らかでないというふうな俗説が横行いたしておりますので、はつきりとその辺の見解をお願いいたします。

○田上公述人 これは私というか、むしろ学界の方では一般の議論でございしますが、おそらく御質問の意味は、行政委員会ということになりまして、行政権をどこに握つて、單純に議會のような監督をするにとどまらないで、みずから行政権を行い、従つて行政についての責任を負わなければならない地位にある。ところがその行政委員会が合議制でございまして、上から訓令によつてその行政権を行うについての指揮監督をすることができない。これは、合議制は御承知のように、普通は多数決でございまして、普通は會議を開いて議論してみないとどうなるかわからない。今度のこれは言うまでもないのであります。國務大臣を國家公安委員会の委員長に入れるとしたとしても、その点はちよつと妙な話でございまして、内閣なり總理大臣の意向が必ずしも徹底しない。會議を開いてやつてみなければどんな結論が出るかわからない。従来の実績と申しますか、他の委員会の例で見まして、委員長を國務大臣にすることは、その意味からいつてもあまり効果がないようにも思ふのであります。そういう点で、行政委員会というものは内閣の意向が十分に徹底しない。そうすると、内閣としてはもちろん国会に対して責任を負うことがむづかしくなる。そうすれば、結局国民から浮き上つてしまつて、警察が独善化するというような御懸念であらうと思ふのであります。私は先ほど申し上げました、行政委員会というものは、そういう点では確かに欠点を持つてゐる。だから裁判のような性質の作用を行う、たとえば選挙管理委員会におきまして、選挙の争訟の裁判を行つたり、あるいは人事院におきまして、不利益な処分などにつきましての一種の裁判を行うのであります。そういうふうな場合は、これは裁判所と同様に、ある程度内閣から独立な地位がなければいけません。けれども一般の行政事務は、私はやはり独任制と申しますか、何らかの独裁的な機構の方が望ましいと思ふのであります。ただそれにもかかわらず、警察につきましては繰返し公安委員会を尊重すべきであると申し上げておきます。これは警察が、特に先ほどいろいろ御指摘があつたのでございまして、政治的にどの政黨というのではなくて、一般に中立性が必要ではないかと思ふのでございまして、その意味で、普通の行政委員会とは意味が違ふ。けれども、この国会なり地方議會が、直接に具体的な警察作用について当局を呼び出してこれに對し責任を問うというふうなことは、あまり適當でない。やはり議會にかつて、政治的に無色な公安委員会が、民主的に監督を加えるということが望ましいのじやないか。普通の行政委員会とはかなり性格が違つたものであります。私は警察の民主化の方法としては、この公安委員会を今日においても十分に重んずべきだと考えるのでござい

ます。○加藤(精)委員 松本教授にお尋ねしたいのであります。率直に言つて、終戦後の行政委員会は戦前と非常にかつておりまして、いわゆる地方自治法の第二条の公共の秩序を確保するとか何とかいうた皆さんの問題は、從來警察で扱つていたものはほとんど市町村の業務になつたり、あるいは保健所の業務になつたりして、残つてゐるものは、私のばつとした考えでは、自警団と交通整理ぐらいなものだと思ふのです。いわゆる先生のおつしやる行政警察というものはなくなるんじやないですか。ほとんどとは治安警察です。防犯警察も治安警察でしようし、行政警察という概念が、學問上はあり得るけれども、どうも實際問題としては、今の市町村行政、府県行政では、どうも行政警察というものはないのでないかと思ふのですが、そこが重大なところですから、ちよつとお伺ひしておきたい。

○松本公述人 簡単に答へします。決してなくなるものではありません。行政警察というものは、ある積極的な行政を行うに際しての妨害となる性質を持つたものを除く、これが眼目でございまして、(加藤(精)委員)「そういうものはみな保健所や市役所にかつてしまつてゐる」と呼ぶ)必ずしもそれは言へぬのであります。そのように消極的な目的をもつた行政作用、これが行政警察のあり方でありまして、○中井委員長 加藤君、私語を禁じます。――加藤君。○加藤(精)委員 その次にお尋ねしたいのであります。中井委員から御質問のありました点で、地方自治法の百六十六条に、副知事は公安委員会の委員を兼ねることができない、こういう規定があるから、今はそこまで行き過ぎることはできないとおつしやつたんですが、何かほかの法制との関係で、副知事は公安委員長になれないのですか。そこをお聞きしたいのです。○松本公述人 両方でありまして。兼ねることができないという考え方が法理

において成り立つ、そして法において明らかにそれが示されてゐる。簡単に結論だけ言いますと、そういうことになりません。○加藤(精)委員 立法論としては、立法すればできるんじやないのですか。法律でそうきめれば他の法律に著しく抵触するのでございませうか。世界各國で特別の任用をして、シテ・ポリスなりコミッショナーというものが事實上やつてゐるんじやないですか、それが公安委員会に入つて、行政委員会制度とかみ合せて、それでそこへ入つて来たつて、おかしくないのではな

ところは、おそいですから散会していただきますと思います。

○中井委員長 お答えをいたします。

北山君の発言に対しましては、理事会においてお諮りをいたし、しかるべく決定して参りたいと存じます。

この際公述人の両先生にごあいさつをいたします。本日はお忙しいところをわざわざ御出席いただきまして、ことにたゞいまは六時半、この間ずいぶん長い間、しかも貴重なる御意見を承ることができましたことは、まことにありがたう存じます。深く委員会を代表してお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日はこの程度で本委員会を散会いたします。

午後六時三十分散会